

【改訂】

大野市都市マスタープラン

誰もが結の心で安全・安心に、
にぎわいの中で住み続けられるまち

平成23年7月策定
令和4年12月改訂

福井県大野市

目 次

第1章 都市マスタープランとは

1-1.策定の背景と目的	2
1-2.役割と位置付け	3
1-3.目標年次	7

第2章 現状

2-1.大野市の現状	10
------------	----

第3章 将来都市像

3-1.都市づくりの目標	20
3-2.人口フレーム	21
3-3.都市づくりの基本姿勢	23
3-4.将来都市構造	28

【全体構想】

第4章 分野別の都市づくりの方針

4-1.土地利用の方針	34
4-2.交通ネットワークづくりの方針	42
4-3.公園・緑地づくりの方針	51
4-4.景観づくりの方針	56
4-5.災害に強いまちづくりの方針	58
4-6.健全な水循環によるまちづくりの方針	61
4-7.脱炭素型社会に向けたまちづくりの方針	63
4-8.「健幸」で住み続けられるまちづくりの方針	65

【地域別構想】

第5章 地域づくりの方針

5-1.地域づくりの方針	70
5-2.大野らしい地域づくりの土台となる「結の心」と 「進化したデジタル技術」	72
5-3.持続可能な地域づくりのあり方	73
5-4.市街地地域の地域づくり	76
5-5.田園集落地域の地域づくり	81
5-6.山間地域の地域づくり	87

第6章 実現化方策 –都市マスタープランの実現化に向けて–

6-1.都市マスタープランの実現の仕組み	94
6-2.都市マスタープランの評価と見直し	98

資料編

○用語解説	資料-2
○大野市都市マスタープラン見直しのためのアンケート調査結果	資料-8
○「分野別の都市づくりの方針」と「地域づくりの方針」の関係一覧表	資料-17
○改訂経緯	資料-18

第1章

都市マスタープランとは

第1章 都市マスタープランとは

1-1 策定の背景と目的

【大野市の都市マスタープラン】

- 都市マスタープランとは、都市計画法※第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、おおむね20年先の将来を展望して都市づくりの将来ビジョン、目指すべき「都市」の姿を定めるものです。
- 大野市では、平成9年（1997年）に最初の都市マスタープランを策定しました。その後、社会経済情勢の変化や大野市の都市づくりの進捗と新たな課題に対応するため、平成23年（2011年）に改訂大野市都市マスタープランを公表しました。

【大野市都市マスタープラン見直しの背景】

- 前回の改訂から10年が経過し、この間に自然災害の頻発化・激甚化や訪日外国人の大幅な増加、ICT※（情報通信技術）の高度化・普及、感染症の脅威が社会に大きな変化を促すなど、社会経済情勢にさまざまな変化がありました。
- また、大野市においても前回の改訂以降、中部縦貫自動車道永平寺大野道路の開通、（都）東縦貫線（国道157号バイパス）の整備、市役所庁舎新築・結とぴあ整備など都市づくりを着実に推し進めてきました。さらに、今後、令和5年度（2023年度）末に北陸新幹線が敦賀駅まで開業し、令和8年（2026年）春に中部縦貫自動車道の県内全区間が開通する見通しであることが明らかになりました。
- このため、改めて現在および今後の社会経済情勢や大野市の状況を踏まえ、都市マスタープランを改訂しました。

【見直しの考え方】

- 今回の見直しは、目標年次までの中間的な見直しであること、また、都市づくりは、利用する期間も整備に要する期間も長期となるインフラ整備などを主な対象とすることから、目指すべき都市の将来像を示す「都市づくりの目標」および「将来都市構造」の部分については、これまでの考え方を踏襲しつつ、新しい考え方やより推し進めるべき事項を「都市づくりの基本姿勢」に盛り込み、分野別の都市づくりの方針の該当箇所に反映させます。
- 新たな都市づくりの考え方の中でも、人口減少、少子高齢化に対応する持続可能な都市構造の形成について、大野市の地域特性に合わせた方針として、市街地地域内の「中心拠点」に都市機能の集約を図るだけでなく、田園集落地域、山間地域それぞれに日常生活の拠点となる「地域生活拠点」を形成し、ネットワークを確立することとし、「将来都市構造」、「地域別構想」において新たに方針付けします。
- 「実現化方策」では、都市・地域のさまざまな機能や活動の持続性を高めるため、大野市民に根付く「結の心」を基盤にして、市民・事業者、地域団体と行政が協働で進める都市・地域づくりの仕組みを整理します。

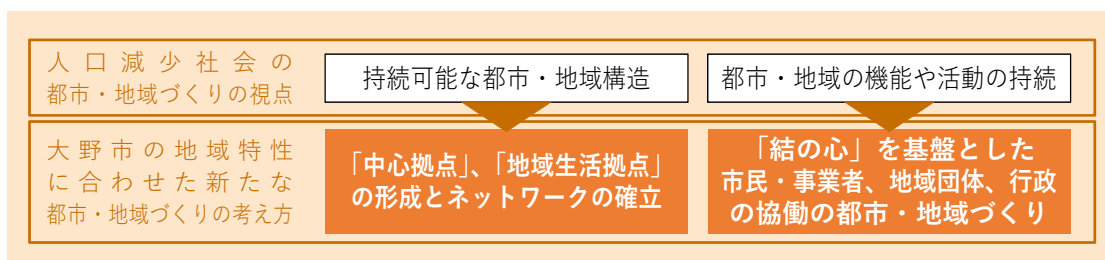


図 今回の見直しの考え方（持続可能な社会づくり関連を特記）

1-2 役割と位置付け

1-2-1 計画の役割

(1) 都市計画の目標や、都市・地域づくりの方針を示す

- 計画内容は、社会経済情勢の変化や自然・歴史・生活文化・産業などの地域特性を踏まえた上で、現況分析に基づき課題を明確にし、都市づくりの目標、将来都市構造、都市づくりの方針、地域づくりの方針を示します。

(2) 上位計画と整合し、個別の都市計画相互の調整を図る

- 都市マスタープランは、大野市総合計画や福井県都市計画区域マスタープラン※に即すとともに、土地利用・都市施設※・都市環境などの個別の都市計画について、相互に整合性のある取り組みを進めることができるよう、調整した姿を示します。

(3) 個別の都市計画の決定・変更の指針となる

- 都市マスタープランは、それ自体には直接的な法的拘束力はないものの、今後の都市づくりのガイドラインとして、用途地域※や地区計画※などの直接法的拘束力を持つ制度に対して方向付けをする基本指針としての役割を果たします。

(4) 都市計画に関し、地域住民の理解と協働を促す

- 都市計画は住民合意の上に進めることが必要なことから、都市のあるべき姿やまちづくりの方針などを検討するに当たり、市民の意見を反映させながら計画づくりを進めることにより、市民のまちづくりへの参加や協働を促します。

第1章 都市マスタープランとは

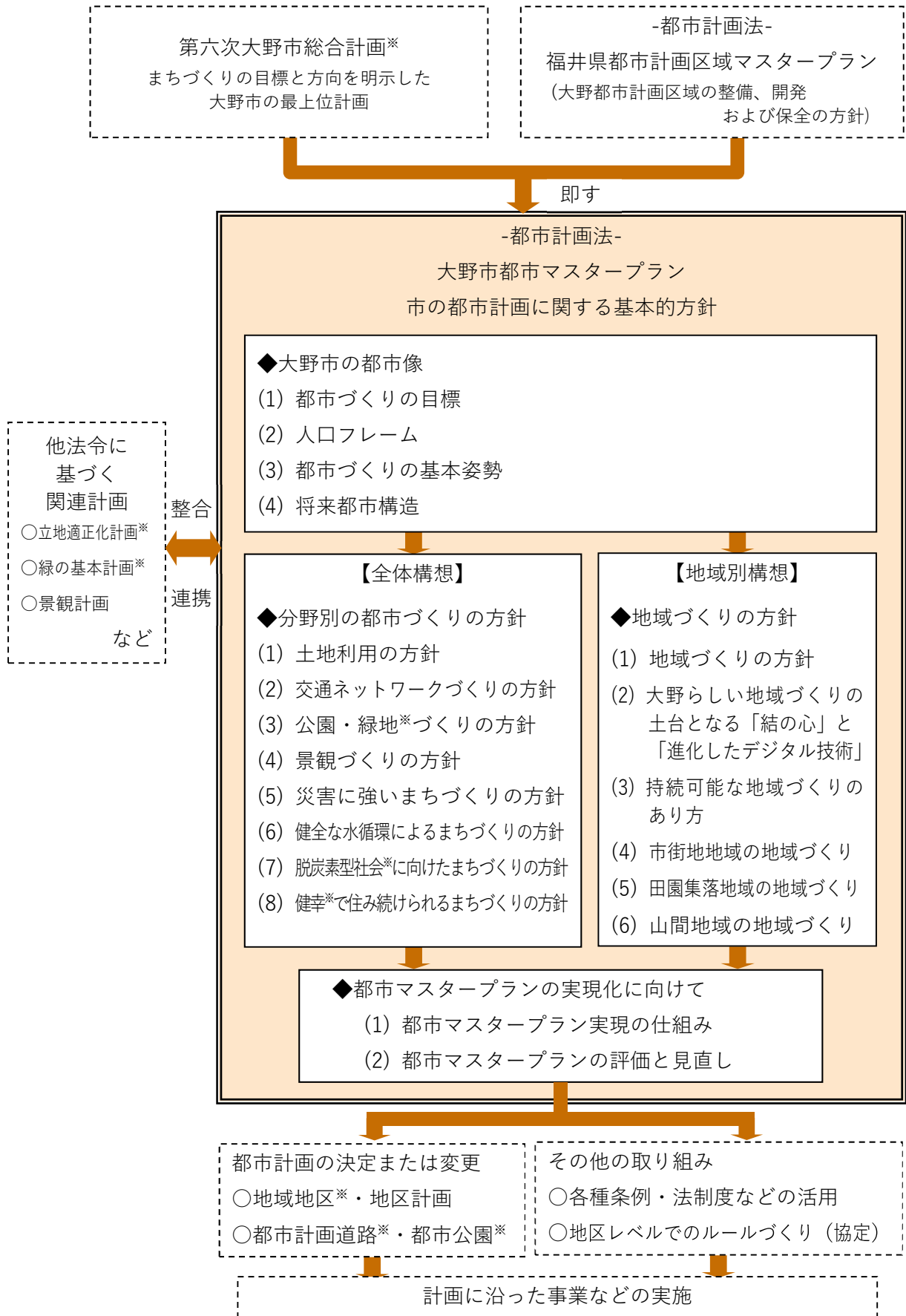
1-2-2 都市マスタープランとSDGsとの関係性

- SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ※」にて掲げられた、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標です。
- SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。
- 国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。
- このSDGsの取り組みの視点を都市マスタープランに取り入れ、持続可能なまちづくりを推進することにより国際社会共通の目標達成への貢献を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1-2-3 計画の位置付けと構成

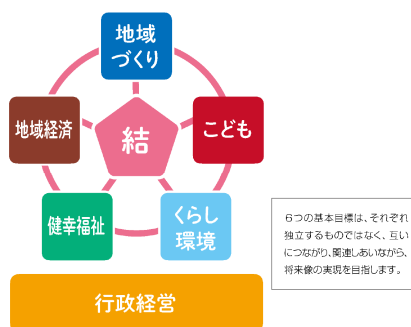


※参考：上位計画による位置付け

(1) 第六次大野市総合計画（令和2年度（2020年度）策定、目標年次：令和12年度（2030年度））

- 第六次大野市総合計画は大野市の最上位計画であり、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間で目指す、大野市の将来像や人口の見通し、まちづくりの基本目標を設定しています。
- 「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」を将来像に定め、その実現のために、6つの基本目標を定めています。
- それぞれの基本目標に対応する施策を組み、事業を実施しています。

「こども」 分野	未来を拓く大野っ子が健やかに育つまち
「健幸福祉」 分野	健幸で自分らしく暮らせるまち
「地域経済」 分野	歴史・風土と新たな強みを生かした活力あるまち
「くらし環境」 分野	豊かな自然の中で快適に暮らせるまち
「地域づくり」 分野	みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち
「行政経営」 分野	結のまちを持続的に支える自治体経営

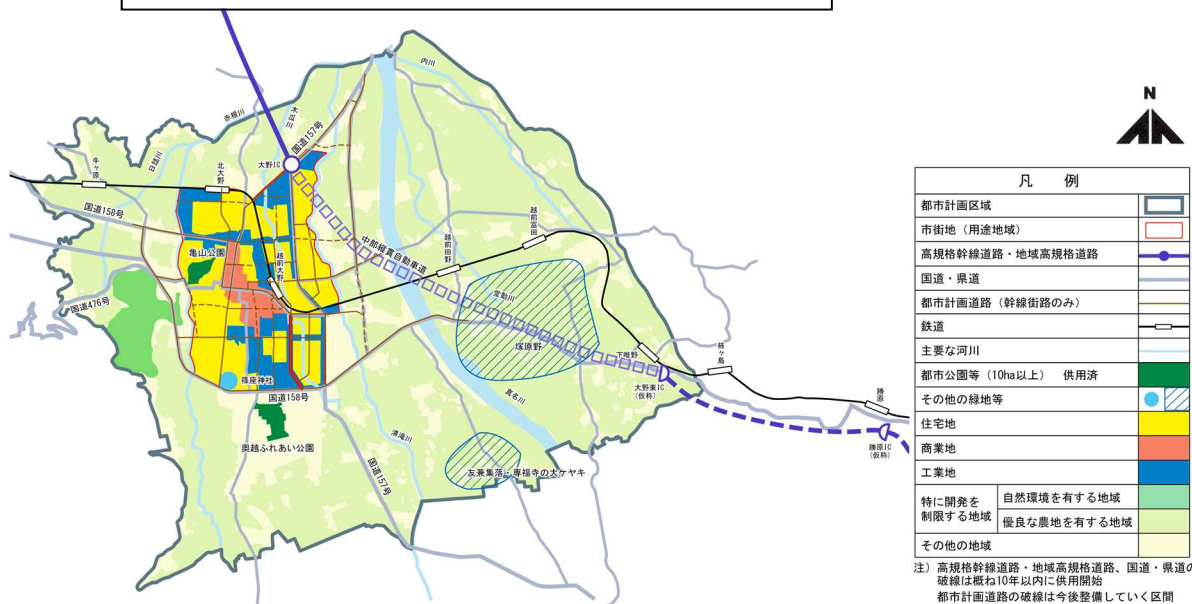


(2) 福井県都市計画区域マスタープラン(大野都市計画区域の整備、開発および保全の方針) (福井県 平成25年度（2013年度）策定)

- 福井県都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立って都市の将来像とその実現のための大きな道筋を示すものであり、主要な都市施設や区域区分など個々の都市計画に関しては、この方針に即して定められることとなっています。

■都市づくりの基本理念

- 盆地に栄えた城下町の歴史・文化を育む都市づくり



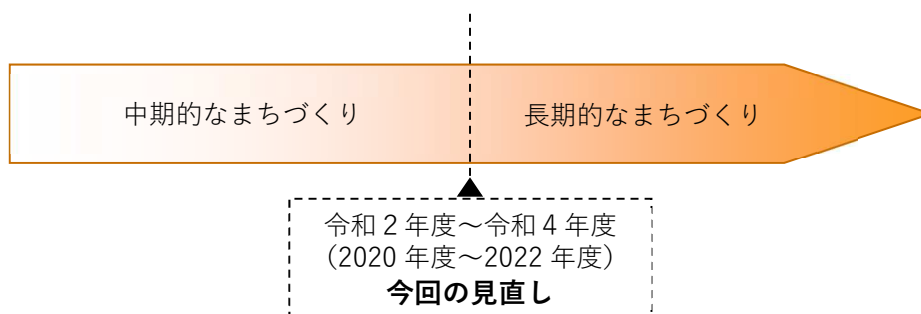
1-3 目標年次

- 大野市の最上位計画となる第六次大野市総合計画は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）が計画期間となっています。
- 本マスタープランは、平成23年度（2011年度）を計画期間の始期年次とし、長期的な展望に立って始期年次から20年後の令和12年度（2030年度）を目標年次としています。
- 引き続き、第六次大野市総合計画の終期である令和12年度（2030年度）を目標年次として計画的なまちづくりを進めます。

平成23年度
(2011年度)
(始期年次)

令和2年度
(2020年度)
(中間年次)

令和12年度
(2030年度)
(目標年次)



第 2 章

現状

第2章 現状

2-1 大野市の現状

- 大野市の位置や自然特性など立地特性や、人口構造や通勤通学流動、産業などの社会経済状況など、大野市の現状を幅広く整理します。

2-1-1 位置

- 大野市は、福井県の東部に位置し、北は勝山市と石川県白山市に、東と南は岐阜県高山市や郡上市、関市、本巣市、揖斐川町に、西は福井市と池田町に接しています。
- 交通は、国道157号が南北に、国道158号が東西に走り、東は東海北陸自動車道、西は北陸自動車道に連絡しています。鉄道はJR越美北線（九頭竜線）が国道158号にほぼ平行して走り、越前花堂駅でJR北陸本線と接続しています。

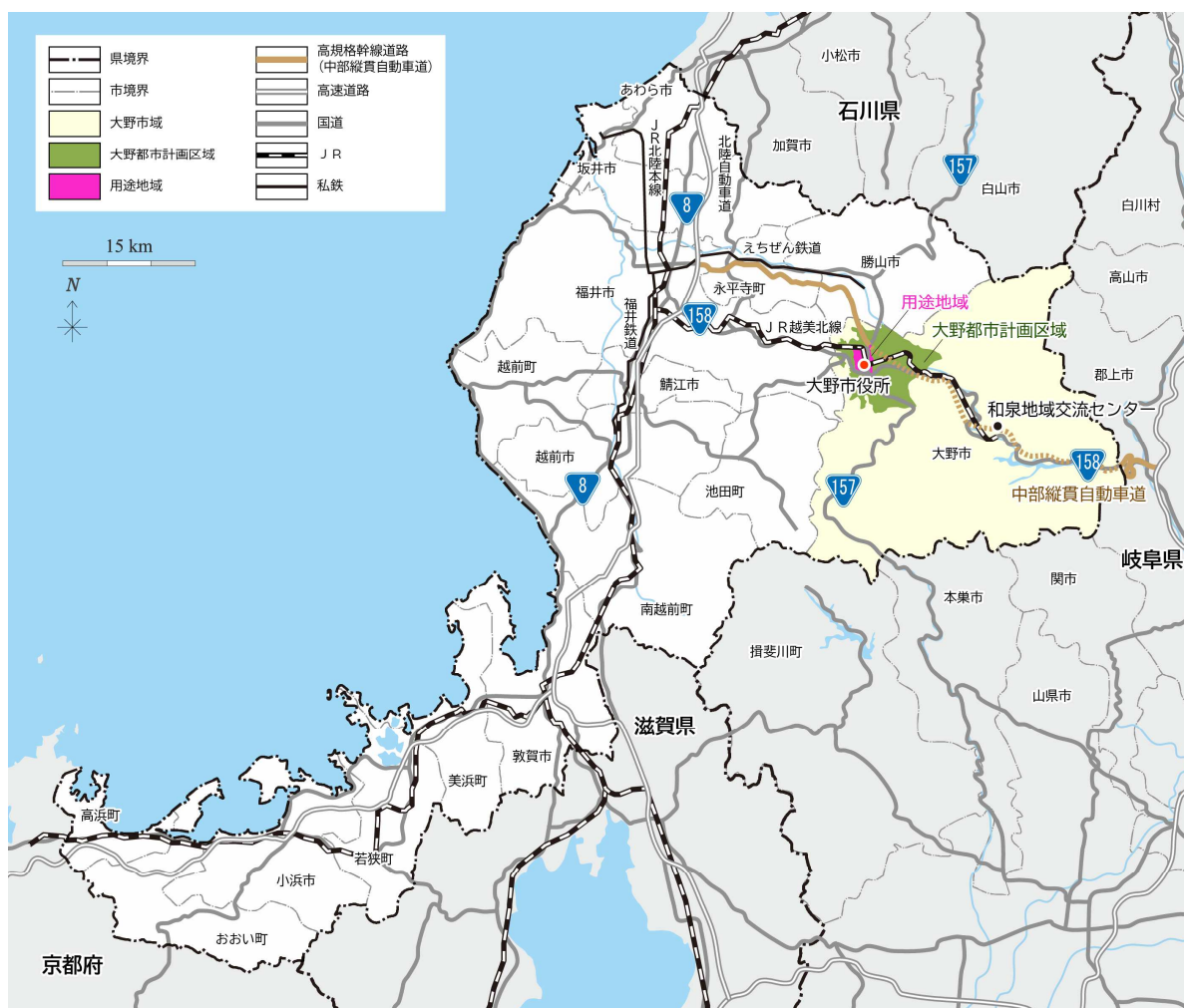


図 大野市の位置

2-1-2 自然特性

- 市の面積は、福井県内最大の 872.43km² であり、そのうち約 87% を森林が占めています。
- 市域は大野盆地とそれを囲む山々などから構成されており、大野盆地は直径約 10km の円形状で、白山の支脈に囲まれています。また、日本百名山の一つである荒島岳をはじめ、赤兎山、経ヶ岳、銀杏峰などがそびえています。
- 市域にはさまざまな地層が広く分布するなど地形・地質的にも資源が豊富で、国内外から注目されています。
- 岐阜県境を源とする九頭竜川と、その支流の真名川、清滝川、赤根川は、大野盆地を南から北へ流れています。これらの河川は、上流で九頭竜峡や真名峡などの峡谷美をつくり、下流域では大野盆地を潤しています。
- 名水百選の「御清水」をはじめ多くの湧き水があることから国土交通省の「水の郷(さと)百選」に選ばれるなど豊かな自然に恵まれています。
- 気候は、県内の他地域よりも気温が低く冬には積雪があり、特別豪雪地帯の指定を受けています。
- 地形と気候の特性から 10 月から 4 月には、早朝に盆地全体を広く雲が覆う日があり、亀山と越前大野城が雲海の上に浮かぶ幻想的な眺望景観が現れます。
また、環境省が実施した全国星空継続観察において、2 年連続（2004 年（平成 16 年）大矢戸区、2005 年（平成 17 年）南六呂師区）で「日本一美しい星空」に選ばれています。

2-1-3 歴史

(1) 市の歴史

- 天正 3 年（1575 年）、織田信長の部将金森長近は、信長から大野を与えられ、程なく亀山に城郭を、その東麓に城下町を造りはじめました。城下町は、碁盤目状（短冊状）に区画され、その外側には寺社が配されました。このとき整備された街並みが、今日の中心市街地の骨格となっています。
- 幕末の大野藩は、藩主の土井利忠により財政再建を主とした藩政改革が行われ、全国各地に藩営の取次店「大野屋」を置いたほか、大野屋の商品輸送などのために西洋式帆船の「大野丸」を運航させるなど、進取の気象により繁栄の礎を築きました。
- 明治 4 年（1871 年）の廃藩置県後、明治 14 年（1881 年）から福井県に属し、国道 157 号・158 号と J R 越美北線の開通などに伴って奥越地域の中心都市として発展してきました。平成 17 年（2005 年）11 月 7 日に和泉村を編入合併し、現在に至っています。

(2) 市街地の変遷

〈昭和 25 年頃（1950 年頃）の市街地〉

- 城下町の北端に京福電鉄大野勝山線の大野三番駅、亀山東側に役場などの公共施設が配置され、この頃の市街地は、城下町を中心とした非常にコンパクトなものでした。

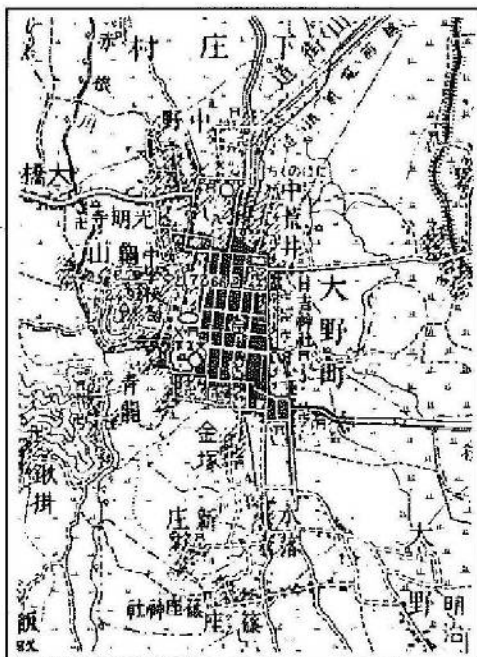
〈昭和 45 年頃（1970 年頃）の市街地〉

- 車社会の到来や高度経済成長の影響を受け、市街地は南部と東部に拡大しました。特に、J R 越前大野駅東区域の開発に伴い、亀山のふもとにあった公共施設の郊外移転が進み、現在の文化会館などが新築されました。これにより、徒歩でどこでも行くことができたコンパクトな市街地としての特性が失われ始めました。

〈現在の市街地〉

- 現在の市街地は、昭和45年頃（1970年頃）よりさらに拡大しました。東側および南側へと面的に市街地が拡大し、また、バイパスなどの整備により市街地の外周に交通が移り、その沿道では駐車場を備えた店舗の立地が進んでいます。

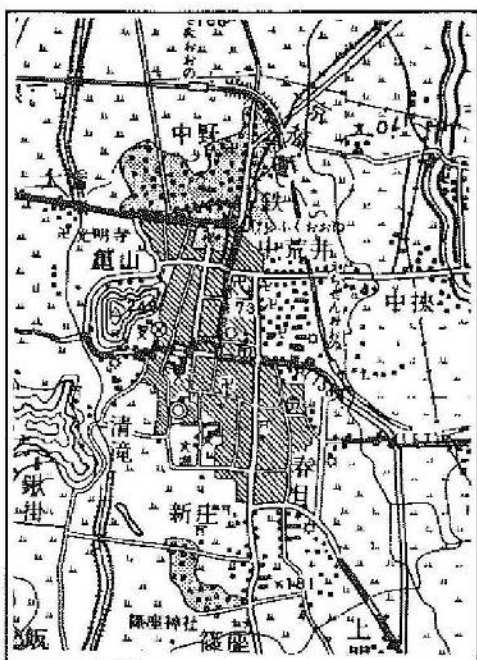
<明治42年（1909年）>



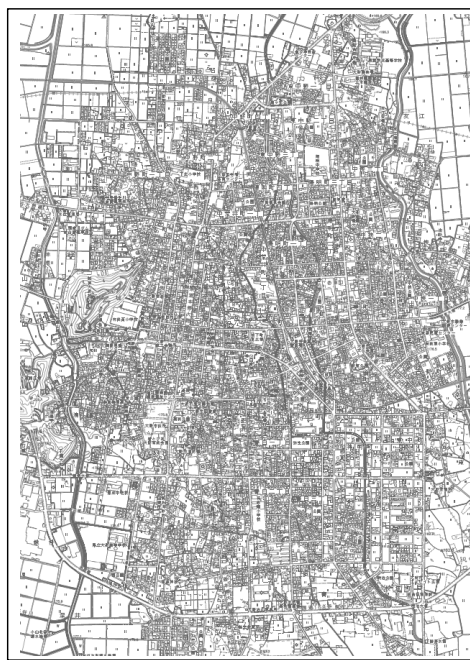
<昭和25年（1950年）>



<昭和45年（1970年）>



<現在（平成29年（2017年））>



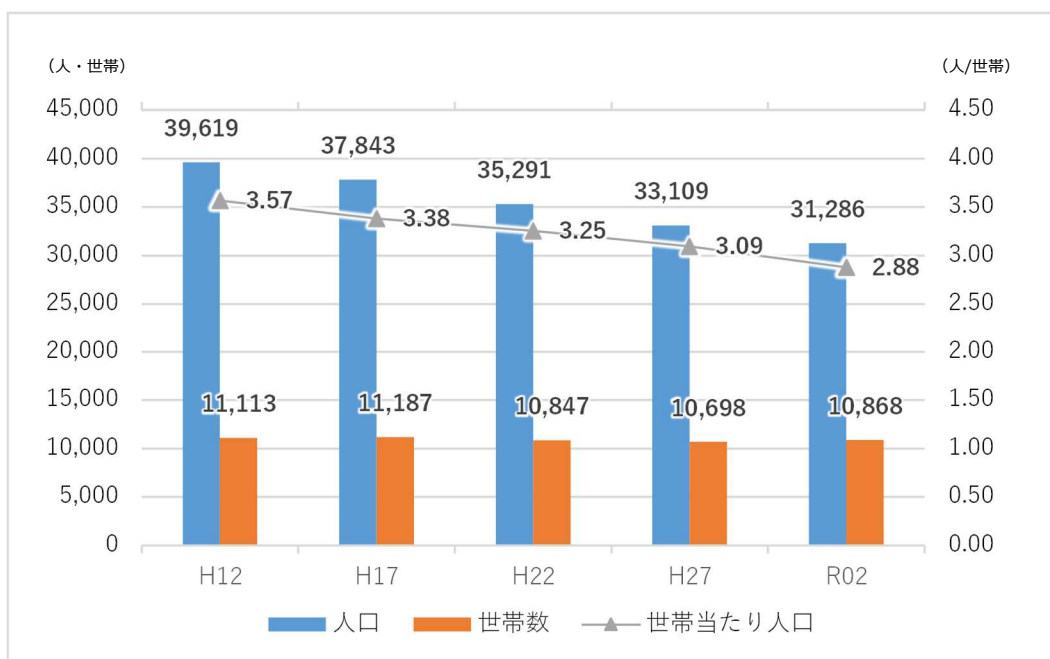
出典：日本図誌体系（明治42年～昭和45年（1909年～1970年））、1万分の1地形図（平成29年（2017年））

図 大野市街地の変遷

2-1-4 人口構造

- 国勢調査によると、令和2年（2020年）時点の人口は31,286人であり、平成12年（2000年）から20年間で21.0%（8,333人）減少しています。
- 国勢調査によると、世帯数は平成17年（2005年）の11,187世帯をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）には10,698世帯にまで減りましたが、令和2年（2020年）には10,868世帯となり170世帯回復しました。

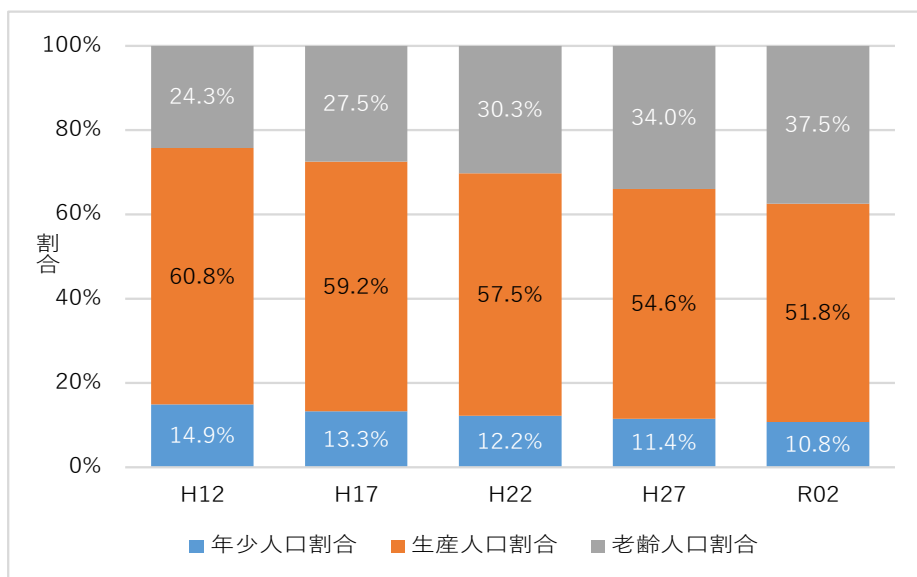
【国勢調査－人口・世帯数の推移】



第2章 現状

- 令和2年（2020年）の65歳以上人口の割合は37.5%、15歳未満人口の割合は10.8%となっており、少子化・高齢化が急速に進んでいます。
- 高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、高齢夫婦世帯（14.8%）と高齢者単身世帯（12.0%）を合わせると一般世帯の4分の1を超える水準になります。

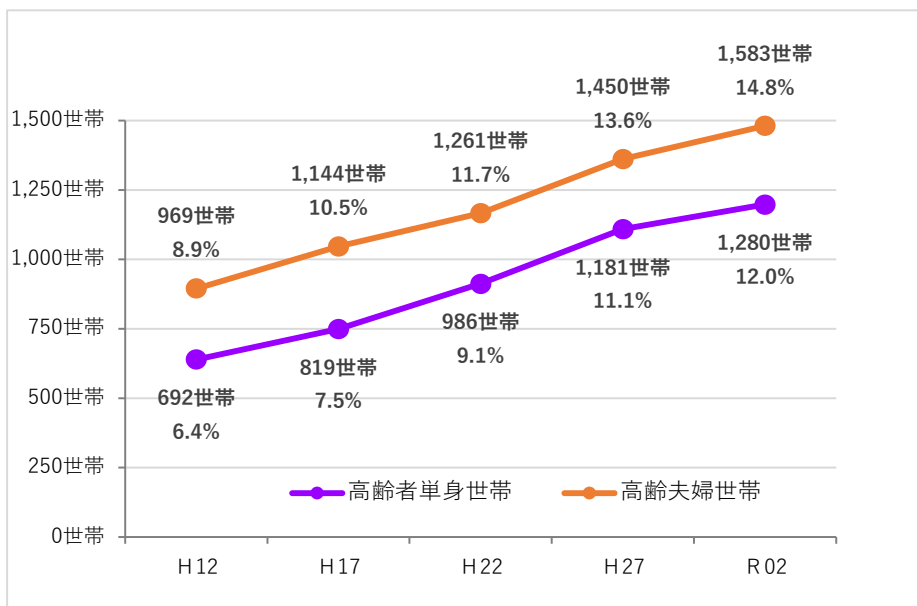
【国勢調査－年齢3区分割合の推移】



（注）四捨五入の関係および年齢不詳者数の関係で必ずしも合計が100%にならない。

出典：国勢調査

【高齢者のみの世帯数の推移】



高齢者単身世帯：65歳以上の単身者のみの一般世帯

高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上のみの一般世帯

一般世帯：病院、その他施設入所世帯を除く世帯

割合（%）は、それぞれ一般世帯に対する割合

出典：国勢調査

2-1-5 通勤通学流動

- 令和2年(2020年)の通勤通学流動を見ると、大野市内に通勤通学している市民は75.1%、他市町へ通勤通学している市民は24.9%となっています。
- 流出先を見ると、福井市が12.4%と最も多く、通勤通学で流出している人口のほぼ半数を占めています。次いで勝山市が7.7%、3番目は坂井市で1.0%となっています。
- 経済圏や生活圏の広域化が進んでおり、利便性の向上や地域経済の活性化を図るためには、福井市への移動の利便性を高めることが重要と考えられます。

【表 通勤通学流動】

就業者・通学者総数	大野市内に通勤・通学	他市町			
		流出先第1位	流出先第2位	流出先第3位	
		福井市	勝山市	坂井市	
19,810人	14,879人	4,931人	2,454人	1,533人	193人
100.0%	75.1%	24.9%	12.4%	7.7%	1.0%

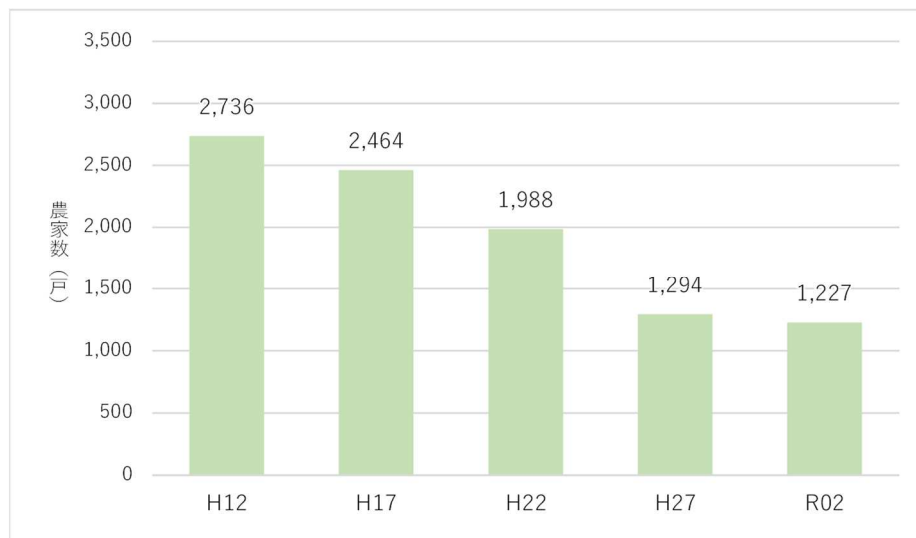
出典：国勢調査（令和2年）

2-1-6 産業・経済

(1) 農業

- 令和2年(2020年)の農家数は1,227戸となっており、平成12年(2000年)からの20年間で1,509戸(55.1%)の大幅な減少をしました。

【農林業センサス－農家数の推移】

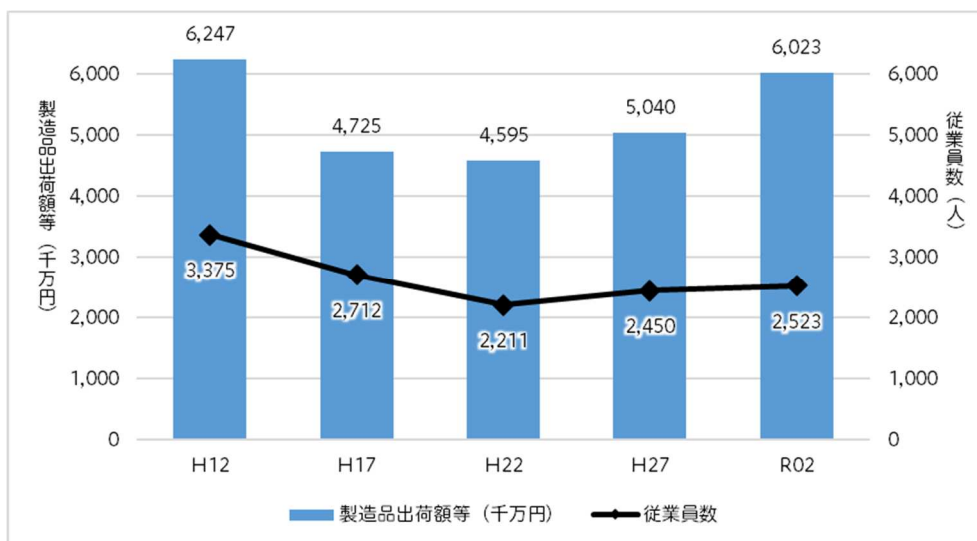


出典：農林業センサス

(2) 工業

- 令和2年(2020年)の製造業の従業者数は2,523人となっています。平成22年(2010年)までは減少傾向にありましたが、以降は増加傾向に転じています。
- 令和2年(2020年)の製造品出荷額等は約602億円となっており、平成22年(2010年)以降、増加傾向に転じ順調に回復しています。

【工業統計調査－製造品出荷額等・従業者数の推移】

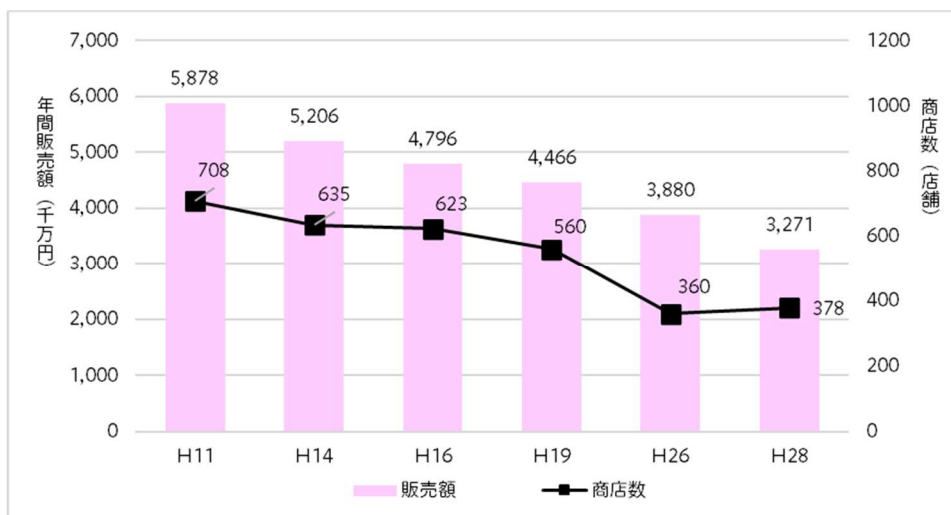


出典：工業統計調査（ただし H27 は H28 経済センサス活動調査）

(3) 商業

- 平成28年(2016年)の商店数は378店舗となっており、平成11年(1999年)当時の6割以下となっています。
- 平成28年(2016年)の販売額は約327億円となっており、こちらも平成11年(1999年)当時の約588億円から約261億円減少し、6割以下の規模に縮小しています。

【商業統計調査－年間販売額・商店数の推移】

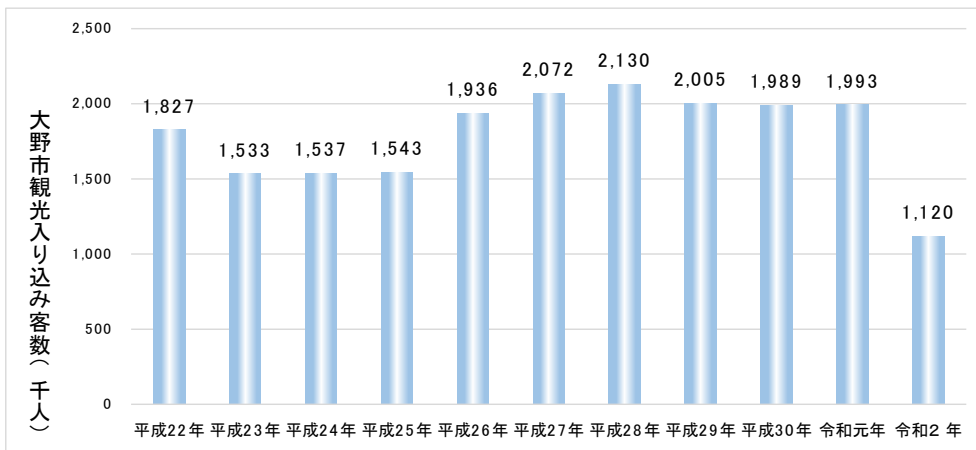


出典：商業統計調査（ただし H28 は経済センサス活動調査）

2-1-7 観光

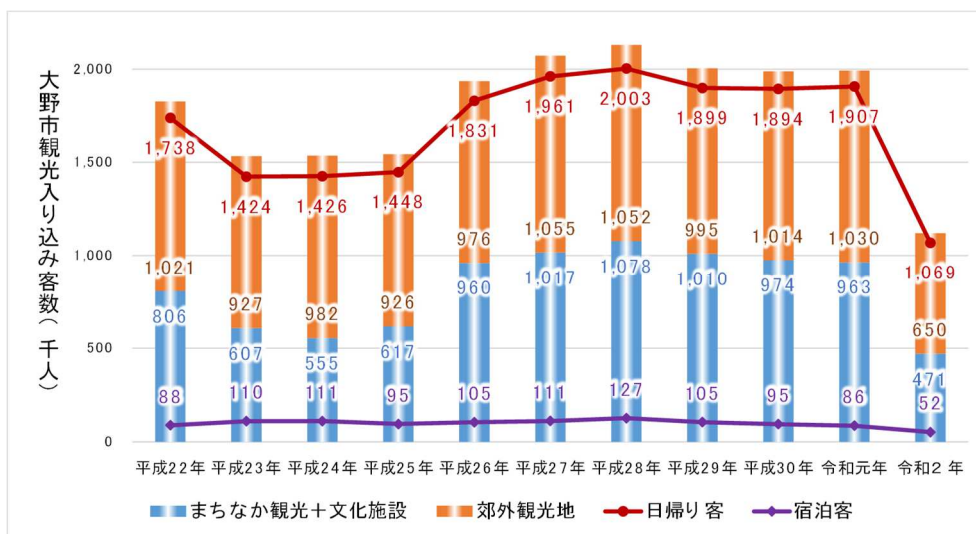
- 令和2年（2020年）の観光入り込み客数は112万人となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、前年よりも大幅に減少しています。令和元年以前は、平成28年（2016年）に213万人にまで増加したのち、200万人前後で横ばい状態になっています。
- 観光客のほとんどを日帰り客が占めており、宿泊客はわずかで近年は減少傾向にあります。
- まちなかへの入り込み客と郊外への入り込み客はおおむね同水準となっており、平成28年（2016年）から令和元年（2019年）まではまちなか観光の入り込み客が微減傾向にあります。

【観光客入込数の推移】



出典：観光交流課

【観光客入込数の推移内訳】

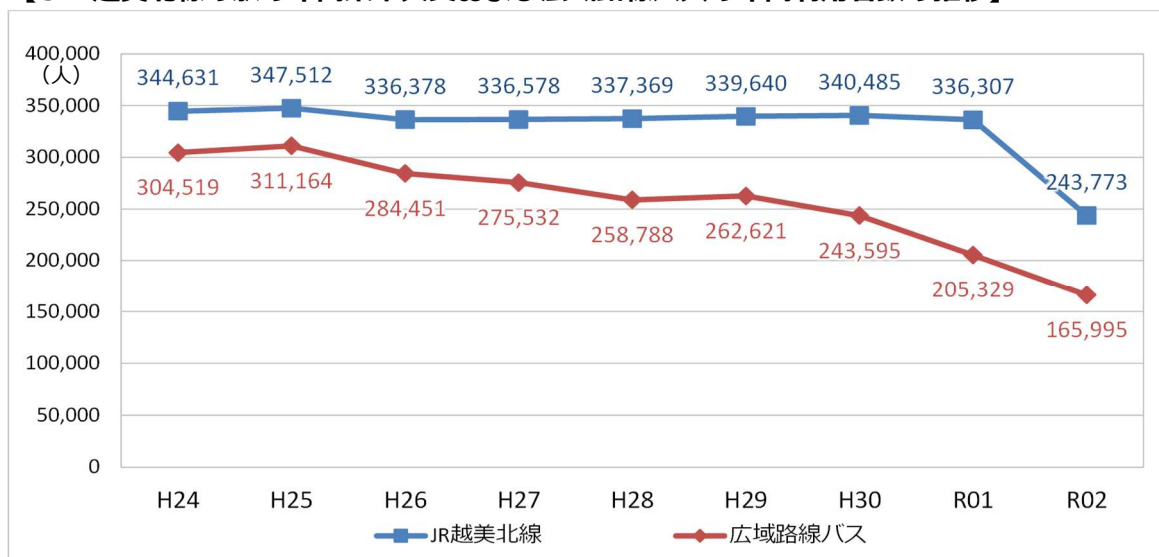


出典：観光交流課

2-1-8 公共交通ネットワーク

- JR越美北線の駅の年間乗車人員は、令和元年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、減少しています。
- 広域路線バスは、減少傾向となっており、平成30年以降は減少幅が大きくなっています。

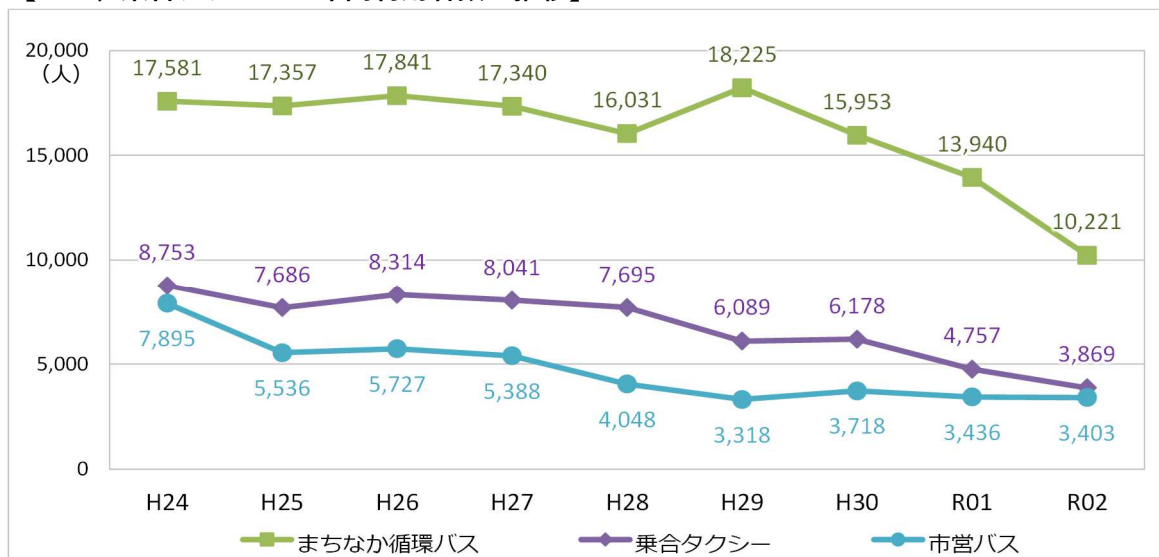
【JR越美北線の駅の年間乗車人員および広域路線バスの年間利用者数の推移】



出典：大野市調べ（年間乗車人員は福井駅～九頭竜湖駅。広域路線バスの年度期は前年10月から当年9月まで。）

- まちなか循環バス（ゆうゆうバス）の年間利用者は、平成29年度に大きく回復した後、平成30年度から令和2年度にかけて減少しました。
- 乗合タクシーおよび市営バスの年間利用者数は、平成30年度にやや回復しましたが、令和元年度から減少傾向に戻っています。

【バス、乗合タクシーの年間利用者数の推移】



出典：大野市調べ

第 3 章

将来都市像

3-1 都市づくりの目標

大野市には、周囲を山に囲まれた盆地と九頭竜川水系の渓谷、六呂師高原など固有の地形と気象に育まれた豊かな緑、最大の資源である地下水があり、人々の暮らし、産業の基盤となっています。これらの自然環境の豊かさの上に、近世城下町の面影を残す街並みなどの歴史文化を培ってきました。これまで大野市では、これらの豊かな自然環境の保全や歴史、文化を生かした都市づくりを進めてきました。

道路や上下水道、河川整備や公園など都市インフラの整備について、市民意識調査（第六次大野市総合計画）の結果から分析すると、ある程度評価できる都市になってきています。

また、今後の都市づくりに対しては、安全性の確保や無理・無駄の見直し、市民などと行政の協働のまちづくりが望まれていると分析することができます（大野市都市マスタープラン改訂に関するまちづくり市民意識アンケート調査）。

大野市の最上位計画である第六次大野市総合計画では、「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」を将来像に掲げ、先人が大切にしてきた「結の心」を持ち続けながら、人と人がつながる、人と地域がつながる、地域と地域がつながるまちを目指すこととしています。

そして、国連加盟 193 か国が 2030 年（令和 12 年）までに達成することを掲げた共通の目標として採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」には、都市づくりに関する目標として「11 住み続けられるまちづくりを」を掲げて、都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にすることを目指しています。

都市マスタープランでは、第六次大野市総合計画の将来像の実現に向け、SDGs の考えも取り入れながら、市民が住みやすいと実感し、住み続けたいと思える安全・安心な都市づくりを基本とします。その上で、高速交通体系の整備による人や物の流れの変化に対応し、自然環境や歴史、文化などまちの個性を生かし魅力を高めていきます。人口減少や高齢化が進む中であっても「結の心」で市民・事業者、地域団体、行政が協力しながら、市民の誇りとまちの活力が育まれる持続可能な都市づくりを進めていくこととし、下記の都市づくりの目標を掲げます。

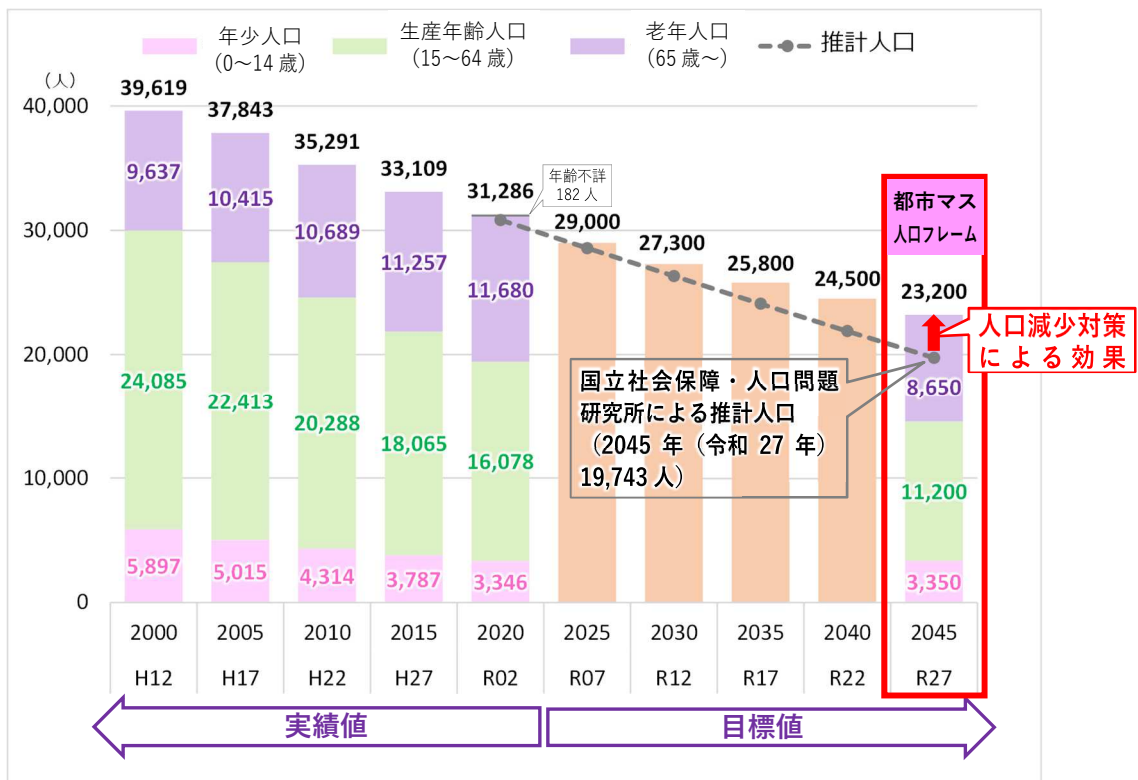
都市づくりの目標

**「誰もが結の心で安全・安心に、
にぎわいの中で住み続けられるまち」**



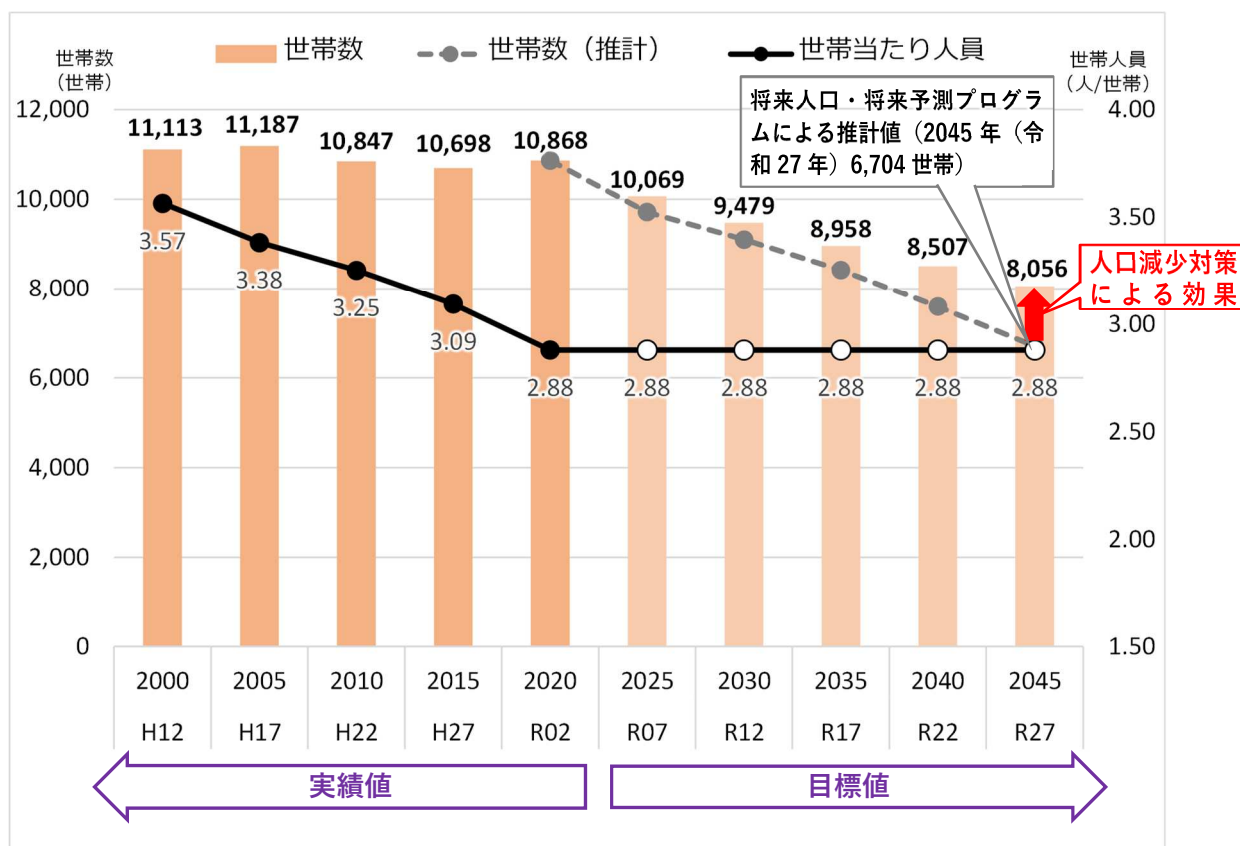
3-2 人口フレーム

- 国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計によると大野市の人口は、今後、大幅に減少し、2045年（令和27年）には19,743人にまで落ち込む見通しとなっています。
- 大野市の人口に関する将来展望を明らかにする「大野市人口ビジョン 令和2年度（2020年度）改訂版」では、出生率の向上や若者・子育て世代の転出を抑制することなどにより、2025年（令和7年）の定住人口を29,000人、2030年（令和12年）の定住人口を27,300人、2045年（令和27年）の定住人口を23,200人とすることを目標に掲げています。
- 大野市の最上位計画である「第六次大野市総合計画」、人口減少対策に特化した計画である「第2期大野市総合戦略」の両計画においても、これらの目標人口に向け人口減少対策に取り組んでいます。
- 本マスタープランにおいても、これらの計画と共通の目標人口を掲げることとし、2045年（令和27年）の人口フレームを23,200人と設定します。



第3章 将来都市像

- 若い世帯の親世帯からの分離などにより、高齢者のみで暮らす世帯が増えるなど、市内の1世帯当たりの人員は減少し続けており、2020年（令和2年）は2.88人/世帯となっています。今後は、子どもからお年寄りまで多世代が支え合いながら住まうことを促進することにより、1世帯当たりの人員を維持することを想定します。2045年（令和27年）の人口フレームと1世帯当たり人員の想定値から、2045年（令和27年）の世帯数は8,056世帯と算出されます。
- 世帯数の大幅な減少により住宅・宅地の需要が縮小することが予測されるため、空き家化・空き地化の未然防止や所有者などへの適切な維持管理の周知徹底、宅地の拡散・市街地の空洞化の抑制に取り組みます。



3-3 都市づくりの基本姿勢

基本姿勢
1

連携、協働により地域課題に取り組む都市づくり

「結」という言葉には、昔からさまざまな場面でお互いに助け合う習慣の意味があり、今もこの精神が人々に受け継がれています。これからも、地域の課題解決に向けて、地域づくりの方向を共有した上で、市民・事業者、地域団体、行政の連携、協働による地域づくり活動に取り組む、「結の心」から生まれる助け合いが根付くまちづくりを目指します。

- 多種多様な地域の課題に応え、住み続けられる（暮らしやすい）まちを実現するために、市民のアイデアや活力を積極的に生かし、地域の身近な課題により柔軟に対応できるまちづくりに取り組みます。
- 市民・事業者、地域団体と行政がパートナーとして役割分担を明確にするとともに、市民同士の「助け合いの意識」により地域において課題を解決する力を高めるなど、互いが補完し合うまちづくりを目指します。
- さまざまな主体が互いの特性を生かして、ともにまちづくりに関わることにより、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という目的意識の醸成を図ります。



住民による手作りの道路舗装



ワークショップ形式で地域について話し合い

基本姿勢
2

安全、安心、快適な市民生活が実感できる都市づくり

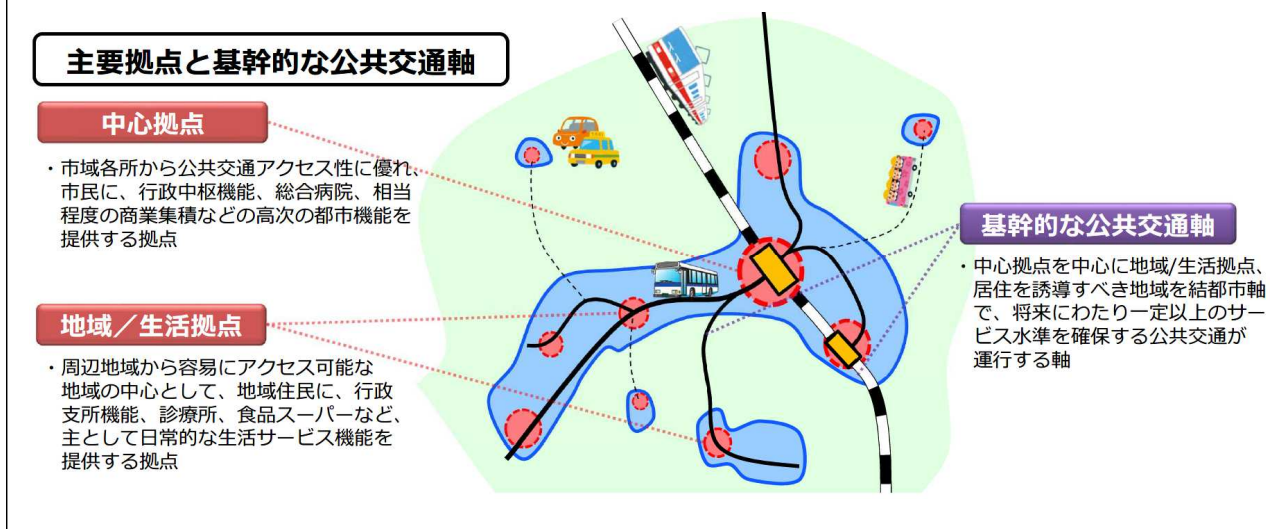
急激な担い手の減少、国を挙げての脱炭素型社会や Society5.0^{*}の実現に向けた取り組みなど、新たな社会情勢の変化に対応し、「結の心」を基盤にして誰もが安全、安心に暮らすことができるやすらぎのあるまちを目指します。

また、若い世代が子育てしやすく、高齢者にとっても住みやすい、質の高い生活環境の創出を目指します。

①時代の変化に対応する持続可能な都市づくり

- 各種都市機能が集積する市街地と各地区の生活の拠点が点在する大野市の地域構造の特性を踏まえつつ、今後ますます進む人口減少や高齢化を見据え、「大野市立地適正化計画（平成30年（2018年）3月）」と連携してコンパクト・プラス・ネットワーク^{*}の考え方に基づく都市づくりを進め、便利で快適な暮らしを支える都市機能やインフラ施設、公共交通サービスを維持することができる効率的な都市経営に取り組みます。
- 住民同士のつながりや生活圏に基づき、田園集落地域および山間地域のそれぞれの地域における生活の拠点を形成し、その拠点を核に地域全体のコミュニティの活力維持に取り組みます。
- 維持・管理コストを抑えるため、都市計画の見直しによる市街地の拡散防止や、既存の施設の有効活用・長寿命化に取り組みます。
- 急激な増加が予測される空き家や空き地の発生抑制、所有者などによる適切な維持管理を促すとともに、都市づくりの資源として利活用の促進に取り組みます。

都市の骨格構造の概念 ～立地適正化計画作成の手引き（国土交通省 R4年4月改定）

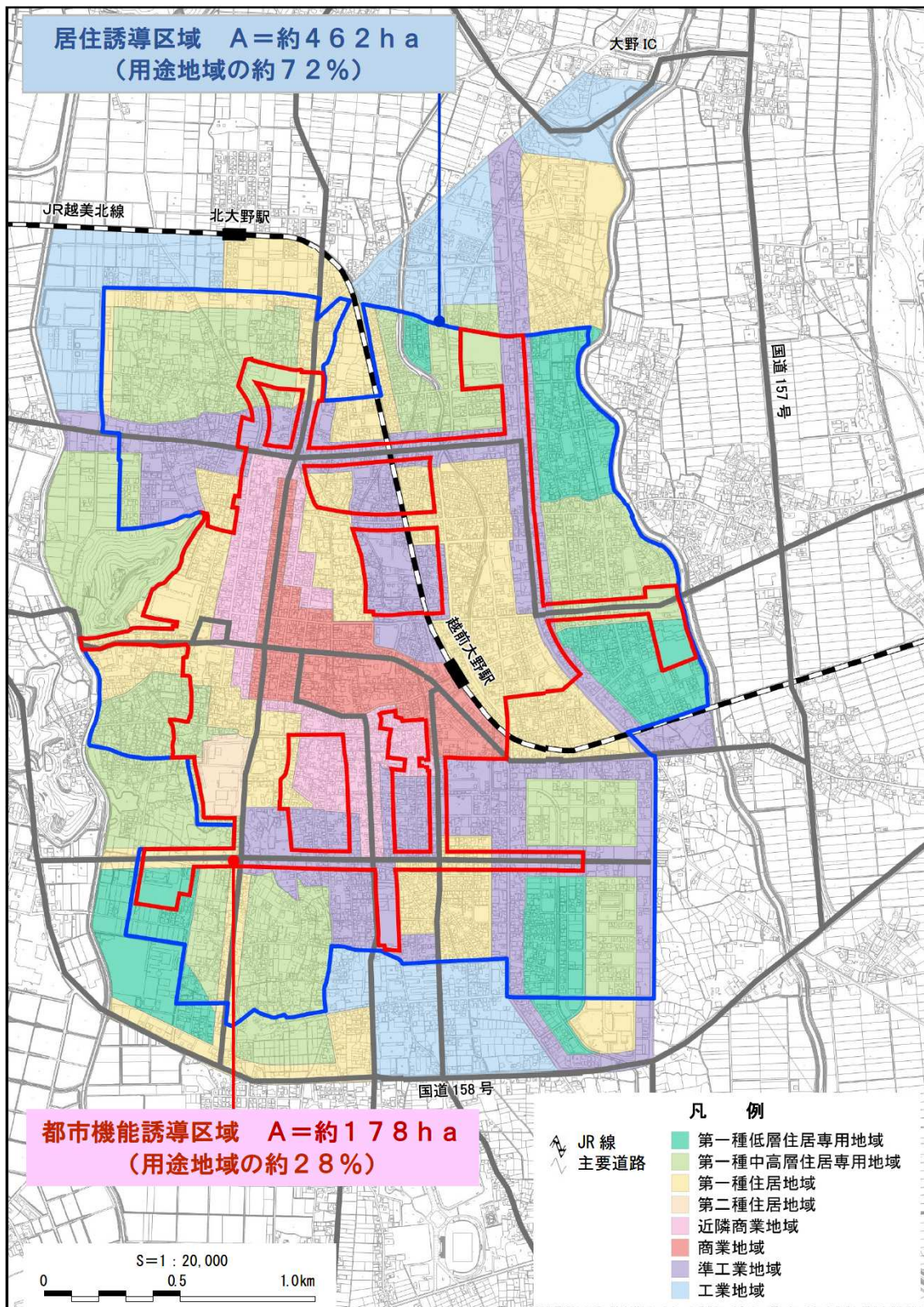


【都市機能誘導区域の設定方針】

1. 中心市街地の区域を包含し、越前大野駅や結ステーション、防災拠点エリア等を中心とした、県道皿谷大野線からこぶし通りのエリアを基本に設定
2. 大野市における都市機能立地の特性を踏まえ、基幹的な公共交通軸（バス路線）沿線に都市機能が立地するエリアを基本に設定
3. 上記1および2のエリアに近接する高次都市機能施設や集約・再編等の具体的計画がある公共施設のエリアを含み設定
4. 容積率が高く、多様な業態による土地の高度利用が可能な商業地域を含み設定

【居住誘導区域の設定方針】

1. 都市機能誘導区域からの高齢者徒歩圏（500m）を基本に、公共交通の利便性に優れ、将来においても一定の人口集積が必要なエリアを設定
2. 新たなインフラ整備や公共投資の必要性が低い既存の市街地を中心に設定
3. 工業地域を含まずにエリアを設定



大野市の都市機能誘導区域および居住誘導区域の設定方針ならびに両区域（「大野市立地適正化計画（H30年3月）」より）

②子育て世代が暮らしやすく、次世代が健やかに育つ都市づくり

- 豊かな暮らしの実現に向けて、都市機能や行政・文化サービスの利便性を高めるとともに、安全な道路空間、身近な遊び場、身近な移動手段の確保など、質の高い生活空間の創出を図ります。
- 便利さや快適さ、恵まれた自然環境、そして「健幸」を実感できるように、市民が住み続けたいと思う個性を生かしたまちづくりに取り組みます。
- 市民や事業者との連携により、市民が出かけたくなる、歩きたくなる魅力的なまちなかの空間づくり（ウォークブルなまちづくり[※]）に取り組みます。
- 都市機能の集積と維持、公共交通や自転車の利用促進を中心に、環境にやさしい脱炭素型のまちづくりに取り組みます。



六間通り（歩道の拡幅、沿道の事業者の取り組みによる歩きたくなる空間づくりの事例）

③リスクに備えるしなやかな都市づくり

- 急傾斜地などの土砂崩れや河川・水路の洪水、冠水などの発生の頻発化を防ぐため、山林や農地・農村の有する多面的機能の維持・発揮に努めます。
- 激甚化する気象災害、いつ起きても不思議でない巨大地震に対し、行政によるハード整備だけでは被害を防ぐことはできないという認識に立ち、洪水や土砂災害、大雪など大野市の特性を踏まえながら、平時からの防災意識の啓発や住民や事業者ができる取り組みの支援など、より実効性のある住民目線のソフト対策に取り組みます。
- 流域に関わるさまざまな関係者と協働して持続可能な治水対策を行う「流域治水[※]」に取り組みます。

基本姿勢
3

地域資源と新たな強みを生かし交流と活力を生み出す都市づくり

今後、より広域な地域から大野市を訪れる人の増加や物流の拡大が見込まれるため、大野市の魅力ある資源を活用し、地域や経済の活力の向上を図り、にぎわいのあるまちを目指します。

また、豊かな自然環境と都市的な発展との調和を図るとともに、これまで培ってきた文化を生かし、さらに磨きながら、次世代への継承を図ります。

- 中部縦貫自動車道の県内全線開通や北陸新幹線の県内延伸など広域ネットワークが形成され、中京圏や首都圏との連絡が強化されることから、その効果を最大限に生かし、市内産業の振興や地域活性化につながる都市づくりを行います。
- 観光客などに本市の魅力を伝え、回遊性の向上を図るため、本市の玄関口や交通結節点において情報の提供など総合的な取り組みを進め、まちなかや観光拠点へ誘導します。
- まちなかにおいては、ウォーカブルなまちづくりに取り組むとともに、歴史や文化、伝統など個性を生かした都市づくりを行い、にぎわいの創出を図ります。
- 大野市には、これまで市民が代々受け継いできた歴史資産や自然環境資源が多くあります。その資源を継承し、住民の誇りと愛着が醸成される、歴史や文化、伝統、自然環境など恵まれた環境を生かした都市づくりを行います。



七間朝市

基本姿勢
4

未来技術でさまざまな地域課題の解消に挑戦する都市づくり

5G^{*}やAI^{*}、ドローン、ロボティクス^{*}などの先端的な科学技術を活用し、迅速な情報の受発信、マンパワー不足の解消、きめ細かな需給マッチングなどで「結の心」を基盤とするまちづくりを補い、これまで対応が困難であったさまざまな地域課題の解消を目指します。

- デジタル技術の活用による、幅広い分野での効率的なサービスの提供などを推進し、豊かな生活の実現ができる都市づくりを目指します。
- 住民の参画はもとより、域内外の民間企業などとの連携のもと、エネルギーや交通、生活（マッチング・キャッシュレス）、公共（インフラや人の見守り）などの分野において先進技術を活用しつなぎ合わせるにより、人や地域がつながる都市づくりを目指します。



大野市公式 SNS



3-4 将来都市構造

- 第六次大野市総合計画の将来像「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」を実現するため、大野市の土地利用は、①自然災害に対応する土地利用、②健全な水循環の維持と回復に向けた土地利用、③自然環境と開発が調和した土地利用を目指し、総合的かつ計画的に土地利用を進めます。
- 大野市は、なだらかな地形の盆地部と急峻な地形の山地部から構成されています。大野市の地形や特性を生かした都市づくりを進めるため、骨格的な土地利用の区分を示す「ゾーン」、機能が集積するなど特徴ある土地利用を示す「拠点」、人・物・情報などの活発な動きを示す「交流軸」を定め、基本方針を以下のように設定します。

(1) 骨格的な土地利用

ゾーン		基本方針
盆地部	市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在用途地域に指定されている地域は市街地ゾーンとして位置付けます。 ・ 多様な都市機能が立地し、徒歩や自転車、公共交通を利用して便利で快適に暮らせる住環境が、将来に継承される都市づくりを進めます。
	田園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地を取り囲む田園ゾーンは、農地の保全や田園集落を維持し、心が癒される美しい田園景観づくりを促します。 ・ 人のつながりや助け合いによる地域づくりを促進し、地域コミュニティの維持に取り組みます。
山地部	森林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急峻な地形からなる森林ゾーンには、国立公園や県立公園があります。二酸化炭素吸収源、防災、水源涵養*など多くの機能を有する森林資源の適切な保全管理に努めます。
	自然体験型観光レクリエーションエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 六呂師高原、宝慶寺、麻那姫湖、九頭竜湖の周辺などを自然体験型観光レクリエーションエリアとして位置付けます。 ・ 豊かな自然環境や景観を生かした観光レクリエーションや交流の拠点として、市民や観光客が憩いのひとときを過ごせるよう、体験プログラムの充実や環境整備などにより魅力の向上を図ります。

※市街地ゾーンは用途地域内(642.4ha)、田園ゾーンは用途地域外を想定

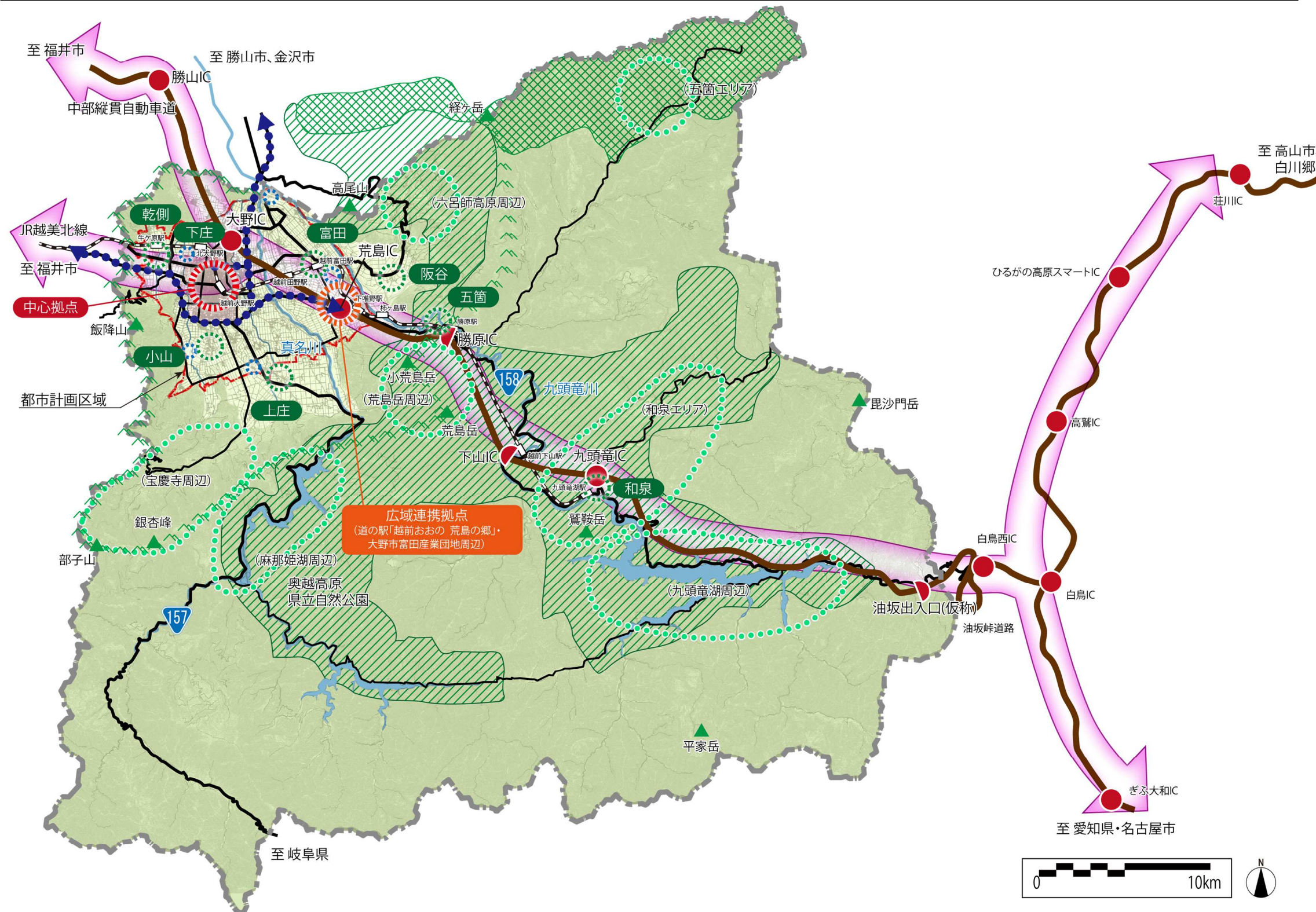
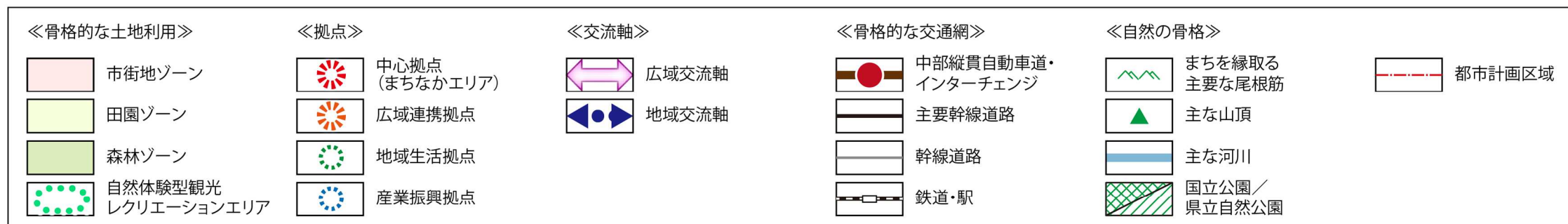
(2) 拠点

拠点	基本方針
中心拠点 (まちなか)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR越前大野駅や結ステーション、市役所、商店街など多様な都市機能が立地し、市内各所からのアクセスに優れる市街地ゾーンの中心部を中心拠点として位置付けます。 ・ 奥越地域の中心として、人々が集い、快適に過ごせる環境整備などに取り組み、集積する都市機能の維持や立地の誘導、にぎわいの創出を図ります。
広域連携 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅「越前おおの 荒島の郷」を中心に、地域振興や産業振興、観光、広域防災の機能などを包括する区域として、荒島IC周辺を広域連携拠点として位置付けます。 ・ 福井県の東の玄関口として、中部縦貫自動車道整備の効果を波及させ、ネットワークの核となる役割を果たすとともに、大規模災害時には広域的な復旧や復興の活動拠点として活用を図ります。
地域生活 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園ゾーン、森林ゾーンにおいて、旧村の中心部であり、公民館などの施設が集積する歴史ある生活の拠点を形成する区域を地域生活拠点に位置付け、今後とも拠点性を維持しつつ、中心拠点との連絡（移動手段・通信環境など）の確保などにより地域の暮らしやすさを確保します。
産業振興 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富田、中野の工業団地および青島、小山、中据の既存の大規模工場地を産業振興拠点として位置付けます。 ・ 既存企業の振興を図るとともに、中京圏とのアクセス向上などの利便性を生かし、新規産業の立地促進や工業機能の集積を図ります。

(3) 交流軸

交流軸	基本方針
広域交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人や物、情報、資本の流れを都市づくりに生かすため、中部縦貫自動車道と国道158号、北陸新幹線につながるJR越美北線を広域交流軸と位置付け、中京圏などとの広域的な交流と連携を促進します。 ・ 中部縦貫自動車道の着実な整備を促進するとともに、インターチェンジについては立地特性に応じた周辺環境整備に取り組みます。
地域交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交流軸と一体になり、人や物、情報、資本の流れを都市づくりに生かすため、国道157・158号を地域交流軸と位置付け、福井市などとの交流と連携を図ります。 ・ 国道157・158号の整備を促進します。

図 将来都市構造



第4章

分野別の都市づくりの方針

第4章 分野別の都市づくりの方針

4-1 土地利用の方針

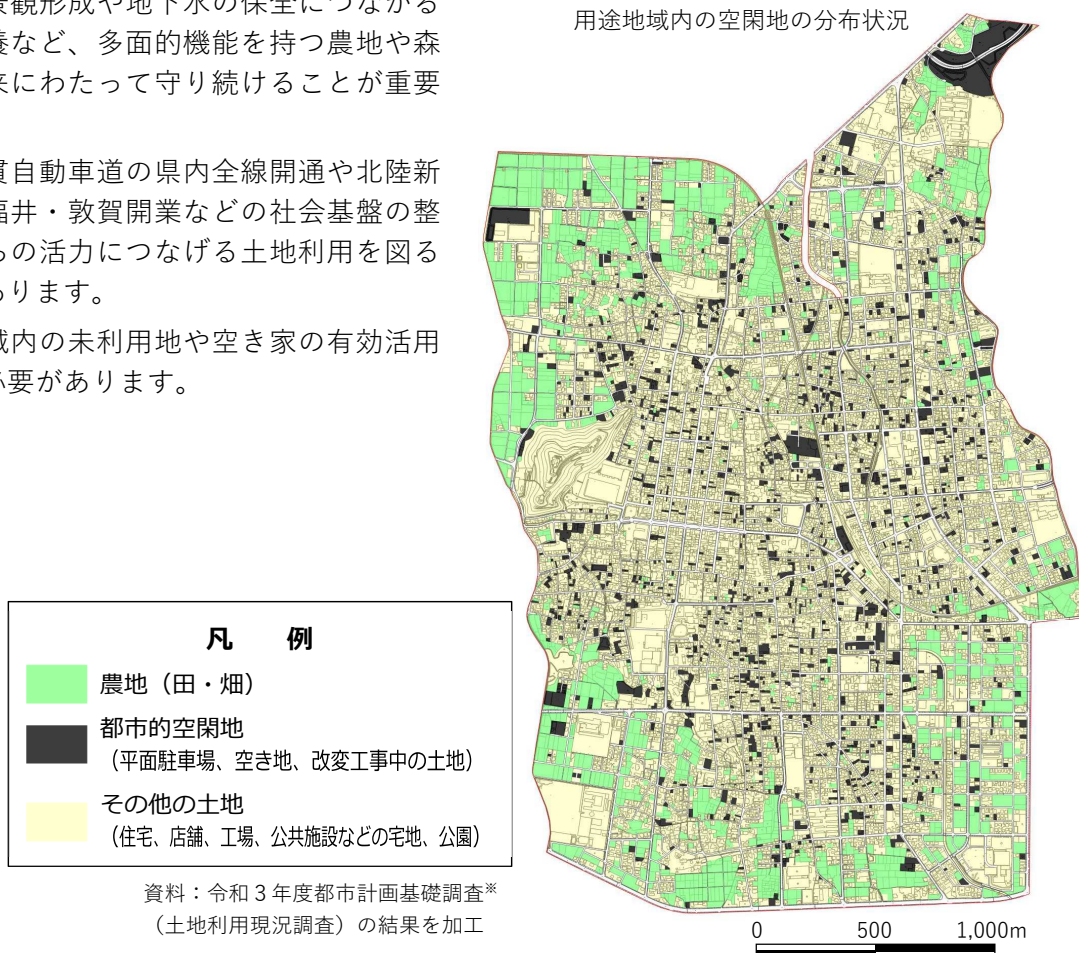
4-1-1 現状

- 本市は県内最大の面積を有し、その約87%を美しく雄大な森林が占めています。
- 多くの都市機能と半数以上の人口が用途地域内に集積し、比較的コンパクトな市街地を形成しています。
- 用途地域外においては複数の地域が存在し、各地域は既存集落とそれぞれ公民館や教育施設などが立地している歴史ある拠点により形成しています。
- 用途地域を除く都市計画区域[※]は、都市機能の郊外への分散を抑制するとともに、自然豊かな田園環境と美しい景観を保全するため、大規模な開発を抑制しています。
- 中部縦貫自動車道や（都）東縦貫線（国道157号バイパス）などの社会基盤の整備に伴い、新たな交通ネットワークが形成されることにより、求められる土地利用が変化することが予想されます。
- 中部縦貫自動車道荒島IC周辺では、道の駅「越前おおの 荒島の郷」や大野市富田産業団地が整備されました。

4-1-2 課題

- 人口減少下において健全な都市を持続させるためには、無駄の少ないコンパクトなまちづくりを推進し、生活の利便性を維持することが必要です。
- 既存集落で住み続けられる生活環境の維持や、伝統文化を保全する必要があります。
- 良好な景観形成や地下水の保全につながる水源涵養など、多面的機能を持つ農地や森林を将来にわたって守り続けることが重要です。
- 中部縦貫自動車道の県内全線開通や北陸新幹線の福井・敦賀開業などの社会基盤の整備をまちの活力につなげる土地利用を図る必要があります。
- 用途地域内の未利用地や空き家の有効活用を図る必要があります。

用途地域内の空閑地の分布状況



4-1-3 方針

(1) 暮らし続けることができるコンパクトなまちづくり

- 住み慣れた地域で住み続けられる暮らしに欠かせない公共交通を確保しつつ、既存の商店街や大規模店舗など幅広い世代が買い物や交流ができる日常生活に必要な機能の維持と充実を進めます。
- 中心拠点における生活サービス機能の維持・充実と、公共交通の利便性向上を図ることにより、居住環境の魅力向上に重点的に取り組み、支援なども含め居住の「ゆるやかな誘導」により市街地の拡散を防止します。
- 大野市総合戦略などとの整合を図りながら、市外への人口流出の抑制や市外からの移住の促進により、持続可能なコミュニティの形成を図ります。
- 空き家・空き地を有効に活用して、地域住民の生活の質の向上や地域活性化に資する場や機会を創出するなど、まちなかに暮らしやすい環境づくりを進めます。



比較的コンパクトな市街地（機能が集積）



七間通り

(2) 田園集落のコミュニティと田園景観の維持

- 独自の伝統や文化を受け継ぎながら大野市の農林業の根幹を支えている田園集落では、暮らし続けることができる生活環境の維持と、農地の保全に努めます。
- 地域活動などを支える地域を担う人づくりや担い手の確保を進め、暮らしを支えるコミュニティを維持します。
- 緑豊かな環境や伝統文化などを活用して、産業や観光の振興により地域の活性化を推進します。

(3) 豊かな自然環境の保全とまちづくりへの活用

- 市域の大部分を占める森林地域、盆地を縁取る里山および広大な田園地域では、大野市の個性を象徴する貴重な自然環境として、保全に努めます。
- 六呂師高原、九頭竜湖、宝慶寺などの周辺地域では、その豊かな自然環境、歴史を生かしたレクリエーションエリアとして魅力強化を図り、まちづくりの資源として活用します。

(4) 中部縦貫自動車道や北陸新幹線の整備をまちの活力につなげる

- 観光や産業による地域の「稼ぐ力」の向上を図るため、来訪者が訪れたいくなるよう、観光スポットや歴史・文化スポット、道の駅などを活用した魅力あるまちづくりを進めます。
- 中部縦貫自動車道の県内全線開通に伴う利便性の向上や、インターチェンジ周辺などの立地特性を生かし、産業団地に魅力ある企業を誘致し、市民の雇用の場の確保と新たな産業の育成に努めます。
- 大都市圏や沿線地域との移動時間が短縮されることから、観光やビジネスの拡大はもとより、移住や二地域居住^{*}の場として魅力を感じる都市機能や居住環境の向上を図るなど、移り住みたいと思える土地利用を行います。

(5) 土地や公共施設の有効活用

- 空き家や空き地が点在する地区では、土地の再編・集約化を検討します。
- 土地利用の実態が変化し用途地域による規制誘導と乖離が生じている地域や、新たな幹線道路の建設に伴い土地利用の方針を見直すべき地域などについては、用途地域の指定変更を検討します。
- 公共施設については適切に管理するとともに、見直しと再編を進め、効果的で効率的な活用を図ります。



大野市富田産業団地



建設中の荒島 I C

4-1-4 各ゾーン・エリアの施策展開方針

- 以下の施策展開方針に基づき、安全・安心で快適に住み続けることができる骨格的な地域構造の確立を進めます。

ゾーニング	施策展開方針
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・大野市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域を中心に市民生活を支える多様な都市機能が集積し、多くの人々が暮らしやすいゾーンとして今後とも暮らしやすい都市づくりを進めます。 ・空き地、空き家が点在する地区では、土地の再編・集約化によって接道条件を向上し暮らしやすい街区を形成するなど、地域の実情に合わせたまちづくりを検討します。 ・大野市立地適正化計画に定める居住誘導区域へと緩やかに居住を誘導し、人口密度の維持を図ります。 ・工業系の用途地域では、今後とも特別用途地区※により大規模な集客施設の立地を制限します。 ・土地利用の転換が徐々に進み、用途地域による規制誘導と土地利用の実態に乖離が生じている地域や新たな幹線道路の建設に伴い土地利用の方針を見直すべき地域などでは、用途地域の指定変更や地区計画の導入によるきめ細かな規制誘導を検討します。
田園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の保全や水源涵養、洪水防止、ふるさと景観の形成など農地が有する多くの機能が健全性を保ち発揮されるように農業の振興、農村集落の活力維持に努めます。 ・郊外の幹線道路の沿道は今後とも特定用途制限地域※など土地利用の規制誘導策を活用して大型店を始めとする宅地開発を極力規制し、大野らしい心が癒される美しい田園景観を守ります。
森林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の保全や二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源涵養など森林が有する多くの機能が健全性を保ち続けるように適切な保全、管理に努めます。 ・盆地を包むように取り囲み、大野市民が安らぐふるさと景観に欠かせない景観資源として市街地や田園からの眺望保全に努めます。
自然体験型 観光レクリ エーション エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・六呂師高原周辺は通年型のアクティビティが楽しめるレクリエーションエリアとして機能の充実を促進します。 ・宝慶寺周辺および麻那姫湖周辺は、利用者のニーズを踏まえながら機能の維持、施設の適切な維持管理を行います。

第4章 分野別の都市づくりの方針

4-1-5 各拠点の施策展開方針

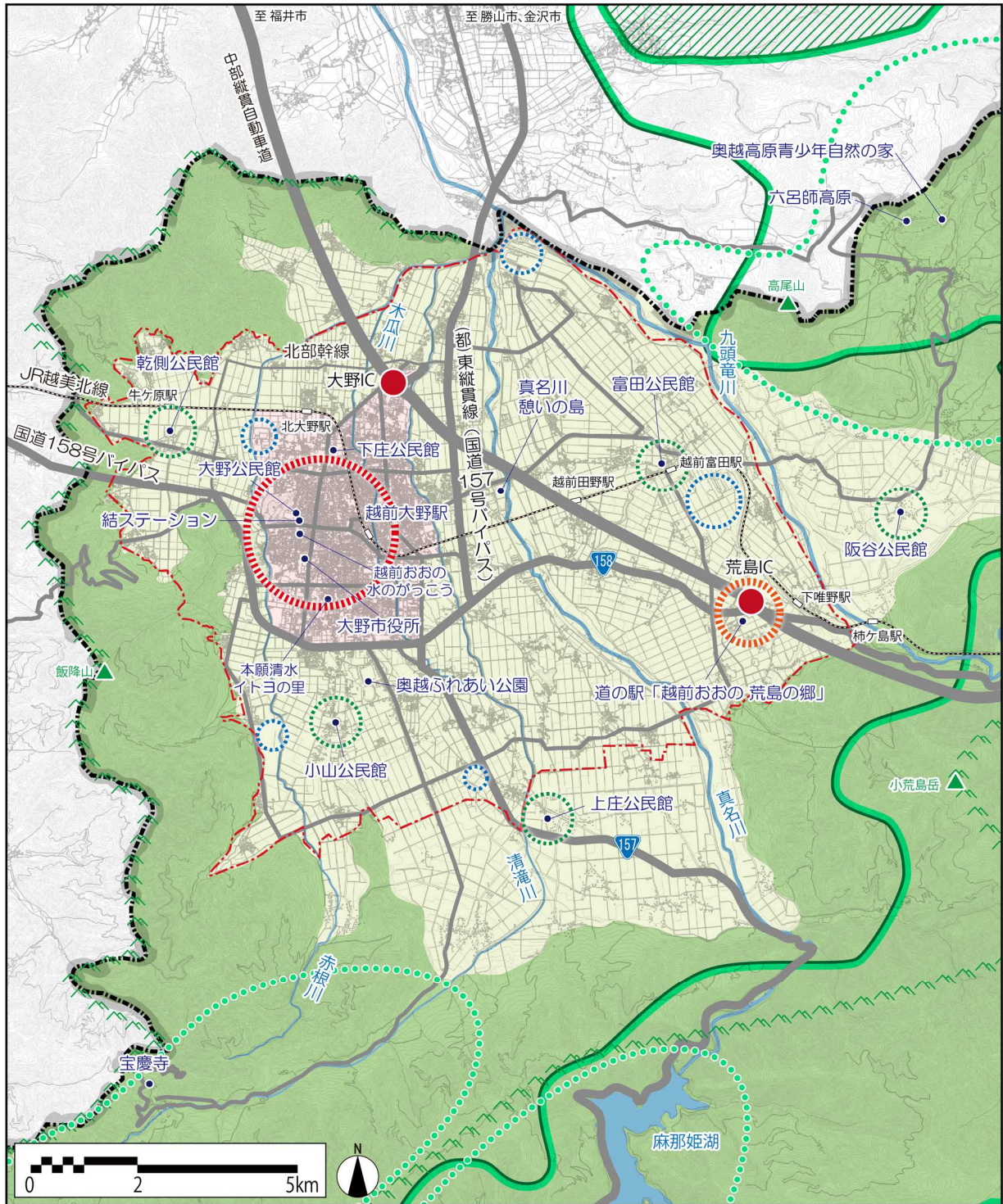
- 以下の方針に基づき、各拠点の機能の維持、強化を進めます。

拠点	施策展開方針
中心拠点 (まちなか)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも多数の利用者がなければ立地することが困難な都市機能の立地を確保するため、市域全体からの交通アクセスを確保します。 ・ 結ステーション、越前おおの水のがっこう、市役所庁舎、図書館、歴史博物館、有終公園、結とびあ、JR越前大野駅、本願清水イトヨの里などの施設を巡って散策しやすいように、これらの施設に快適な憩いの空間の確保に取り組みます。 ・ また、七間通り、六間通り、三番通り、五番通り、寺町通りなどを主として沿道の事業者などと協働で「居心地が良く歩きたくなるまちなか^(注)」づくりを進め、市内外の人々が集い、快適に過ごすことができる中心拠点の形成に取り組みます。
広域連携 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の新たな玄関口に立地する道の駅「越前おおの 荒島の郷」では、事業者と協働して、自然を生かした体験や特産品など市の魅力を手軽に体感できる機能の充実に取り組みます。 ・ また、市内観光の起点として各観光地にスムーズに案内する機能^(注)、観光客の滞在時間を延ばす機能の充実など道の駅「越前おおの 荒島の郷」の開駅効果や中部縦貫自動車道の県内全線開通を地域経済の発展につなげる取り組みを進めます。 ・ 道の駅「越前おおの 荒島の郷」は、近隣都市を含め周辺において大規模災害が発生した場合に備え、広域的な救援活動や緊急物資などの配布、復旧活動などの拠点として活用します。
地域生活 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの地域の生活利便性や地域コミュニティの活力を維持するため、地域住民などと行政の協働によって、生活サービスや地域福祉、学習・交流、地域マネジメントなどの機能の確保、強化に取り組みます。 ・ 市営バスや乗合タクシー、多様な主体による移動手段など持続可能な方法で、地域生活拠点と各種都市機能が立地する中心拠点への移動手段を確保します。
産業振興 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大野市富田産業団地は、中部縦貫自動車道（令和8年（2026年）春に県内全線開通予定）の荒島ICへのアクセス利便性に優れ、中京方面などへの連絡が強化される好条件を生かし、地域経済の活性化を牽引する産業の集積を促進します。 ・ 中野工業団地は、既存の工場などの操業環境と周辺の住宅地の居住環境の調和を図るため、必要に応じて土地利用の規制誘導の見直しに取り組みつつ、引き続き産業の集積を促進します。 ・ 青島、小山、中据の既存の大規模工場地は、今後とも産業振興を図り、敷地の拡張や隣接区域への関連企業の立地については、周辺の土地利用、環境との調和、災害の防止などに配慮しつつ、適切に誘導します。

(注) 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」：一例として道路空間の再配分による歩行空間の拡大とともに、沿道の事業者などと協働で店先と歩行空間を一体的に活用して小休憩しやすい空間を整えることなどが考えられます。具体的な場所や内容は現時点では未定であり、今後、具体的な計画づくりの際に検討を深めます。

なお、大野市は国から「ウォークアブル推進都市」の採択を受けています。

(注) 各観光地にスムーズに案内する機能：一例として看板の設置やマップの配布、ロボホンなどの充実が考えられます。具体的な内容は現時点では未定であり、今後、具体的な計画づくりの際に検討を深めます。



【凡例】

	市街地ゾーン		中心拠点 (まちなかエリア)		中部縦貫自動車道・ インターチェンジ		まちを縁取る 主要な尾根筋
	田園ゾーン		広域連携拠点		主要幹線道路		主要な山頂
	森林ゾーン		地域生活拠点		幹線道路		主要河川
	自然体験型観光 レクリエーションエリア		産業振興拠点		鉄道・駅		国立公園/ 県立自然公園
			主要な施設				都市計画区域

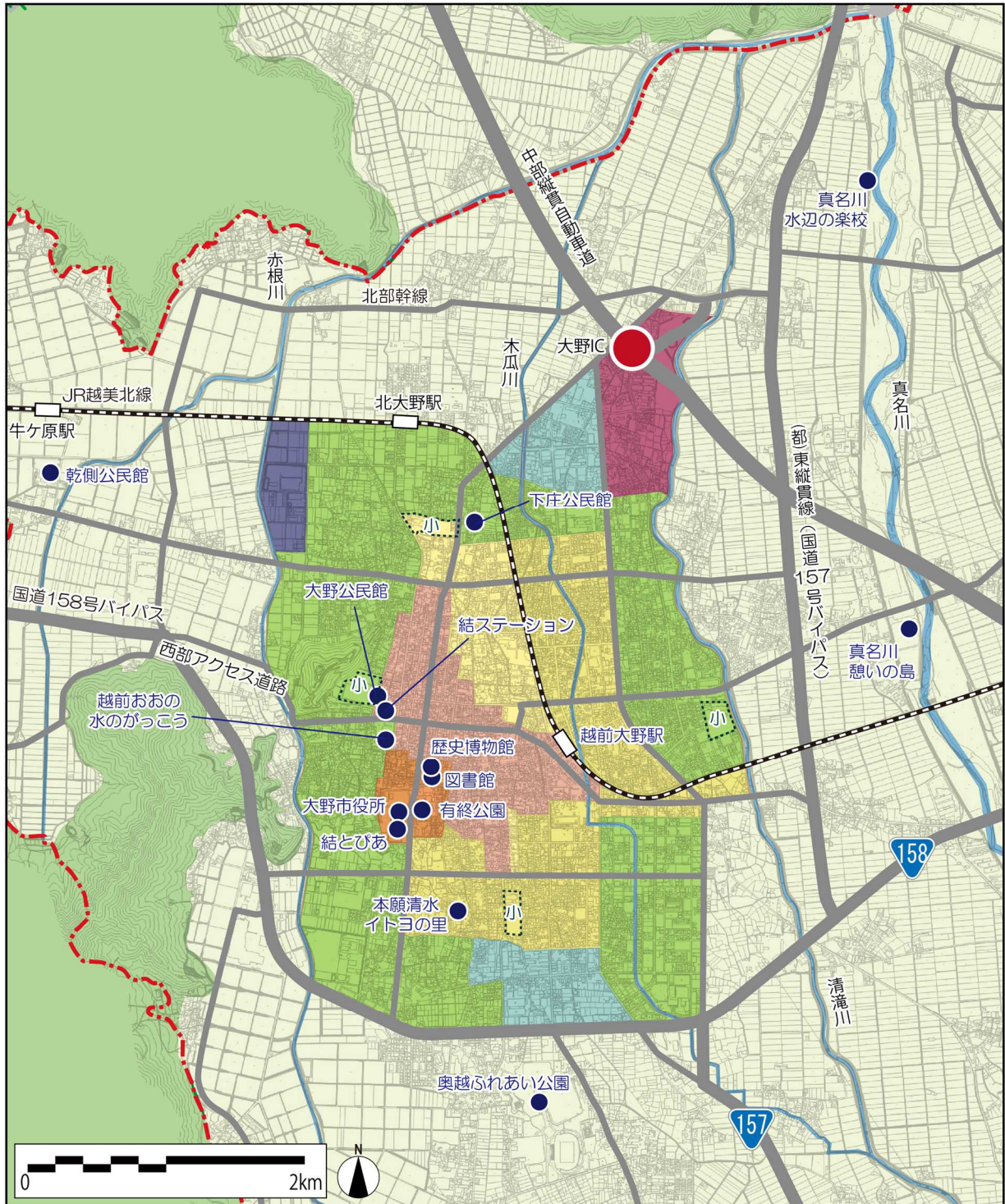
図 各拠点・エリアの配置

第4章 分野別の都市づくりの方針

4-1-6 市街地ゾーンの土地利用配置および施策展開方針

- 市街地ゾーンでは、大野市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域において行政機関や商業機能を始めとする各種の都市機能の維持、居住誘導区域への緩やかな居住の誘導による人口密度の維持を図るため、以下の方針に基づき、便利で快適な商業環境、事業しやすい操業環境、暮らしやすい居住環境が調和する市街地の形成を進めます。

	ゾーニング	配置方針および施策展開方針
市街地ゾーン	商業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・個人商店を中心に商業機能が点在する市街地の中心部を商業ゾーンに位置付けます。 ・市街地地域の生活利便性の向上、快適な散策環境の向上のため、市民や観光客が商店街を気軽に訪れ、くつろげる環境をつくるなど、商業地の環境整備を進めます。
	行政サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所庁舎、図書館、歴史博物館、有終公園、結とびあなどが立地する区域を行政サービスゾーンに位置付けます。 ・市役所や図書館、結とびあなどに訪れた市民がくつろぎやすく、交流が生まれるような環境整備を進めます。
	一般住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅を主体に商業・業務施設などが立地する便利な住宅地が広がっている商業ゾーンの東側や南側を一般住宅ゾーンに位置付けます。 ・生活道路の改良をはじめ、緑化や防災など、生活環境の向上に重点を置いたまちづくりを進めます。
	専用住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地地域の外縁部のうち戸建て住宅が主体の閑静な居住環境が形成されている区域を専用住宅ゾーンに位置付けます。 ・居住誘導区域内については、民間開発の適正誘導などにより専用住宅地の形成を図ります。
	広域サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の北東部に位置し、福井県の出先機関などが集積する区域を広域サービスゾーンに位置付けます。 ・関係機関と調整を図りつつ、利便性の向上や土地の有効活用に取り組みます。
	住工共存ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の北部および南部に広がっている住宅と工業が混在する区域を住工共存ゾーンに位置付けます。 ・小規模工場の移転跡地などの空き地を利用し、居住環境の改善を図ったり、地区計画制度の活用による居住環境の保護を検討します。
	工業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の北西部に位置する中野工業団地を工業ゾーンに位置付けます。 ・市の産業振興を牽引する企業誘致を推し進め、住宅の立地などによる住工混在を抑制します。



【凡例】

- | | | | |
|--|--|---|--|
| 商業ゾーン | 住工共存ゾーン | 主要な施設 | 中部縦貫自動車道・インターチェンジ |
| 行政サービスゾーン | 工業ゾーン | 小学校 | 主要幹線道路 |
| 一般住宅ゾーン | 田園ゾーン | | 幹線道路 |
| 専用住宅ゾーン | 森林ゾーン | | 鉄道・駅 |
| 広域サービスゾーン | | | 主要河川 |
| | | | 都市計画区域 |

図 市街地ゾーンのゾーニング方針

第4章 分野別の都市づくりの方針

4-2 交通ネットワークづくりの方針

4-2-1 現状

- 中部縦貫自動車道永平寺大野道路が平成29年（2017年）7月に全線開通しました。
- 中部縦貫自動車道大野IC～勝原IC間が令和4年度（2022年度）、勝原IC～九頭竜IC間が令和5年（2023年）秋の開通に向けて着実に工事が進められているとともに、九頭竜IC～油坂出入口（仮称）間も令和8年（2026年）春の開通に向けて工事が進められています。
- 福井市中心部と本市を結ぶ国道158号境寺・計石バイパスの整備や、一般県道皿谷大野線（（都）中保中野大橋線）の整備が進められています。
- 橋梁や道路舗装、消雪施設などの道路施設の老朽化や劣化が進んでいます。
- 市民や来訪者の移動に必要な公共交通を維持するため、JR越美北線の利用促進や、広域路線バスの運行支援を行っています。
- 市民の日常生活を支える移動手段として、まちなか循環バスや市営バス、乗合タクシーを運行しています。
- 長期未着手となっている都市計画道路が複数存在しています。

4-2-2 課題

- 中部縦貫自動車道の早期県内全線開通や、国道158号境寺・計石バイパス、（都）中保中野大橋線の早期完成が求められています。
- 老朽化や劣化が進んでいる道路施設について、補修や更新に係る費用の増大が懸念されます。
- 子どもたちが安全に通学や活動ができるように、通学路や園外活動箇所（散歩道）の安全確保が必要です。
- 市民の健康づくりや観光客のまち歩き、脱炭素型社会の実現のため、歩きたくなる道路空間の創出や自転車利用環境の整備をする必要があります。
- 公共交通を維持するため、関係者が連携して利用促進や利便性の向上を図るとともに、自家用車に過度に頼らない市民意識の醸成が必要です。
- 観光客が市街地ゾーン内の観光施設をはじめ、その他の観光拠点をスムーズに回遊できる交通ネットワークが必要です。
- 長期未着手となっている都市計画道路は、計画の決定時とはさまざまな条件が変化していることから、その必要性や役割を再検証する必要があります。

4-2-3 方針

(1) 広域的な連携を強化する幹線道路の整備促進

- 中部縦貫自動車道や国道 158 号などの整備を促進することにより、中京圏や周辺都市と連絡する広域的なネットワークの構築を図ります。
- (都) 中保中野大橋線などの整備を促進し、来訪者や郊外からの市街地ゾーンへのアクセス性の向上を図ります。
- 幹線道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化など、安全で快適な道路施設の機能を維持します。



整備中の中部縦貫自動車道（大野ICから荒島IC方面を望む）

(2) 市街地ゾーンと各拠点を連絡する道路や生活道路の整備、維持

- 道路の改良や新設については、役割や整備効果を十分に検討した上で実施の可否について慎重に判断することにより、効果的で効率的な道路づくりを行います。
- 田園集落での生活を支えるため、市街地ゾーンと地域生活拠点などを結ぶ道路は機能の強化を図ります。
- 生活道路や通学路などは、利便性や安全性の確保など道路ごとに担う役割を果たすための取り組みを推進します。
- 道路施設の維持については、新技術の活用を含め、長寿命化や耐久性の向上を計画的に行い、財政負担の軽減と平準化を図ります。

(3) 徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの形成

- 中心拠点において、事業者などと連携して歩きたくなる道路空間を創出し、既存の駐車場を起点とした、まちなかを散策しやすい環境づくりに努めます。
- 安全に通行できる歩行空間の確保と併せ、自転車利用環境の整備^(注)も行うことにより、誰もが徒歩や自転車で移動しやすい環境を形成します。

(注) 自転車の利用環境の整備：例えば、道路空間の再配分による自転車レーンやピクトグラムの表示、駐輪場の整備、自転車利用促進に関する情報発信、イベント開催などが考えられます。具体的な内容は個別計画に基づき決定し、進めます。

(4) 公共交通の維持と機能強化

- 事業者と関係機関、関係団体が連携し、利便性向上のための施策や利用促進に向けた支援などを行い、JR越美北線や広域路線バスを維持します。
- まちなか循環バスや市営バス、乗合タクシーの運行効果を継続的に検証するとともに、利用者のニーズやICTの活用の検討を含め、利用しやすい公共交通へと見直しを図ります。
- 日常生活における市民の積極的な利用を喚起し、将来にわたって持続可能な公共交通の実現を図ります。



まちなか循環バス
(越前大野駅停車場)

(5) 観光客の回遊性を高める交通システムの構築

- 新たな玄関口となる道の駅やインターチェンジからまちなかや市内の観光地への誘導、観光地間相互の案内など、スムーズに市内を回遊できるよう道路機能の強化を進めます。
- 徒歩や自転車、公共交通を活用して、豊かな自然環境を感じ、大野らしい景観を楽しみながら移動できる交通システムについて検討します。
- 隣接する勝山市や岐阜県郡上市などと連携し、広域観光ルートの開発に努めます。

(6) 長期未着手都市計画道路の見直し

- 長期未着手となっている都市計画道路は、社会情勢や都市構造の変化に伴う路線の役割の変化や整備効果などを踏まえて、整備の必要性を再検証し、路線の廃止や変更などの見直しを行います。



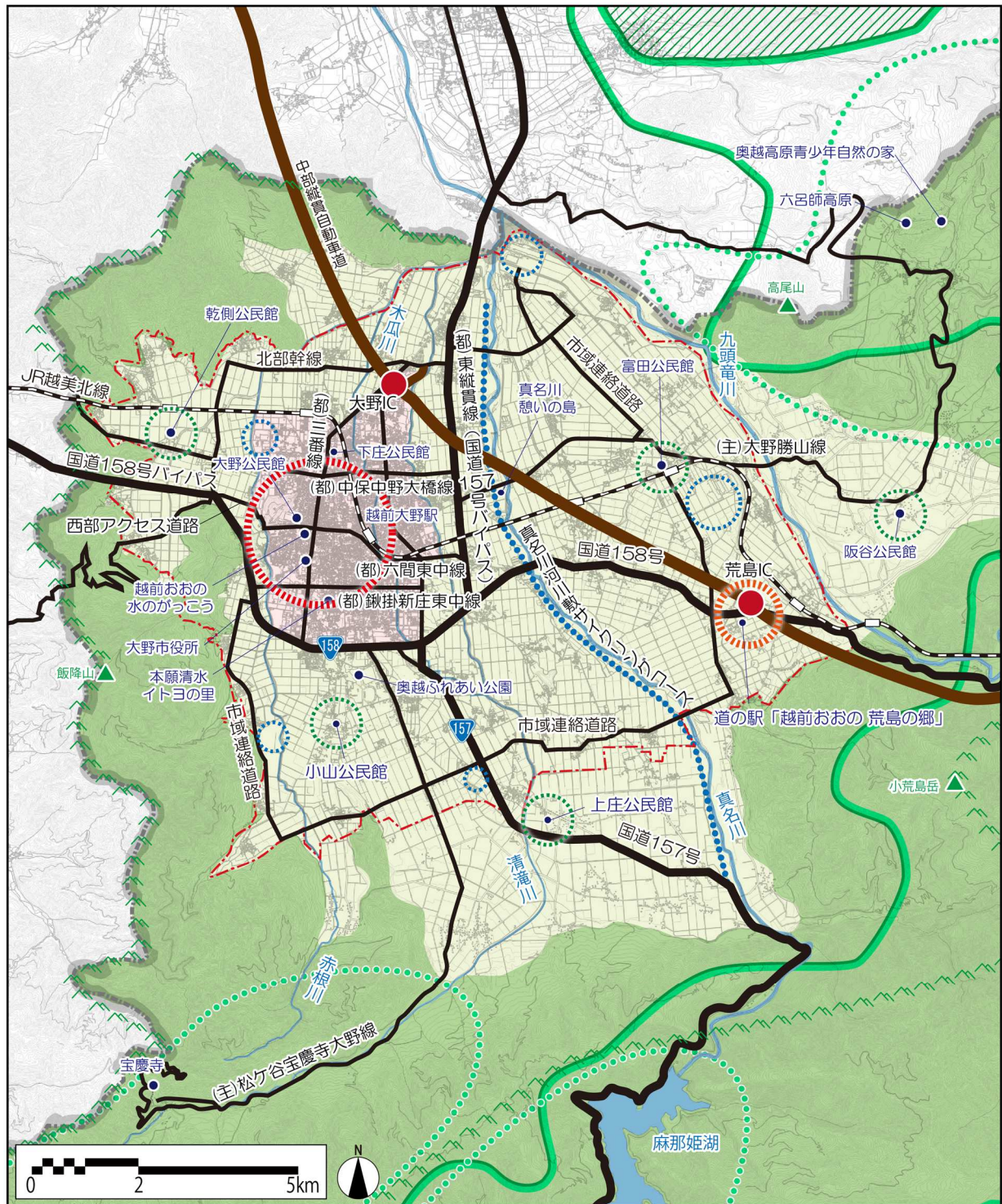
長期未着手の都市計画道路

4-2-4 幹線道路のネットワーク構成

- 以下の幹線道路ネットワークの形成方針に基づき、市民や市外から訪れる人々に安全で便利な道路ネットワークの形成を進めます。

位置付け	該当する路線	ネットワーク形成方針
高規格道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部縦貫自動車道 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中京圏とのアクセス性が飛躍的に高まる中部縦貫自動車道の着実な整備促進を図ります。
主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 157 号 ・ * 市街地周辺では（都）東縦貫線（国道 157 号バイパス） ・ 国道 158 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東西方向、南北方向の骨格道路を担い、周辺都市と連絡する国道は、円滑な交通処理機能、災害に強い地域間連絡機能を確保します。
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域連絡道路 ・ 北部幹線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域連絡道路および北部幹線によって田園ゾーンに環状の道路を配置し、各地域間の交流と連携を強化します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・（都）中保中野大橋線 ・（都）六間東中線 + 西部アクセス道路（国道 476 号） ・（都）鋤掛新庄東中線 ・（都）清滝線 ・（都）三番線（北部幹線以北を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地ゾーンの東西方向、南北方向の幹線道路網を確立し、郊外から市街地ゾーンの主要施設などへのアクセスを容易にします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・（主）大野勝山線（市街地ゾーン～六呂師高原） ・（主）松ヶ谷宝慶寺大野線（市街地ゾーン～宝慶寺周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地ゾーンと六呂師高原など自然体験型観光レクリエーションエリアを連絡するアクセス道路の機能を維持します。
自転車道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真名川河川敷サイクリングコース 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光交流、健康増進につながるサイクリングコースの機能維持、有効活用を図ります。

第4章 分野別の都市づくりの方針



【凡例】



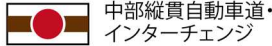
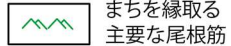


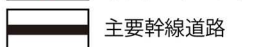
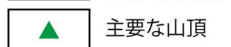
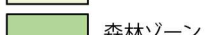

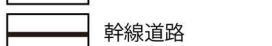

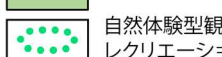
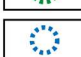
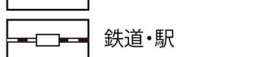


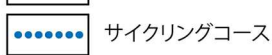
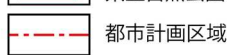
- | | | | |
|--|--|--|--|
|  市街地ゾーン |  中心拠点 (まちなかエリア) |  中部縦貫自動車道・インターチェンジ |  まちを縁取る主要な尾根筋 |
|  田園ゾーン |  広域連携拠点 |  主要幹線道路 |  主要な山頂 |
|  森林ゾーン |  地域生活拠点 |  幹線道路 |  主要河川 |
|  自然体験型観光レクリエーションエリア |  産業振興拠点 |  鉄道・駅 |  国立公園／県立自然公園 |
| |  主要な施設 |  サイクリングコース |  都市計画区域 |

図 幹線道路のネットワーク方針

4-2-5 市街地内の幹線道路・補助幹線道路のネットワーク構成

- 以下の市街地内の幹線道路・補助幹線道路のネットワークの形成方針に基づき、市街地を移動する市民や市外から訪れる人々に安全で便利な道路ネットワークの形成を進めます。

位置付け	該当する路線	ネットワーク形成方針
幹線道路	【東西軸】 ・(都) 中保中野大橋線 ・(都) 六間東中線 + 西部アクセス道路 ・(都) 鍬掛新庄東中線 【南北軸】 ・国道 157 号 (市街地ゾーン) および (都) 清滝線 ・(都) 三番線 (北部幹線以北を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地ゾーンの東西方向、南北方向の幹線道路網を確立し、郊外から市街地ゾーンの主要施設などへのアクセスを容易にします。 ・市街地ゾーンを訪れる市外客のイメージを高め、期待感を抱かせる景観づくりを重視した道路整備に取り組みます。 ・大野インターチェンジから市街地ゾーンへの交通は、分散導入させることにより、混雑の低減を図ります。
補助幹線道路	【東西方向】 ・(都) 中野友江線 ・(都) 上中野赤根線 ・(都) 石灯笼線 ・(都) 七間線 ・(都) 駅前清滝線 ・(都) 明治公園線 【南北方向】 ・(都) 上中野線 + (都) 六間東中線 ・(都) 春日線 ・(都) 向島線 + (都) 善導寺線 ・(都) 駅東線 ・(都) 上神明明治線 ・(都) 中挟美里線	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路と一体となって市街地ゾーンの交通ネットワークを形成し、各地域の主要な道路としての役割を担う補助幹線道路を適切に配置します。 ・長期未着手の都市計画道路のうち、補助幹線道路については、整備の必要性を再検証し、路線の廃止や変更など見直しを行います。
中心拠点	・散策ルート (城下町の七間通り、六間通り、本町通り、五番通り、寺町通り、横町通りなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や観光客などが快適に散策できるように「居心地よく歩きたくなるまちなか」づくりに努めます。
駐車場	・結ステーション多目的広場駐車場 ・城下町東広場駐車場 ・城下町南広場駐車場 ・城下町西広場駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・快適にまちなかを散策できるように城下町の周辺に配置した駐車場に自動車交通を円滑に誘導します。

第4章 分野別の都市づくりの方針



【凡例】

- | | | |
|---|--|--|
|  中部縦貫自動車道・インターチェンジ |  大規模駐車場 |  鉄道・駅 |
|  主要幹線道路 |  主要河川 |  都市計画区域 |
|  幹線道路 | | |
|  補助幹線道路 | | |

※整備済み・事業中の道路は実線、未整備道路は破線で表示

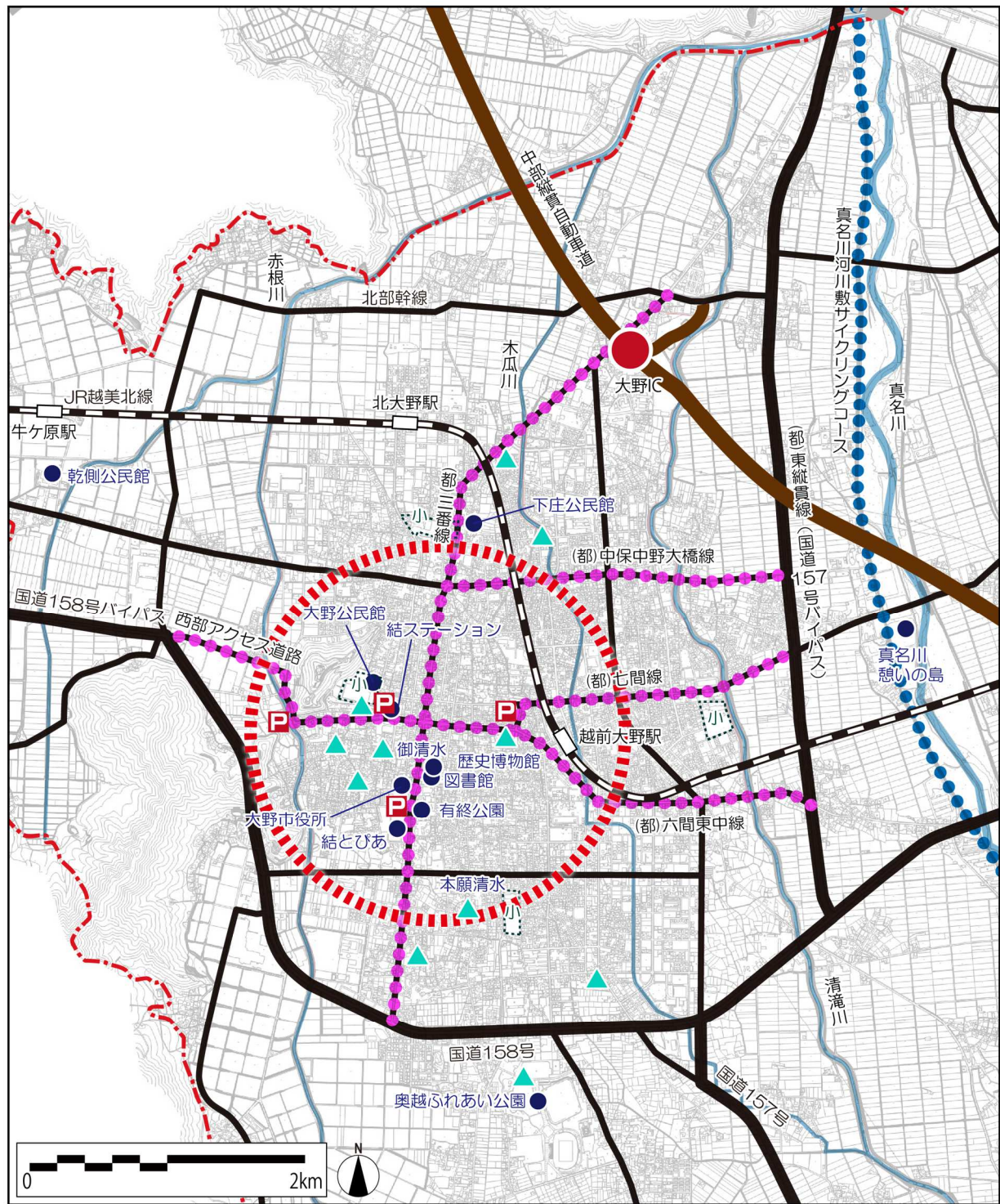
図 市街地ゾーンの道路ネットワーク方針

4-2-6 市街地へのアクセスルートとなる幹線道路・補助幹線道路のネットワーク構成

- 以下の市街地内の幹線道路・補助幹線道路のネットワークの形成方針に基づき、安全、快適で良好な景観のアクセスルートの形成を進めます。

位置付け	該当する路線	ネットワーク形成方針
幹線道路	【東西軸】 ・(都) 中保中野大橋線 ・(都) 六間東中線 + 西部アクセス道路 【南北軸】 ・(都) 三番線 (北部幹線以北を除く)	・市街地ゾーンを訪れる市外客のイメージを高め、期待感を抱かせる景観づくりを重視した道路整備に取り組みます。 ・大野インターチェンジから市街地ゾーンへの交通は、分散導入させることにより、混雑の低減を図ります。
補助幹線道路	【東西方向】 ・(都) 七間線	・市街地ゾーンと真名川河川敷サイクリングコースを結ぶ路線については、安全面に配慮しつつ自転車利用環境の整備を検討します。
駐車場	・結ステーション多目的広場駐車場 ・城下町東広場駐車場 ・城下町南広場駐車場 ・城下町西広場駐車場	・快適にまちなかを散策できるように城下町の周辺に配置した駐車場に自動車交通を円滑に誘導します。

第4章 分野別の都市づくりの方針



【凡例】

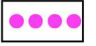










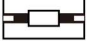
- | | | | |
|---|---|--|--|
|  アクセスルートにふさわしい道路づくり |  中部縦貫自動車道・インターチェンジ |  主要な施設 |  都市計画区域 |
|  大規模駐車場 |  主要幹線道路 |  主な湧水ポイント | |
|  歩行空間の充実(まちなかエリア) |  幹線道路 |  主要河川 | |
|  自転車空間の充実(サイクリングコース) |  鉄道・駅 | | |

図 市街地ゾーンへのアクセスルートとなる道路ネットワーク方針

4-3 公園・緑地づくりの方針

4-3-1 現状

- 市街地とその周辺では、計画的に整備された公園が位置し、その多くが災害時の指定緊急避難場所に指定されています。
- 越前大野城のある亀山公園は、市のシンボルとして市民に親しまれています。
- 奥越ふれあい公園は、憩いやスポーツ、レクリエーションの場として、多くの市民や来訪者が利用しています。
- 昭和40年代から50年代（1965年（昭和40年）から1984年（昭和59年））に整備された都市公園が全体の半数以上を占めるなど、施設の老朽化が進行しています。
- 御清水や本願清水を始めとする湧水地が観光スポットとして整備されており、地域を特徴付ける資源として活用されています。
- 森林ゾーンや田園ゾーンでは、大野市の魅力の一つである緑豊かな環境を形成しています。

4-3-2 課題

- 大野市らしさを形成する公園・緑地を保全するとともに、利用者のニーズを踏まえた魅力の強化が重要です。
- 公園・緑地は、市民の暮らしの快適性を高めるため、有効活用されるよう機能の充実や適切な維持管理が重要です。また、公園は災害時の指定緊急避難場所として、防災・減災機能の付加についても検討が必要です。
- 公園施設については、適正化や長寿命化を図るとともに、維持管理費を削減する必要があります。

4-3-3 方針

(1) 大野市の個性、特徴となる公園・緑地の保全、魅力の向上

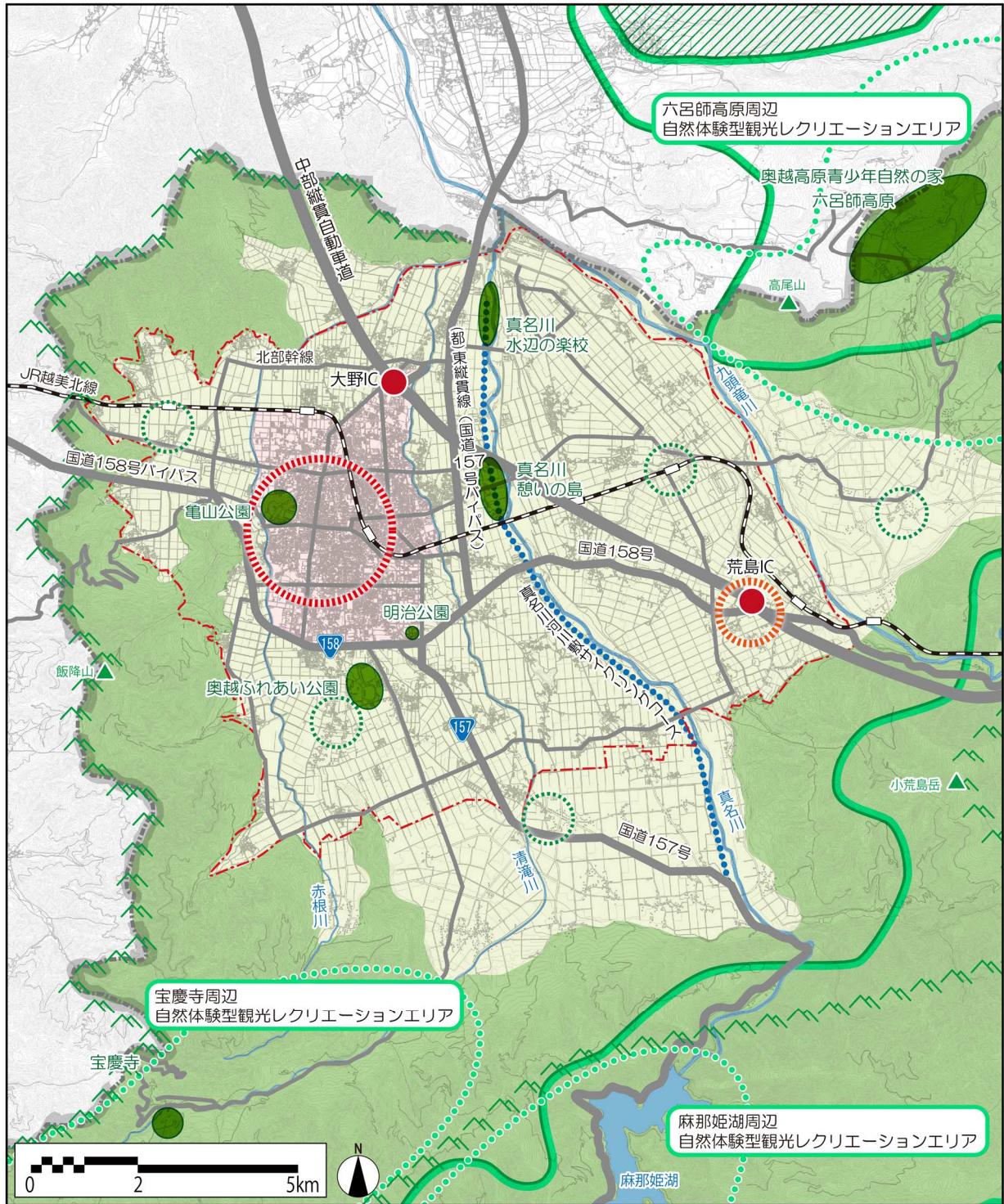
- 荒島岳、飯降山などから構成される盆地を縁取る主要な山並みや農村風景は、良好な景観要素であることから、農林業者などと連携して保全に努めます。
- 六呂師高原や九頭竜国民休養地、宝慶寺周辺などは、良好な景観や周辺の自然環境に配慮しつつ、魅力ある自然体験型観光レクリエーション拠点を目指します。
- 市街地ゾーンの緑の核である亀山公園（風致公園※）は、豊かな自然や歴史が感じられる憩いの場として保全するとともに、周辺施設と連携したまちなかのにぎわい創出に取り組むなど、多様な機能を生かせるよう魅力を高めます。
- 奥越ふれあい公園（総合公園※）は、奥越地域で暮らす人々が緑に親しみ、憩いやスポーツ・レクリエーションの場として利用できるように適切に管理するとともに、利用者のニーズにあった機能の付加や魅力の向上について検討します。



六呂師高原



奥越ふれあい公園



【凡例】

- | | | | |
|--------------|--------------------|----------------|-------------------|
| 主な公園・緑地 | 市街地ゾーン | 中心拠点 (まちなかエリア) | 中部縦貫自動車道・インターチェンジ |
| 国立公園／県立自然公園 | 田園ゾーン | 広域連携拠点 | 主要幹線道路 |
| まちを縁取る主要な尾根筋 | 森林ゾーン | 地域生活拠点 | 幹線道路 |
| 主要な山頂 | 自然体験型観光レクリエーションエリア | 鉄道・駅 | サイクリングコース |
| 主要河川 | | 都市計画区域 | |

図 盆地地域における公園・緑地づくりの方針

(2) 市街地における暮らしを豊かにする公園・緑地の確保、適切な維持管理

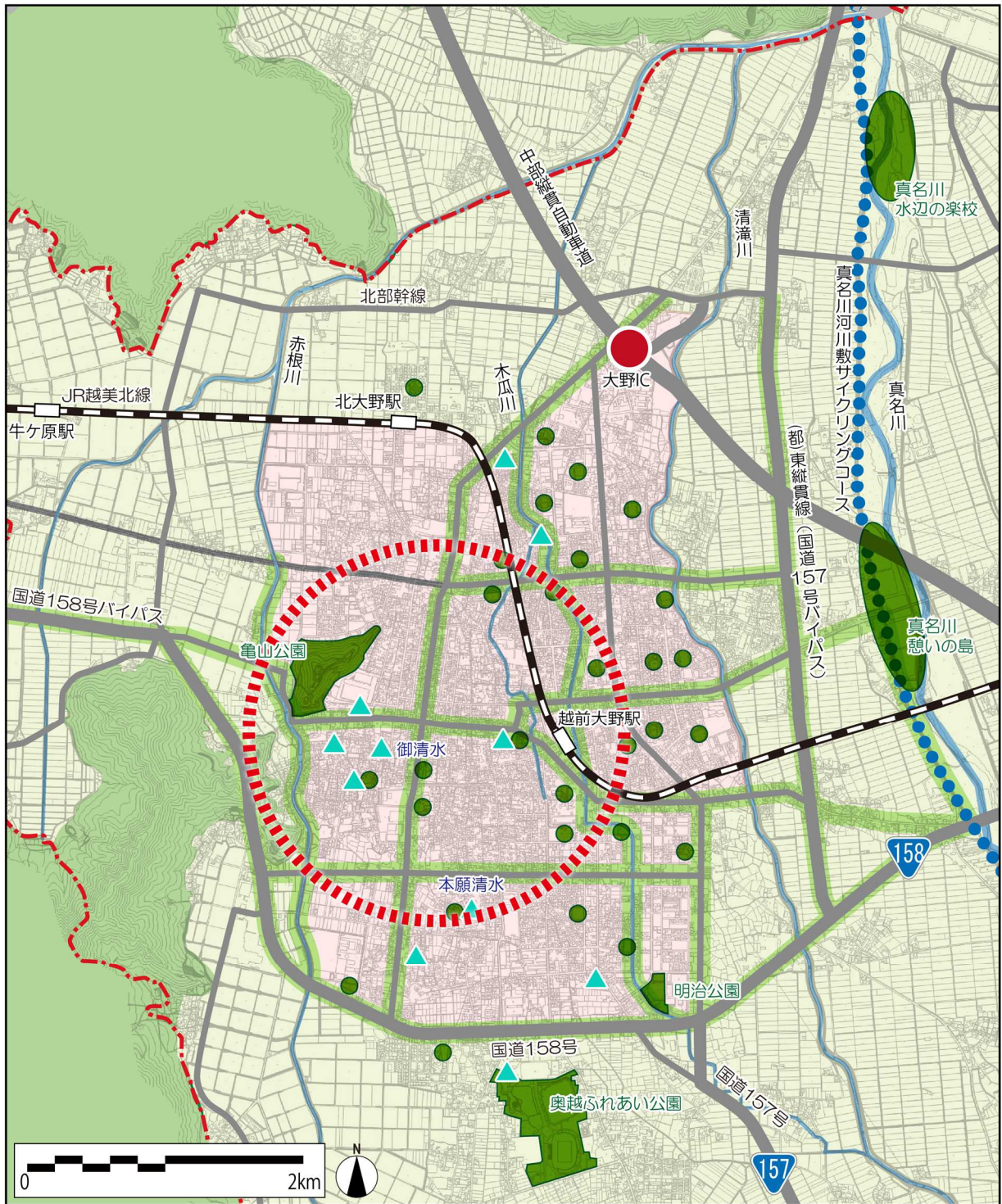
- まちなかでは公園が少ないことから、既存の広場を活用するとともに、周辺住民の暮らしの向上を図るため、空き地を活用し、気軽に交流できる空間の創出や冬期の堆雪場の設置などを検討します。
- 都市公園は日常利用だけでなく、災害時発生時の指定緊急避難場所として効果を発揮するよう適切に維持管理するとともに、防災・減災機能の付加について検討します。
- 公園施設は、安全に利用し続けることができるように、安全性の確保とライフサイクルコストの縮減の観点から、予防保全的管理により長寿命化対策に取り組みます。
- 湧水地や身近な親水空間である赤根川や木瓜川などの河川沿いの環境整備を図るとともに、中心拠点へのアクセスルートでは、街路樹の保全や市民の協力のもと沿道でのプランターによる緑化などを行うことにより、水と緑のネットワークの充実を図ります。



亀山公園



まちなかの緑地・広場
(結ステーション)



【凡例】

- | | | | |
|------------|----------------|-------------------|-----------|
| 主な公園・緑地 | 市街地ゾーン | 中部縦貫自動車道・インターチェンジ | サイクリングコース |
| 水と緑のネットワーク | 田園ゾーン | 主要幹線道路 | 都市計画区域 |
| 主要河川 | 森林ゾーン | 幹線道路 | |
| 主な湧水ポイント | 中心拠点 (まちなかエリア) | 鉄道・駅 | |

図 市街地ゾーンにおける公園・緑地づくりの方針

4-4 景観づくりの方針

4-4-1 現状

- 平成18年（2006年）に景観行政団体となり、大野市景観計画※に基づき、良好な景観形成とまちづくりを積極的に進めています。
- 近年、人口減少や住宅地の郊外化が進み、まちなかに空き家・空き地が増えたことにより、街並みが途切れた状態となっています。
- 七間通りや寺町通りなどの観光ルートにおいて、電柱や電線が景観を阻害する一因となっています。
- 市街地周辺には田園が広がり、その周囲を緑豊かな山並みが連なる美しい盆地景観が形成されています。
- 屋外広告物はまちの景観を構成する大切な要素であることから、大野市屋外広告物条例※に基づく基準や規制により、良好な景観形成に努めています。

4-4-2 課題

- まちなかでは、越前大野城への眺望景観をはじめ、寺町通りに代表される趣を感じる街並み景観など、大野の歴史と文化が蓄積された景観の保全、整備が必要です。
- 盆地を縁取る山並みや、盆地に古くから点在する農村は、良好な景観を形成していることから、景観法※や大野市屋外広告物条例などにより保全するとともに、活用について検討する必要があります。
- 星空やライトアップされた越前大野城など夜景の美しさを楽しめるように、屋外における照明の方法や方向などに配慮する必要があります。



福井市側から大野盆地に入る玄関口の眺望

4-4-3 方針

(1) 歴史・文化が感じられる街並み景観の保全、整備

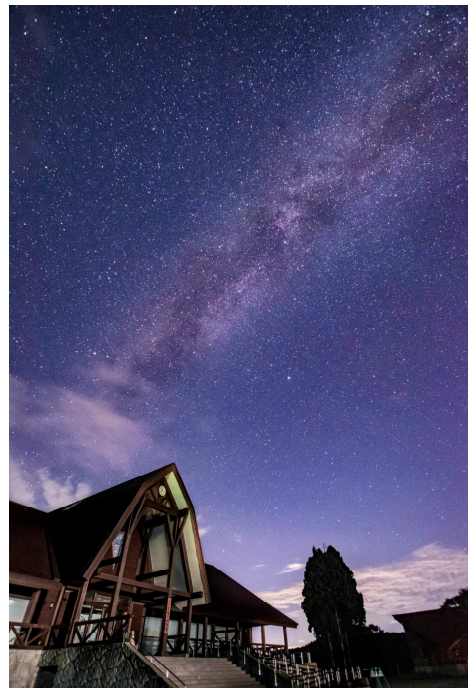
- まちなかにおいては、町家などを保全するとともに、歴史的な街並みに調和するような建物づくりを促進します。
- 空き家や空き地については、所有者に対して適切な維持管理を促し、良好な街並み景観の形成を進めます。
- 多くの住民や来訪者が行き交う通りでは、屋外広告物は景観と調和するよう指導などを行うとともに、沿道の景観資源として活用することにより、にぎやかさや個性豊かな景観の形成を図ります。
- 越前大野城への眺望や歩いて楽しめるよう歩行空間に配慮した景観形成を進めるため、まちなか観光ルートなどにおける無電柱化を検討します。

(2) 盆地を縁取る山並み景観、農村景観の保全、演出

- 緑豊かな山々に囲まれ、美しい田園が広がる大野らしい景観を守るため、大規模な開発は極力避けるとともに、農業施策と連携して良好な農地の保全に努めます。
- 景観法に基づく行為の制限などを行い、歴史資産や荒島岳、越前大野城など、地域を象徴するものへの眺望を保全します。
- 大野市と他地域を広域的に結ぶ中部縦貫自動車道などの幹線道路の沿道は、緑豊かな資源を生かした景観形成を進めます。
- 広域連携拠点周辺は、新たな東の玄関口として来訪者を意識した美しい景観形成を進めるとともに、福井市方面からの玄関口である国道158号バイパスは、無電柱化を促進するなど亀山を中心とした大野らしい景観形成を進めます。

(3) 美しい星空の保護・保全

- 「日本一美しい星空」に選ばれた星空を守るため、南六呂師地区において光害がない暗く美しい夜空を保護・保全する取り組みを進め、星空保護区の認定を目指します。
- 市内の公共施設については、順次、光害への影響に配慮した照明への置き換えを進めていくとともに、今後整備される民間の施設についても、星空を保護する照明計画とするよう促すなど協力を求めます。
- 市民に対して光害への啓発活動を行い、美しい星空の保護・保全を全市的な取り組みに広がります。



南六呂師地区の星空

4-5-3 方針

(1) 自然災害に対応する土地利用の方針

- あらゆる関係者（国や県、流域市町、地域住民など）が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策を行う「流域治水」に取り組みます。
- 赤根川と清滝川については、早期に河川の改修に着手するよう県に働きかけ、豪雨による災害の未然防止を促進します。
- 災害危険区域などの災害リスクに関する土地情報の発信とともに、立地適正化計画と連携して、災害リスクの低い土地への居住の誘導などを促進します。
- 流雪溝や機械による除雪体制を維持するなど、積雪期における円滑な道路交通を確保し、雪に強いまちづくりを推進します。

(2) 防災力の向上

- 公共施設や避難拠点などにおいて、国土強靱化計画と整合性を図りつつ、防災力の強化につながる再生可能エネルギー利用設備の導入を検討します。
- 建物が密集するまちなかの商業地は、地震による倒壊や火災の発生と延焼による被害の拡大を防止するため、建築物の耐震化と不燃化を誘導します。
- 所有者に対して、空き家化の未然防止と適正な管理の徹底を呼び掛けるなど、空き家対策を推進します。
- 公園や緑地が少ないまちなかでは空き地を活用して、オープンスペース*や身近な堆雪場などの確保を検討します。
- 円滑な救援活動と物資の輸送を行うための幹線道路の整備を促進し、防災ネットワークの形成を進めます。
- 冬期間の安全で安心な生活環境を形成するため、除雪機械のオペレーター育成の支援や地域の取り組みによる屋根雪下ろしなど担い手の確保に取り組み、雪に強い体制づくりを推進します。



防災道の駅における訓練の様子

(3) 自助・共助による取り組みの推進

- ハザードマップなどにより洪水や土砂災害など地域の災害リスクの周知を図り、適切な避難行動をとれるように市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。
- 自主防災組織による地域防災マップの作成や、避難支援プランの作成を促進し、地域で支援する共助の体制づくりを構築します。
- 先進的なデジタル技術を活用し、災害情報の速やかな提供とともに、安全な避難行動を支援するなど、新たな災害対応への取り組みを検討します。



地域住民が参加する防災訓練

4-6 健全な水循環によるまちづくりの方針

4-6-1 現状

- 大野市では、現在でも市街地の多くの家庭で、直接地下水をくみ上げて生活用水に利用している他、農業や工業、食品加工業などにも地下水が利用されるなど、水と共生する地域特有の水文化を育み地域を発展させてきました。
- 大野盆地では、市街地の拡大に伴い宅地や道路などの不浸透域が拡大しています。また、水稻の作付面積が、米の需給に応じた生産調整により減少し、貯留・涵養機能が低下していると推測されます。さらに、森林は担い手不足や林業の収益性の低下により必要な整備や適切な維持、保全が行われないなど、水源涵養機能が低下していると推測されます。
- 伊勢湾台風や奥越豪雨など過去の水害などを教訓として、排水機能を重視したコンクリートを多用する河川整備により治水対策が進められた結果、洪水リスクは軽減されましたが、自然豊かな水辺や生物多様性は失われつつあります。
- 公共用水域の水質保全を目的として、公共下水道や農業集落排水などの污水处理施設の整備が進められていますが、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を合わせた水洗化率は46.8%（令和3年度末（2021年度末））にとどまっています。

4-6-2 課題

- 山林や農地が有する多面的機能の持続的な発揮に向けた取り組みとして、市域の多くを占める森林での計画的な整備と適切な保全の推進や農地での地域の共同による農地維持活動の促進や水田の地下水涵養機能を高度に発揮させる取り組みが必要です。
- 河川や湧水地などの水辺空間を都市施設の一部と捉え、まちと緑と水辺が融合した良好な空間を生かしたまちづくりを推進する必要があります。
- 水資源の有効利用を図り、併せて地下水涵養や河川などへの雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的として、雨水の有効利用を推進する必要があります。
- 市街地の河川などの美化や水洗化率の向上による公共用水域の水質保全など、九頭竜川の最上流部に住む者として、きれいな水を下流へ送るという重要な責務を果たす必要があります。



冬季湛水

4-6-3 方針

(1) 水循環に配慮した土地利用の方針

- 地下水の涵養源となる森林や農地を保全するため、ICTやAIなどの新技術を活用した林業・農業を促進するとともに、山間部や農村部における大規模な開発を抑制するなど、山林や農地が有する多面的機能の健全な発揮を図ります。
- 市街地における居住環境の向上や用途地域の見直しなどにより、無秩序な市街地の拡散を抑制し、不浸透域の拡大の抑制を図ります。また、市街地における雨水の貯留・涵養の推進により、健全な水循環の維持または回復を図ります。
- 河川環境の美化に取り組むとともに、多自然型川づくりなどを推進し、河川が本来有している自然環境や景観などの機能を保全・創出するなど環境に配慮した河川整備や維持管理に努めます。
- 土地の改変などが地下水の涵養や流出に影響を与えるおそれがある場合は、地下水の水質と水量の保全の観点から、事前に影響予測調査などを行い、必要に応じて適切な措置を講じるなど健全な水循環への配慮に努めます。

(2) 水を生かしたまちづくりの推進

- 御清水や本願清水など重要な観光資源となる湧水地や芹川水路などのまちなかの水路については、地域と連携して適切な維持管理を行い名水のまちにふさわしい水を生かした良好な景観形成を推進します。
- 真名川、清滝川、赤根川、木瓜川などの市街地を流れる河川は、関係者との連携・協力の下、河道内の樹木伐採や河床に堆積した土砂の浚渫^{*}、除草などによる河川環境の改善に取り組むなど、暮らしの中で身近に水の豊かさを感じられる親水空間として機能するよう活用し、適切な管理に努めます。
- 「本願清水イトヨの里」や水に関する学習研究施設「越前おおの水のがっこう」を活用し、水と地域との関わりの中で育まれてきた水文化の保存や継承、創出に向けた取り組みを推進します。
- 水辺空間を活用した活動を促進するため、九頭竜湖や麻那姫湖など河川の上流部では、水辺と緑が一体となった良好な景観を保全し、自然環境に親しみやすい環境づくりなどにより魅力を高め、体験型観光などを推進します。
- 市街地における貯留・涵養機能を向上させ、良好な景観形成や気温上昇の抑制、防災力の強化などにも有用とされるグリーンインフラ^{*}を積極的に取り入れ、自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある地域づくりを推進します。

(3) 水の安定供給と河川や水路の水質保全

- 良質な地下水が豊富な地域特性を踏まえ、市民による直接的な地下水利用に配慮しつつ、地下水障害などのリスクを回避し、安全な飲料水を安定供給するため、水道事業を引き続き継続し、適正な運営に努めます。
- 人口減少などの社会的状況の変化に対応できる下水道事業の基盤強化や老朽化する施設の計画的な維持管理・更新を進めるとともに、公共用水域の水質保全のため、公共下水道への加入促進や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するなど、適切な汚水処理対策を推進します。

4-7 脱炭素型社会に向けたまちづくりの方針

4-7-1 現状

- 昭和52年（1977年）から令和元年（2019年）までの大野市の平均気温・最高気温・最低気温は、全国的な傾向同様に上昇傾向にあります。気温の上昇が進めば、大規模災害の発生だけでなく、水資源の不足や食料生産の減少などのリスクが高まる懸念があります。
- 市内の豊かな自然環境を将来世代に継承するため、市民や事業者と一体となって2050年（令和32年）までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ※」の実現に挑戦しています。
- 大野市は持家率が高く、また、日常生活の移動を自家用車に依存しており、住宅や自家用車から排出されるCO₂排出量の割合が全国と比べて高くなっています。
- 平成28年（2016年）に木質バイオマス※発電所が操業を開始し、未利用間伐材の利活用や森林間伐促進による林業の振興、CO₂吸収源である森林保全という好循環が生まれています。

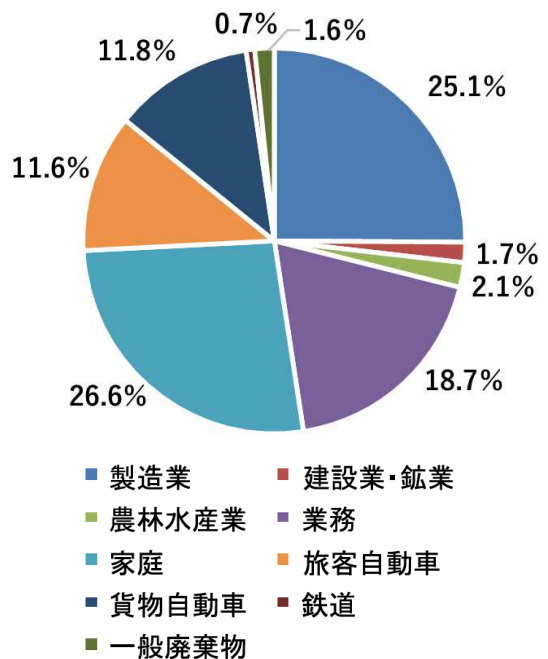
4-7-2 課題

- 都市機能の配置と公共交通ネットワークの連携や利用促進により、まちづくりによる移動などに係るエネルギー使用の削減を図る必要があります。
- 民間事業者と連携し、建物や設備の省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用、次世代クリーンエネルギー自動車の普及など、エコライフを促進する必要があります。
- 公共施設や都市インフラは、更新などに合わせて脱炭素化を推進していく必要があります。
- 土地利用の誘導や都市計画制度の活用などにより、二酸化炭素の吸収源となるみどりを保全、創出する必要があります。



木質バイオマス発電所

大野市における部門別CO₂排出量割合（平成29年度）



資料：環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」から大野市作成

4-7-3 方針

(1) 都市機能の配置と公共交通の連携・利用促進

- 地域公共交通と連携し、医療、福祉、商業などの都市機能への移動手段が確保された誰もが暮らしやすい都市構造の構築を進めます。
- 地域住民や沿線自治体、関係機関など連携し、公共交通機関の利便性の向上を推進するとともに、市民の日常的な利用促進を図ります。
- 駅やバス停、既存の駐車場から各種都市機能へアクセスする、安全・快適な歩行空間および自転車通行空間の形成を進めます。

(2) 公共施設における脱炭素化の推進

- 公共施設や避難拠点などにおいて、国土強靱化計画などと整合を図りつつ、太陽光発電や蓄電池など再生可能エネルギー利用設備の導入を推進します。
- 道路照明灯のLED化や公園などへの保水・透水性舗装の導入など、インフラの更新に併せて省エネルギー化、ヒートアイランド*対策を推進します。

(3) 都市計画による脱炭素型まちづくりの検討

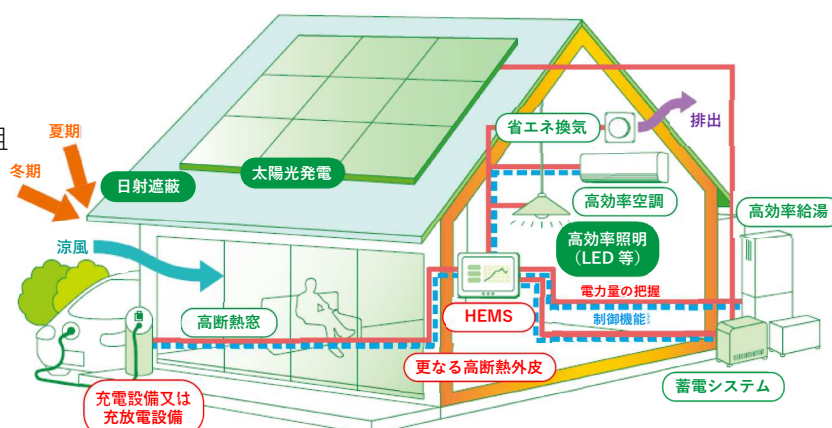
- 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの吸収源である緑地を保全するため、森林や農地の無秩序な開発を抑制し、公園などの緑化を推進します。
- 街区単位での建築物の配置の調整に合わせて緑地などのオープンスペースを確保するなど、都市計画の制度を活用した取り組みを検討します。

(4) 住宅などの脱炭素化の促進

- 住宅や事業所の建築物の断熱性能やエネルギー効率の向上、長寿命化、再生可能エネルギーの導入など、地域の住宅産業界と連携して、民間建築物の脱炭素化を促進します。
- 住宅や事業所において省エネルギー型の設備への更新や電気自動車の普及を促進します。

(5) 環境に優しい観光推進の検討

- 刈込池など自然体験型観光レクリエーションエリアの中でも良好な自然環境の保全に配慮すべき資源周辺においては、自家用車の乗り入れ規制を検討します。
- 観光客がまちなかで快適に歩ける空間を創出するため、住民や事業者の意向を踏まえた上で、七間通りや寺町通りなど主要なまちなか観光エリアへの自家用車の乗り入れ規制などを検討します。
- 環境に優しい観光および周遊滞在型観光を推進するため、サイクルツーリズム*の取り組みを充実します。



住宅の脱炭素化（イメージ）

4-8 「健幸」で住み続けられるまちづくりの方針

4-8-1 現状

- 高齢化が進む中で、多くの人が高齢になっても生活することができるバリアフリー※、ユニバーサルデザイン※のまちづくりが進められてきました。
- 主として移動制約者※の移動手段であるまちなか循環バスなど地域公共交通は、利用者の減少や運行経費の増加していることから、見直しが必要となっています。
- 県内で一番の子育てしやすいまちを目指して、子育て支援などに重点的に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式（ニューノーマル※）が徐々に浸透してきています。
- 地域課題を解決するため、デジタル技術を活用した仕事の場の確保や教育機会の充実など、さまざまな取り組みを進めています。

4-8-2 課題

- 障がい者や高齢者、子どもなどにとって、安全で快適な空間の形成が必要です。
- 子育て世代にとって暮らしやすく、次世代を担う子どもたちが健やかに育つまちづくりが望まれています。
- 高齢者や運転免許自主返納者など移動制約者のニーズを把握し、誰もが気軽に外出できるよう地域の実情に応じた移動手段を確保する必要があります。
- ニューノーマルへの対応のほか、地方創生や人口減少対策といった地域課題を解決するため、デジタル技術を活用した取り組みを推し進める必要があります。

4-8-3 方針

(1) 子育てしやすいまちづくりの推進

- 乳幼児や子ども連れでも利用しやすい公共施設の整備を進めるとともに、事業者に対して子育て世代が利用しやすい施設づくりを促進します。
- ゆとりのある駐車マスやバス待ちしやすい停車場施設、段差の低いバス車両、歩道の段差解消など、小さな子ども連れでも移動しやすいまちづくりに取り組みます。
- 奥越ふれあい公園は、子どもが安心して遊べる公園づくりを進めるとともに、子育て世代からの新たなニーズに柔軟に対応できるよう検討します。
- 街区公園*の一層の利活用と合わせ、まちなかの貴重なオープンスペースである空き地を暫定的に子どもの遊び場などとして柔軟に活用できるよう検討します。
- 空き家を活用した子育て世代の住まいづくりや、多世代近居や同居の暮らしづくりを支援します。

(2) 全ての人の「健幸」を支える安全で快適な都市空間の形成

- 公共空間の環境や交通、住宅、医療、福祉など生活に深くかかわる分野において、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
- 市民や観光客が散策したくなる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりや、安全で快適にサイクリングを楽しむことができる自転車利用環境の整備を推進します。



子育て支援センター

(3) 移動制約者が歩いて暮らせる環境づくり

- 市街地ゾーンでは、暮らしに必要な機能の維持・集積と公共交通の利便性の向上、安全な歩行空間の確保などにより、コンパクトな市街地づくりを推進します。
- 田園ゾーンおよび森林ゾーンでは、地域生活拠点において身近な生活サービス機能の充実を図るとともに、周辺集落や市街地ゾーンとの移動手段を確保するなど、住み続けられる環境づくりを推進します。

(4) 多様な主体の参画と連携による移動手段の確保

- 担い手不足の進行と厳しい財政状況が続くことが予想される中でも、市民生活や健康、交通、観光、環境などさまざまなまちづくり施策との連携や最新技術の導入の検討などにより、持続可能な移動の仕組みの実現に向けて取り組みます。

(5) 未来技術でニューノーマルに対応するまちづくり

- 先端的なデジタル技術を生かして、人口減少や少子高齢化の下で豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくりを実現するための検討を進めます。
- 人々に受け継がれている助け合いや支え合いによる「人と人」や「人と地域」のつながりを、地域課題の解決に向けて足りないところをデジタル技術で補うことにより、社会情勢の変化に対応できるまちづくりを進めます。



乗合タクシー

第5章

地域づくりの方針

5-1 地域づくりの方針

5-1-1 役割

- 都市づくりの目標の実現に向けて着実な進捗を図るためには、地域でのさまざまな取り組みが必要になります。このため、地域づくりの方針は、地域で暮らす人の土地利用などに視点を置き、地域ごとの特性や課題に応じて、目指すべき地域の将来像やその実現に向けた方針を示すものであり、以下の役割を担います。

- 市域全体を対象圏域とする各種の都市機能が集積する市街地地域と田園集落地域および山間地域との連絡強化のあり方、また、田園集落地域および山間地域の生活利便性を将来にわたって確保する方向性を明確にします。
- 地域住民と行政が協働し、地域づくりを進めるに当たっての目標や方針を明らかにします。

5-1-2 地域の成り立ちと地域づくりの方針

- 地形的には、大野市は城下町を中心とする市街地と、その周りを取り囲むように存在する緑豊かな環境に恵まれた田園集落が大野盆地を形成し、その盆地を取り囲む山々などから構成される山間地域で市域を構成していることが特徴です。
- 歴史的には、昭和の町村合併前の区域がおおむねそのまま今の地区を構成しているという特徴があります。
- 地域づくりについては、都市計画運用指針にもあるように「地形的特徴に歴史的背景を踏まえることが重要」であることから、「歴史的特徴である地区単位の生活を生かした地域づくり」を進めます。

表 地域区分

地域	地域の区域設定の考え方	対応する主な地区
①市街地地域	・用途地域および用途地域と一体的な都市空間を形成する（都）東縦貫線より西側の区域	・大野地区 ・下庄地区
②田園集落地域	・大野盆地の内側で、①市街地地域を除く地域（盆地に広がる田園地域）	・下庄地区 ・小山地区 ・富田地区 ・乾側地区 ・上庄地区 ・阪谷地区
③山間地域	・盆地を取り囲む山地、渓谷と谷筋の居住地や自然体験型観光レクリエーションエリアなどからなる地域	・五箇地区 ・和泉地区 ・上庄、阪谷地区の山地部

(地形的特徴)

- 市域 — 大野盆地 —
- ①城下町を中心とする市街地地域
 - ②その周りを取り囲むように存在する
緑豊かな環境に恵まれた田園集落地域
 - ③その盆地を取り囲む山々などから構成される山間地域

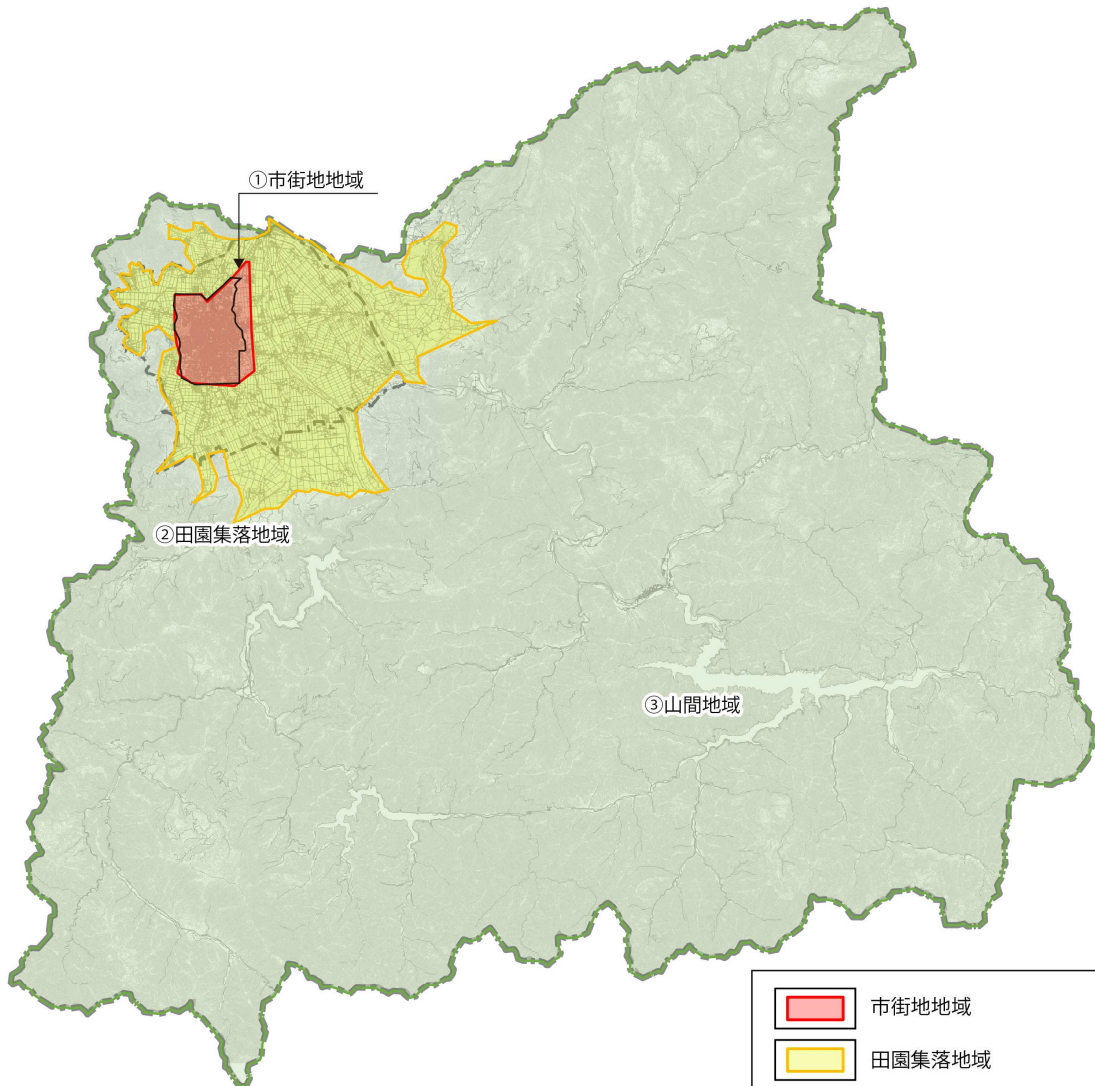


(歴史的特徴)

昭和の町村合併前の区域がおおむねそのまま今の地区を構成している。



『歴史的特徴である地区単位の生活を生かした地域づくり』



	市街地地域
	田園集落地域
	山間地域
	用途地域(642.4ha)
	都市計画区域(5,251ha)
	市域界

5-2 大野らしい地域づくりの土台となる「結の心」と「進化したデジタル技術」

5-2-1 精神的支柱「結の心」

- 大野には古くから「結」と呼ばれる言葉があります。「結」には、昔から農作業や冠婚葬祭などのさまざまな仕事をお互いに助け合う習慣の意味があり、今もこの精神が人々に受け継がれています。
- これからも、先人が大切にしてきた「結の心」を持ち続けるとともに、地域づくりを進める上での基礎とします。

5-2-2 進化したデジタル技術「DX※」

- 担い手不足や高齢化などにより人々の活動力が低下し、「結の心」だけでは、これまでの暮らしを続けることが困難になりつつあることやマンパワー不足、物理的な距離などを克服することができないため、生活をより良いものへとする手段として進化したデジタル技術「DX」で補います。

サテライトオフィス※



オンライン診療



スマート農業※



スマート林業



リモート窓口



スマート物流



5-3 持続可能な地域づくりのあり方

地域づくりの方針については、「結の心」とそれを補う「DX」をベースにして、次の2つの方針を設定します。

そして、その2つの方針を両輪として「住み続けられる地域づくり」を進めます。

5-3-1 地域生活拠点の確立による地域全体の生活利便性の確保、
共助のまちづくりによるコミュニティの活力維持

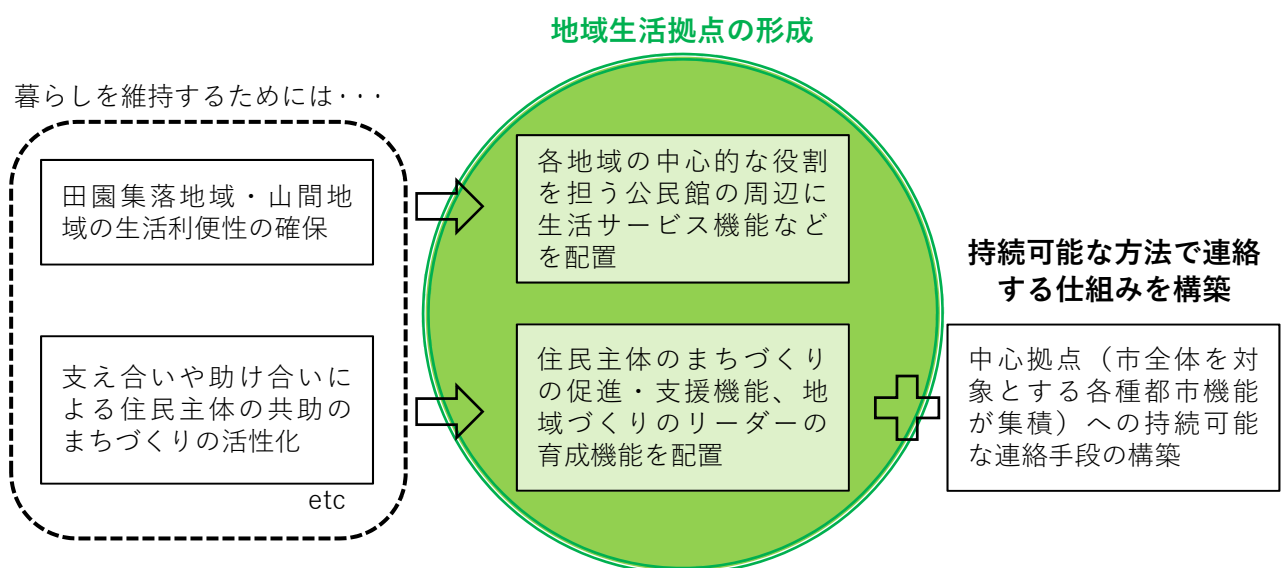
【地域生活拠点の形成】

- 地域のよりどころとなる拠点として公民館を中心とした「地域生活拠点」を形成します。地域の生活利便性を確保するため、なるべく身近な場所に日常生活に必要な機能などを配置・集積します。
- 持続可能な地域づくりに必要な「住民主体でさまざまな地域の課題を捉え、対応する、マネジメントする機能」についても地域生活拠点の重要な役割であることから、地域住民が主体のまちづくりを促進・支援する機能を設置します。

5-3-2 市街地地域と田園集落地域・山間地域の連絡

【持続可能な方法で連絡する仕組みを構築】

- 多様な都市機能が集積する市街地地域と田園集落地域・山間地とのアクセスについて、将来にわたって持続的な方法で連絡する仕組みを構築します。
- 地域において中心的な役割を担う地域生活拠点と市街地地域の連絡や、各集落と地域生活拠点との連絡によって、各種の都市機能へアクセスできるネットワークを確立します。
- ネットワークを連絡する移動手段としては、公共交通や福祉輸送、ご近所の助け合いによる乗り合わせマッチングなど、さまざまな主体による「過度に自家用車に頼らない」移動手段を確保します。

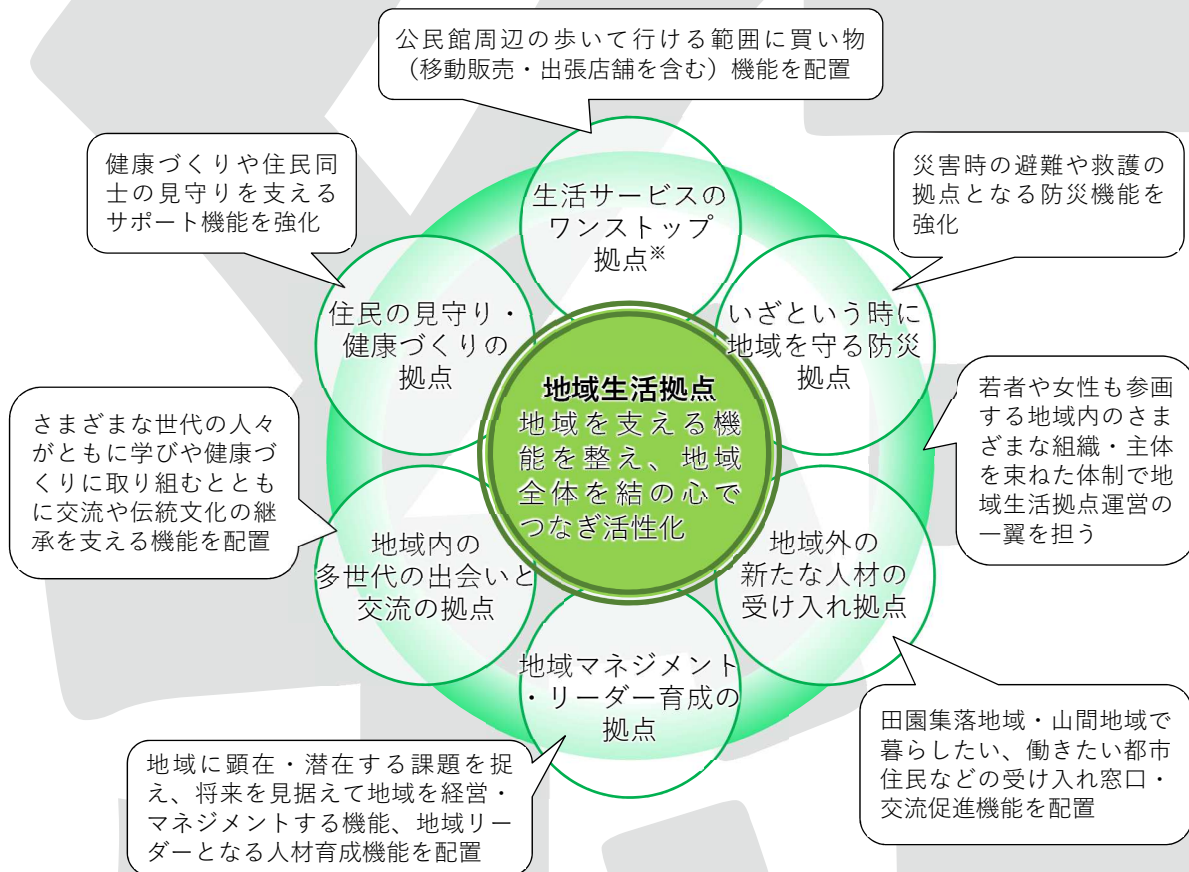


5-3 持続可能な地域づくりのあり方（概念図）

①地域生活拠点の確立による生活利便性の確保、

共助のまちづくりによるコミュニティの維持

- ・地域生活拠点の形成
- ⇒身近な生活サービス機能などを配置
- 住民主体の地域マネジメント



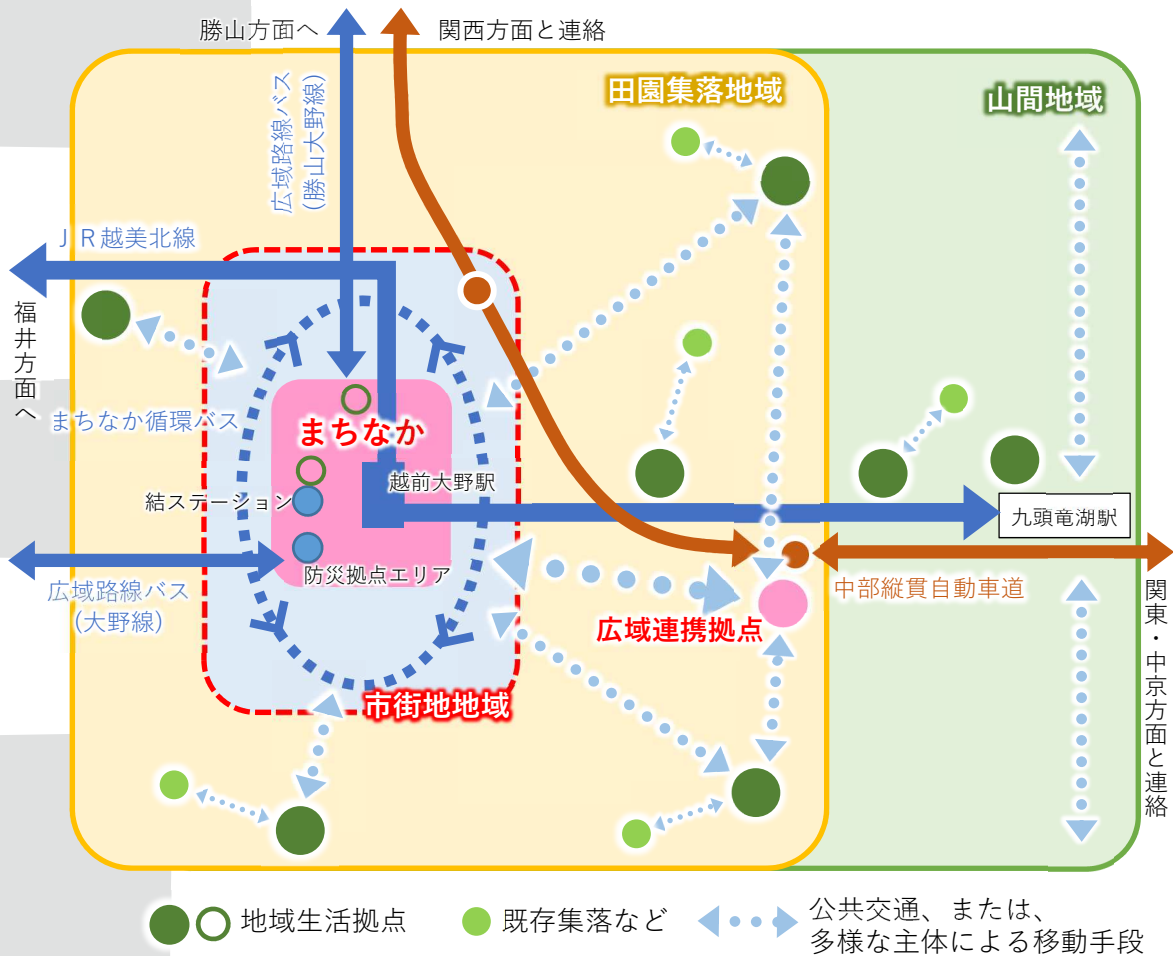
地域生活拠点が担う機能の概念図

※あくまでイメージであり、住民の意向を踏まえつつ各地域の特性、状況に応じて検討を進めます
 ※市街地地域においても、住民主体による地域課題の解決を促進・支援する機能の充実を進めます

②市街地地域と田園集落地域・山間地域の連絡

・持続可能な方法で連絡する仕組みを構築

⇒過度に自家用車に頼らず都市機能にアクセスできるネットワーク
さまざまな主体による移動手段



市域全体の持続可能な交通ネットワークの概念図

5-4 市街地地域の地域づくり

5-4-1 地域づくりの課題

(1) 大野市の中心にふさわしい、まちの活力維持が必要です

- 商業や医療、福祉など各種の都市機能が立地し、総人口の57.2%（令和2年（2020年））が暮らす人口が集積する地域ですが、人口減少が進んでいます。
- 人口が減少し、人口密度が低下し続けると、店舗や金融機関など生活を支える各種の都市機能の立地を維持することが難しくなり、市域全体の生活利便性が損なわれるため、人口密度を一定程度確保する必要があります。

(2) まちのにぎわい回復のため、空き家化の未然防止や空き家・空き地の有効活用が必要です

- 人口減少に伴い、空き家や空き地が増加しています。適切な管理がされない空き家や空き地は景観面や防災・防犯面で課題になり、地域の魅力を損なってしまうため、これらの適正管理、未然防止に取り組む必要があります。
- 空き家を活用した住まいづくりや新規創業を促進するなど、まちのにぎわい回復や地域コミュニティの維持に向けて有効活用を推し進める必要があります。

(3) 人に優しい市街地づくりが必要です

- 多様な人が利用する公共公益施設や商業施設などはイベント会場となる機会が多くあります。小さな子ども連れでもこれらの施設が利用しやすいように、施設環境や移動環境を整える必要があります。
- これらの取り組みを通して、高齢者や障がいのある人、観光客を含め、全ての人にとって便利で快適なまちづくりにつなげる必要があります。

(4) 住民の誇りと愛着につながる個性を大事にした空間づくりが必要です

- 市街地地域の中心部には、越前大野城や寺町通りなどの古い街並み、湧水地や七間朝市などの観光資源が多くあり、これまでその整備を進めてきました。また、市民や事業者による誘客イベントも積極的に開催され、多くの観光客が訪れています。
- このような市民が代々受け継いできた歴史資産や観光資源をさらに活用し、新しいものを取り入れていくことにより、他の地域にはない、人の営みを感じ、観光客などに魅力を感じてもらえるまちづくりが求められています。

5-4-2 地域づくりの目標

**「固有の歴史、文化を感じ取ることができる
魅力とにぎわいにあふれ、
快適に暮らすことができる市街地地域」**

○近世に整備された城下町を中心に、固有の歴史、文化を培いながら、都市基盤と各種の都市機能の立地を進めてきた大野市の中心として、湧水などの固有の地域資源やこれまでに積み重ねられてきた資産を有効活用し、今後も若者や子育て世代を含むさまざまな層の市民や来訪者が集い、交流や活力あふれるまちを目指します。

5-4-3 地域づくりの方針

(1) 便利で快適な市街地づくり

【中心拠点の機能の維持・充実】

- 城下町を起源に発展、拡大してきた中心拠点において、生活サービス機能の充実と居住環境の魅力向上に重点的に取り組み、まちなかへの居住を促進します。
- まちなかの商業機能の担い手の確保、活性化や空き家を活用した新規創業を促進し、将来にわたって便利でにぎわいのある中心拠点づくりを進めます。

【空き家や空き地の利活用などによる定住人口の確保】

- まちなかの空き家を活用した移住・定住者や子育て世帯の住まいづくりを支援します。
- 空き家を活用した暮らしづくりとして、子育てのサポートなどを受けやすく、親世帯の見守りなどがしやすい多世代近居や同居を支援します。
- 空き家や空き地が点在する街区では、関係者によるまちづくり組織が主体となった土地の再編や集約化をし、安全で暮らしやすい居住環境を整えるなど、地域の実情に応じたまちづくりの促進を検討します。

【子育て世代や高齢者など、誰もが利用しやすい施設づくり】

- 結とぴあ、図書館、有終公園など公共施設が集積している市役所周辺は、子育て世代などのニーズを踏まえ、事業者との連携を含めた魅力向上に努めることにより、市民が集い、憩いやすいエリアづくりを進めます。
- 生活に身近な街区公園は、利用者のニーズを把握し、子どもが安心して遊べる公園、高齢者が憩える公園づくりを進め、一層の利活用を促進します。

(2) 誰もが移動しやすい交通ネットワークづくり

【公共交通の利便性向上】

- 本地域には、公共施設をはじめ、商業や福祉、医療など暮らしに欠かせない生活サービス機能が集まっているため、多様な移動手段の担い手が連携し、公共交通の利便性を向上させ、誰もがこれらのサービスを円滑に利用できる環境づくりを進めます。
- 鉄道とバスの乗り継ぎの改善や、市街地における沿道の店舗と連携した待ち時間を快適に過ごすことができる空間の創出など、利用者の利便性向上に努めます。

【居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり】

- 車両の進入抑制などによる歩行者中心の交通環境の実現や、人々が集まることのできるゆとりある滞留空間づくりなどを検討し、まちに出かけたくなる快適で安全な環境づくりを推進します。
- 市民の憩いの場である亀山公園は、豊かな自然と歴史が感じられ、安全で快適な公園に整備します。また、周辺の既存施設や大野簡易裁判所跡地と連携して、憩いや散策しやすいまちづくりを進めます。
- 日常生活や観光における自転車の有効活用および利用促進を図るため、自転車通行の市街地ネットワークを形成し、自転車の利用環境の充実に努めます。

【長期未着手都市計画道路の見直し】

- 長期間未着手となっている都市計画道路は、現時点における整備の必要性を再検証し、路線の廃止や変更などの見直し、地域住民の意向を踏まえた代替策の検討を進めます。



都市機能の集積

(3) リスクに備える安全、安心なまちづくり

【赤根川、清滝川の改修】

- 関係機関および地域住民と連携し、赤根川、清滝川の改修を促進し、治水安全度の向上を図ります。

【水害リスクの低減】

- 立地適正化計画に基づく防災指針により、土地利用規制などの被害対象を減少させるための対策や、被害を軽減させるための取り組みを検討します。

【自然災害リスクの周知、共助による備えの促進】

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップなどを用いて地域の災害リスクの周知を図り、一人ひとりの防災意識の向上を促進します。
- 自治会や自主防災組織の単位ごとに避難行動要支援者の所在把握、災害危険個所の把握、避難所の開設手順、防災備蓄を確認するなど、緊急時の対応体制確立を促進します。

(4) 愛着と誇りの醸成、交流活性化につながる魅力的なまちづくり

【歴史的な街並みの継承】

- 五番通り、七間通り、寺町通りの景観形成地区[※]において、町家などの修景に対する支援や空き家や空き地の活用を促進するなど、歴史的な街並みの継承を図ります。
- まちなかから越前大野城への眺望景観や古い街並みの保全、歩きたくなる空間づくりを推進するため、まちなか観光ルートなどにおける無電柱化を検討します。

【水のみえるまちづくり】

- 御清水などを始めとする湧水地は、古くから住民の暮らしと密接に結びついた歴史資産であり、潤い豊かな憩いの場として、市民や観光客が水を五感で感じることができる環境づくりを推進します。
- 「本願清水イトヨの里」や「越前おおの水のがっこう」を活用し、児童や生徒に本市の水文化に触れる機会を提供するなど、地域資源を通じた故郷への愛着や誇りの醸成を図ります。
- 市外の方や観光客など、より多くの方に本市の水文化を知らしめ、観光誘客を図ります。
- 公共下水道の未普及地を解消するとともに、供給開始区域における加入を促進します。

(5) 新たな生活様式に対応するまちづくり

【多様な働き方・暮らし方ができる環境の整備】

- まちなかの空き家を活用したコワーキングスペース[※]の整備やIT企業などのサテライトオフィスの立地を促進するなど、多様な働き方がしやすい環境づくりを進めます。
- 先端的なICT技術の導入およびICT人材の育成を促進し、都市部との距離に関わりなく交流や学び、働く環境が得られるような環境整備に取り組みます。

5-5 田園集落地域の地域づくり

5-5-1 地域づくりの課題

(1) 高齢化の進行を見据えた持続可能な地域づくりが必要です

- 総人口の40.8%（令和2年（2020年））が暮らす地域ですが、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）にかけて人口が14.7%減少し、高齢化や担い手の減少が進んでいます。
- 今後、一層、独居や夫婦のみの高齢者世帯が増えることが予測されるため、地域住民相互の支え合いや、地域外の人材の参画・支援を含め、「結の心」で支え合う持続可能な地域づくりが必要です。

(2) 誰もが必要な機能にアクセスできる移動手段の確立が必要です

- 地域生活拠点において身近な生活サービス機能の確保・充実を進めるとともに、誰もが多様な都市機能が立地する市街地地域にアクセスできる移動の仕組みを構築する必要があります。

(3) 自然環境の魅力充実と、その魅力を体験できる環境整備が必要です

- 地域内には、真名川河川敷サイクリングコースや真名川水辺の楽校[※]、乾側地区の花のジュータン（芝桜）など、豊かな自然環境を楽しめる施設・景観があります。地域住民や事業者との協働によりその魅力を充実させ、体験できる環境づくりを進め、地域の活性化につなげる必要があります。

5-5-2 地域づくりの目標

「緑豊かでゆとりある環境を伝え継ぐ 美しく暮らしやすい田園集落地域」

○農地や河川、山林などの自然環境に包まれながら、代々人々が暮らしを紡いできた田園集落地域で、地域の特性を生かし今後も住民が元気で希望を持ち、快適に暮らし続けることができる地域を目指します。

5-5-3 地域づくりの方針

(1) それぞれの地域特性に応じた持続可能なまちづくり

【地域生活拠点の形成】

- 生活利便性や地域コミュニティの活力を維持するため、地域住民などと行政の協働によって、身近な生活サービスや地域福祉、学習・交流、地域マネジメントなどの機能の確保、強化を推進します。
- 地域のよりどころとなる拠点として、各地域の公民館を維持していくとともに、子育て世代や高齢者など誰もが利用しやすい施設として利便性の向上を進めます。
- 公民館周辺の空き地などを活用し、移動販売などのサービスがしやすい空間づくりを進めるなど、各地域の実情を踏まえて生活利便性の維持、向上を推進します。

【過度に自家用車に頼らず“健幸”に暮らせる持続可能な移動システムの構築】

- 公共交通や地域住民の助け合いによる輸送などの組み合わせによって、持続可能な移動の仕組みを構築し、過度に自家用車に頼らず買い物や通院などの外出ができる環境づくりを進めるとともに、地域生活拠点における乗り継ぎ機能を検討します。
- 公民館の周辺において、面的な速度抑制（ゾーン 30）を検討するなど、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保する環境づくりを進めます。

【集落の生活環境、地域コミュニティの維持】

- 集落の住民が住みやすいと感じられる生活環境の維持、空き家化の未然防止に努め、農家住宅や集落環境を次世代に継承していきます。
- 集落活動などを継続するために、若者の参加による世代間交流や、関係人口の創出、移住・定住者の受け入れに取り組むなど、担い手の確保や人材育成を進め、暮らしを支えるコミュニティを維持していきます。

【多様な暮らし方、働き方ができる環境づくり】

- 空き家を活用した移住・定住者の住まいづくりや、子育てのサポートなどが受けやすい多世代同居の暮らしづくりを支援します。
- 高齢者や患者の移動負担の軽減を図るため、オンライン診療などの遠隔医療の導入に向けた検討、ICTインフラの整備を進めます。
- 若い世代の移住・定住を促進するため、5Gインフラの整備やテレワークの受け皿となるコワーキングスペースやサテライトオフィスなどの整備を促進し、ICT関連企業などの誘致を推進します。



人と地域をつなぐ居場所づくり

(2) 地域産業の創出、活性化を牽引するまちづくり

【中部縦貫自動車道の整備促進】

- 地域間交流や物流の活性化を図るため、中部縦貫自動車道の整備を促進します。

【産業振興拠点の形成】

- 中部縦貫自動車道の開通による交通利便性の向上を生かして、魅力ある企業を誘致し、雇用の場の確保と新たな産業の育成に努め、周辺の土地利用や環境と調和した産業振興拠点を形成します。

【インターチェンジや道の駅から各地への道路ネットワークの確立】

- 荒島ICおよび道の駅「越前おおの 荒島の郷」から中心拠点や自然体験型観光レクリエーションエリアなどの観光地に、また観光地相互の回遊をスムーズに誘導する道路ネットワークの強化、案内機能の充実を推進します。

【道の駅を核とする地域の活性化】

- 道の駅「越前おおの 荒島の郷」において、市の魅力あるさまざまな地域資源に関する情報を提供するとともに、市内への回遊性向上や周遊滞在型観光の推進につながる機能の拡充を進め、地域の活性化を図ります。



道の駅「越前おおの 荒島の郷」

(3) 地域の魅力を生かした潤いとゆとりが実感できる環境づくり

【田園集落地域にふさわしい景観の形成と保全】

- 田園風景を形成する主要な要素である農地は、スマート農業の導入を含めた農業施策と連携を図りながら農業の振興を促進し、田園の保全に努めます。
- 荒島ICおよび道の駅「越前おおの 荒島の郷」周辺は、来訪者を迎え入れる場所として、農村風景や荒島岳などの山並みと調和した美しい景観形成を進めます。
- 大型店の立地規制を継続するとともに、一定規模以上の宅地開発などについても事業者などに協力を求めることにより立地を誘導し、市街地の拡大を抑制します。
- 福井方面からの本市の玄関口となる国道158号バイパスは、無電柱化を進めます。
- 乾側地区の花のジュータン（芝桜）や下庄地区の矢ばなの里、上庄地区の越前おおのエコフィールドなど、良好な景観形成に向けた住民などの取り組みを支援します。
- 「日本一美しい星空」に選ばれた星空を守るため、南六呂師区において光害の影響がない暗く美しい星空を保護・保全する取り組みを進め、星空保護区の認定を目指します。

【良好な水辺環境の活用】

- 真名川水辺の楽校をはじめ、真名川や九頭竜川などの主要な河川は、身近な自然体験や学習の場として有効活用していきます。

【総合公園奥越ふれあい公園の魅力充実】

- 総合公園奥越ふれあい公園は、市民や来訪者が緑に親しみ、憩いやスポーツ、レクリエーションの場として利用できるように適切に管理します。また、一層の利活用を促進するため、移動販売などの事業者との協働による利便性向上など、子育て世代のニーズなどに柔軟に対応できる方策を検討します。

【自転車利用環境の整備】

- 雄大な大野盆地の広がりを楽しむことができる自転車利用環境の整備を推進し、真名川河川敷サイクリングコースをはじめとする郊外ネットワーク（観光レクリエーションルート）などの活用を促進します。



シバザクラ

(4) リスクに備える安全、安心なまちづくり

【自然災害リスクの周知、共助による備えの促進】

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップなどを用いて地域の災害リスクの周知を図り、一人ひとりの防災意識の向上を促進します。
- 自治会や自主防災組織の単位ごとに避難行動要支援者の所在把握、災害危険個所の把握、避難所の開設手順、防災備蓄を確認するなど、緊急時の対応体制確立を促進します。

【田んぼダムへの協力の促進】

- 農地の多面的機能の維持の取り組みと連携して、「田んぼダム」への協力など、市街地地域や下流域での浸水被害の軽減に向けた雨水対策を検討します。

第5章 地域づくりの方針



【凡 例】

市街地ゾーン	中心拠点 (まちなかエリア)	中部縦貫自動車道・インターチェンジ	まちを縁取る主要な尾根筋	都市計画区域
田園ゾーン	広域連携拠点	主要幹線道路	主要な山頂	地域界
森林ゾーン	地域生活拠点	幹線道路	主要河川	国立公園／県立自然公園
	産業振興拠点	鉄道・駅	公園・緑地	
	主要な公共施設			

図 田園集落地域の地域づくり方針

5-6 山間地域の地域づくり

5-6-1 地域づくりの課題

(1) 社会環境の変化や住民のニーズに対応できる地域づくりが必要です

- 総人口の2.0%（令和2年）が暮らす地域です。
平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけて人口が13.9%減少しましたが、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）の5年間では、21.6%増加しています。これは、中部縦貫自動車道の工事の影響による一時的な増加と考えられます。
- 山間地域の環境や資源を生かした産業興しなどにより、若い世代のUターンや移住の促進に一層取り組むとともに、地域住民相互の支え合いや、地域外の人材の参画・支援を含め、「結の心」で支え合う持続可能な地域づくりが必要です。

(2) 広域アクセス条件の向上を生かし交流人口の増加、産業化が必要です

- 六呂師高原や九頭竜湖、キャンプ場やスキー場など、水や緑が豊かな自然レクリエーション施設があります。中部縦貫自動車道の県内全線開通などの広域アクセス条件の向上を生かし、定住人口の減少に伴う活力低下を補うことができるよう、市民や観光客が訪れ、交流人口を増やすレクリエーション環境の魅力向上が必要です。

(3) 安心して暮らし続けられる移動手段の確立が必要です

- 地域生活拠点において身近な生活サービス機能の確保・充実を進めるとともに、誰もが多様な都市機能が立地する市街地地域にアクセスできる移動の仕組みを構築する必要があります。
- JR越美北線は、住民の生活や地域産業に一翼を担う観光交流の生命線であり、路線の維持や便数の確保、利便性の向上を図る必要があります。

(4) 森林など自然環境の保全による自然災害の防止、美しい景観の維持が必要です

- 地域の大部分を占める森林は、土砂災害や洪水の防止、水源の涵養、緑豊かな景観形成などの役割を果たしていることから、今後も多面的な機能を維持できるよう保全する必要があります。

5-6-2 地域づくりの目標

「雄大な自然を守り 四季を通じた交流が 活力を生み出す山間地域」

○河川や湖、森林の自然環境を生かし、広域アクセス条件が高まる好機を逃さず、観光交流などの産業を活性化させながら、雄大な自然に包まれたゆとりある暮らしを楽しむことができる地域を目指します。

5-6-3 地域づくりの方針

(1) 生活利便性および地域コミュニティの活力を維持するまちづくり

【地域生活拠点の形成】

- 生活利便性や地域コミュニティの活力を維持するため、地域住民などと行政の協働によって、身近な生活サービスや地域福祉、学習・交流、地域マネジメントなどの機能の確保、強化を促進します。
- 地域のよりどころとなる拠点として、各地域の公民館を維持していくとともに、子育て世代や高齢者など誰でも利用しやすい施設として利便性の向上を進めます。

【過度に自家用車に頼らず“健幸”に暮らせる持続可能な移動システムの構築】

- 公共交通や地域住民の助け合いによる輸送などの組み合わせによって、持続可能な移動の仕組みを構築し、過度に自家用車に頼らず買い物や通院などの外出ができる環境づくりを進めるとともに、地域生活拠点における乗り継ぎ機能を検討します。

【集落の生活環境、地域コミュニティの維持】

- 集落の住民が住みやすいと感じられる生活環境の維持、空き家化の未然防止に努め、農家住宅や集落環境を次世代に継承していきます。
- 集落活動などを継続するために、若者の参加による世代間交流や、関係人口の創出、移住・定住者の受け入れに取り組むなど、担い手の確保や人材育成を進め、暮らしを支えるコミュニティを維持していきます。



和泉地域交流センター

【多様な暮らし方・働き方ができる環境づくり】

- 豊かな自然環境、静かでゆとりある生活環境を好む移住・定住者の、空き家を活用した住まいづくりを支援します。
- 高齢者や患者の移動負担の軽減を図るため、オンライン診療などの遠隔医療の導入に向けた検討、ICTインフラの整備を進めます。
- アウトドア・アクティビティを楽しむことができる地域特性を生かし、長期滞在型の観光や移住・定住を促進するため、5Gインフラやテレワークの受け皿となるコワーキングスペースの整備を支援するなど、多様な働き方ができる環境づくりを推進します。

(2) 交流人口の増大、地域産業の活性化を牽引するまちづくり

【自然体験型観光レクリエーションエリアの魅力強化】

- 六呂師高原や九頭竜湖、麻那姫湖の周辺などでは、事業者や関係機関との連携・協働により、自然体験型観光レクリエーションや交流の拠点として、魅力の強化を進めます。

【移動しやすい道路ネットワークの確立】

- 日常生活の利便性向上や観光振興、地域産業の活性化に大きく寄与する中部縦貫自動車道の整備を促進します。
- 中部縦貫自動車道および国道158号を軸として、各地の観光地などにスムーズに移動できる道路ネットワークの確立、案内機能の充実を促進します。
- 中部縦貫自動車道開通後は国道158号をゆっくりと湖畔や豊かな森林などの景観を楽しんでもらえるドライブウェイとして位置付け、来訪者に移動を楽しみながら地域の魅力を感じてもらおう仕掛けづくりを検討します。
- 国道158号は、バイクや自転車利用者が移動を楽しめる環境整備に取り組みます。

【山間地域の自然環境に調和した景観形成】

- JR九頭竜湖駅や道の駅「九頭竜」など来訪者を出迎える玄関口では、周囲の緑豊かな景観との調和に配慮し、駅舎や広場などの適切な維持管理を行います。
- 勝原ICや下山IC、九頭竜IC周辺では、来訪者を意識し、大野市の自然の豊かさを感ずることができる景観形成を進めます。
- 中部縦貫自動車道を利用する来訪者に対し、「九頭竜」の認知度向上の取り組みを実施するとともに、足を止めたくなるエリアづくりに努めます。
- 荒島岳、飯降山などの盆地を縁取る主要な山並みは、本市の骨格的な緑地であることから、林業施策と連携を図りながら適切な維持管理、保全に取り組みます。
- 豊かな自然と自然遺産を生かした環境づくりなどにより、観光と合わせて学びの機会を提供するなど新たな地域産業の創出に資する取り組みを検討します。

(3) リスクに備える安全、安心なまちづくり

【自然災害リスクの周知、共助による備えの促進】

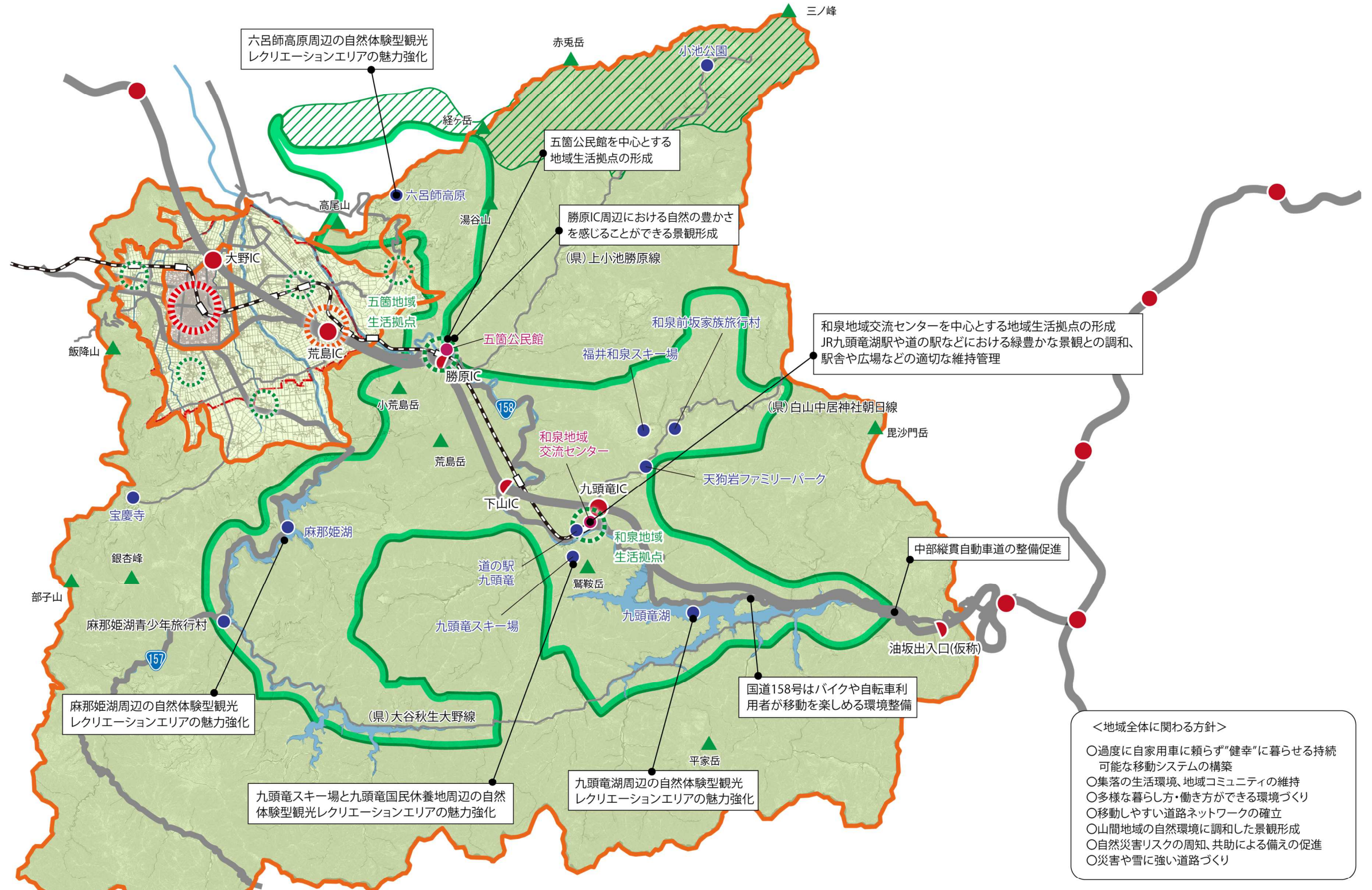
- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップなどを用いて地域の災害リスクの周知を図り、一人ひとりの防災意識の向上を促進します。
- 自治会や自主防災組織の単位ごとに避難行動要支援者の所在把握、災害危険個所の把握、避難所の開設手順、防災備蓄を確認するなど、緊急時の対応体制強化を促進します。

【災害や雪に強い道路づくり】

- 地震や水害などの災害時の円滑な救援活動、物資の輸送を支えるため、中部縦貫自動車道と既存の国道158号の2路線による強靱な道路ネットワークを確立します。
- 集落間や観光地を結ぶ幹線道路は、特に冬季における安全で安心な通行の確保のため、スノーシェッド*などの維持管理を適切に行います。



建設中の九頭竜IC



<地域全体に関わる方針>

- 過度に自家用車に頼らず“健幸”に暮らせる持続可能な移動システムの構築
- 集落の生活環境、地域コミュニティの維持
- 多様な暮らし方・働き方ができる環境づくり
- 移動しやすい道路ネットワークの確立
- 山間地域の自然環境に調和した景観形成
- 自然災害リスクの周知、共助による備えの促進
- 災害や雪に強い道路づくり

【凡例】

市街地ゾーン	中心拠点 (まちなかエリア)	中部縦貫自動車道・インターチェンジ	主要な山頂	都市計画区域
田園ゾーン	広域連携拠点	主要幹線道路	主要河川	地域界
森林ゾーン	地域生活拠点	幹線道路	国立公園／県立自然公園	
	主要な施設	鉄道・駅	公園・緑地	

第6章

実現化方策

－都市マスタープランの実現化に向けて－

6-1 都市マスタープランの実現の仕組み

6-1-1 市民・事業者、地域団体、行政による協働のまちづくりの推進

- 都市マスタープランの都市づくりの目標を実現するためには、市民・事業者、地域団体、行政が対等な関係性の下に、それぞれの立場で主体的にまちづくりに関与することが重要になります。行政は、市民・事業者、地域団体がまちづくりの主体として活躍できるように、協働のまちづくりに関する促進、支援策の充実に取り組みます。
- 大野市には、人と人とのつながり、支え合いを大切にしている「結の心」が根付いています。「自分も何かできることはないだろうか」という気持ちが沸き起こり、行動につながりやすいまちづくりの実現を目指します。

【市民・事業者の役割】

- 市民・事業者は、それぞれが大野市のまちづくりに不可欠な構成員としてその役割や責任を認識し、暮らしやすいまちづくりの担い手として地域活動への参加や事業を通じて地域の発展、活性化に貢献・協力します。
- 市民は、まちづくりに関する意見交換会や説明会などに積極的に参加することにより、まちづくりについて十分議論し、合意形成を図りながら、行政などと一体になってまちづくりを行います。
- 事業者は、公民連携によるまちづくり活動や市民によるまちづくり活動などに協力することにより、まちづくりの担い手として公共の福祉の充実に貢献します。

【地域団体などの役割】

- 自治会などの地域団体は、「結の心」を大切にしている地域づくりの主体として、地域課題を住民全体で共有し、互いに助け合いながら課題の解消、暮らしやすい地域づくりに積極的に取り組みます。
- 若者や女性など多様な層の意向を取り入れたり、地域外との連携にも取り組んだりするなど地域の活性化を図ります。
- 自治会などの地域団体による取り組みだけでなく、隣近所同士などの日頃の助け合いも大切にして暮らしやすい地域を守ります。

まちづくりには行政だけでなく市民・事業者、地域団体の主体的な関わりが欠かせません。3者は対等な関係性の下に、それぞれの立場を生かして協働でまちづくりを進めます。

市民・事業者

暮らしやすいまちづくりに不可欠な担い手として地域活動に積極的に参加・協力事業活動を通じて貢献・協力

地域団体

「結の心」を基盤にして暮らしやすく、誰もが活躍できる地域づくりを推進

3者の協働のまちづくり

行政

都市計画の立案や公共事業の実施、協働のまちづくりの促進・支援策の充実などによる活性化
【情報発信/市民意向の反映/活動への支援/地域づくりへの支援】

図 市民・事業者、行政の役割

【行政の役割】

協働のまちづくりを着実に進めるため、市民・事業者、地域団体によるまちづくりへの支援を充実します。地域でのまちづくりの話し合いや実践に関する支援をはじめ、都市計画の決定や事業の実施など、都市計画制度に基づく実現化の支援を図ります。

- 行政は、都市計画を立案し、公共事業の主たる事業者となるほか、まちづくりのまとめ役として、長期的かつ総合的な視点を持って関係者と調整や連携を図り、まちづくりを推進します。
- 市民にとって暮らしやすく、事業者にとって事業活動がしやすい都市づくりのためには、行政だけでなく市民・事業者、地域団体との連携を進める必要性があることを意識し、さまざまなまちづくり手法などを研究、検討し、今まで以上に協働のまちづくりを推進することが重要になります。
- 行政は、まちづくりの必要性、実施方法およびその過程などについてデジタル技術を積極的に活用しながら情報発信し、可能な限り市民・事業者、地域団体との情報共有化に努めます。また、まちづくりに市民・事業者、地域団体と協働する機会を整えるとともに、まちづくり活動をより強力に支援していきます。

(1) まちづくりに関する情報発信

- 市民・事業者、地域団体のまちづくりへの関心や意欲が高まるよう、都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施など特に重要な事項を中心に、市の広報紙やホームページ、パンフレット、公式 SNS などを通じて積極的に情報発信を行います。また、市民・事業者、地域団体が進めるまちづくりに関する情報も発信していきます。

(2) 都市計画などへの積極的な市民意向の反映

- 都市マスタープランに基づく具体的な都市計画案の作成に当たっては、アンケート調査の実施などを通じて広く市民意向を把握するほか、計画内容や決定する理由、手続きのスケジュールなどについて、十分周知を図ります。また、関係する地域への説明会やパブリックコメント*手法の活用など、市民・事業者、地域団体の意見を把握する機会の充実に努めます。

(3) 市民などによるまちづくり活動促進、支援

- 市民などがまちづくりに取り組みやすい環境づくりに向けて、これまでも大野市では「結の故郷地域が輝く交付金」や「大野市景観形成市民団体活動助成金」などを用いて市民によるまちづくり活動への支援を行ってきました。今後も市民などがより一層活躍できるよう、福井県と連携を図りながら、まちづくり活動への支援を引き続き進めていきます。
- 地区の環境を守り、特長を十分生かした、きめ細かなまちづくりの手法として、建物などの用途・位置・形態・意匠などについてルールを定める制度である建築協定*や地区計画などがあります。今後は、より市民主体のまちづくりを進めるため、これら都市計画に関する各種の制度の活用を促進、支援します。

(4) 地域ぐるみのまちづくりの促進、支援

- 災害発生時の対応だけでなく、人口減少や少子化・高齢化に伴うさまざまな課題に対応するためには、個人や家庭ごとに取り組むよりも、現在も色濃く残っている「結の心」、地域のつながりを生かし、地域ぐるみで相互に助け合って困りごとに対応することが重要です。
- 行政は、住民が主体となって地域ぐるみでまちづくりの課題や将来像を共有し、課題解決や目標の実現に取り組む活動を促進、支援します。



図 行政の役割（市民主体のまちづくりの促進、支援）

6-1-2 地域生活拠点の確立

- 田園集落地域および山間地域の生活利便性や地域コミュニティの活力の維持を図るため、公民館周辺に生活に必要な機能の拡充を図り、合わせて中心拠点との連絡を確保するとともに、地域住民の共助の取り組みを促進、支援します。
- 地域生活拠点の運営を担う組織の中長期的な自立、行政との協働を目指し、運営組織の立ち上げ段階、活動計画立案の段階、計画に沿って実践する段階など、段階や熟度に応じた伴走型の支援を行います。

【地域で暮らし続けるために必要な機能の確保】

田園集落地域および山間地域における中心的役割を果たす公民館の周辺に地域での生活を支える機能の配置を進めます。

- それぞれの地域の特性および地域住民の意向を踏まえ、配置すべき公益機能、商業機能などを検討します。
- 公益機能は公民館などとの複合化、商業など民間機能は移動販売など多様な方式と連携するなど、地域の実情に応じた持続可能な方策を検討します。

【過度に自家用車に頼らずに移動できる仕組みの構築】

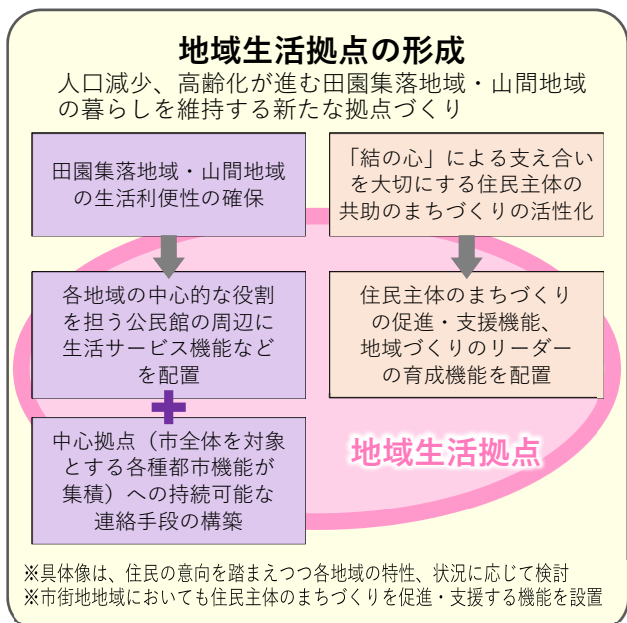
日常生活に必要な移動を確保するための取り組みを進めるなど、過度に自家用車を使わずに集落から中心拠点の都市機能にアクセスできる仕組みを構築します。

- 乗り継ぎ機能の確保などを検討し、利用しやすい移動の仕組みの構築に向けた取り組みを進めます。
- ご近所の助け合いによる輸送など多様な移動の担い手確保に取り組みます。

【地域運営体制の確立を促進、支援】

若者や女性の視点も大事にしながら、地域の特性に合った将来ビジョンを描き、その実現に取り組んだり、課題を共有して対応策を検討するなど、地域住民による共助の体制強化を促進、支援します。

- 地域ぐるみで主体的に活性化や生活環境の維持に取り組む体制づくりに必要な話し合いのきっかけづくりや必要な情報の提供など、地域の熟度、段階に応じた支援を行います。



6-2 都市マスタープランの評価と見直し

6-2-1 PDCAサイクルの導入

- 都市づくりは、長期的な見通しに立って取り組むものの、その目標の実現には時間を要するものがあります。本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、今後10年間の都市計画の基本的な方針を示すものです。
- 都市計画は、短期的にその効果が現れるものもありますが、一方では息の長い取り組みが必要とされています。その間に社会情勢などが変化する可能性があり、目標を実現していく過程で適正に進行管理し、進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて、見直しを含む適切な政策判断を行う必要があります。
- そのため、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その結果・成果を点検し（Check）、改善し（Action）、次の計画（Plan）へとつなげていく、計画の進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。
- 点検（Check）、改善（Action）は、都市計画審議会による確認の手続きを経ることとします。計画の見直し（Plan）には、都市計画審議会だけでなく各層の参画を得て改訂委員会を設置し、意見の反映を行います。

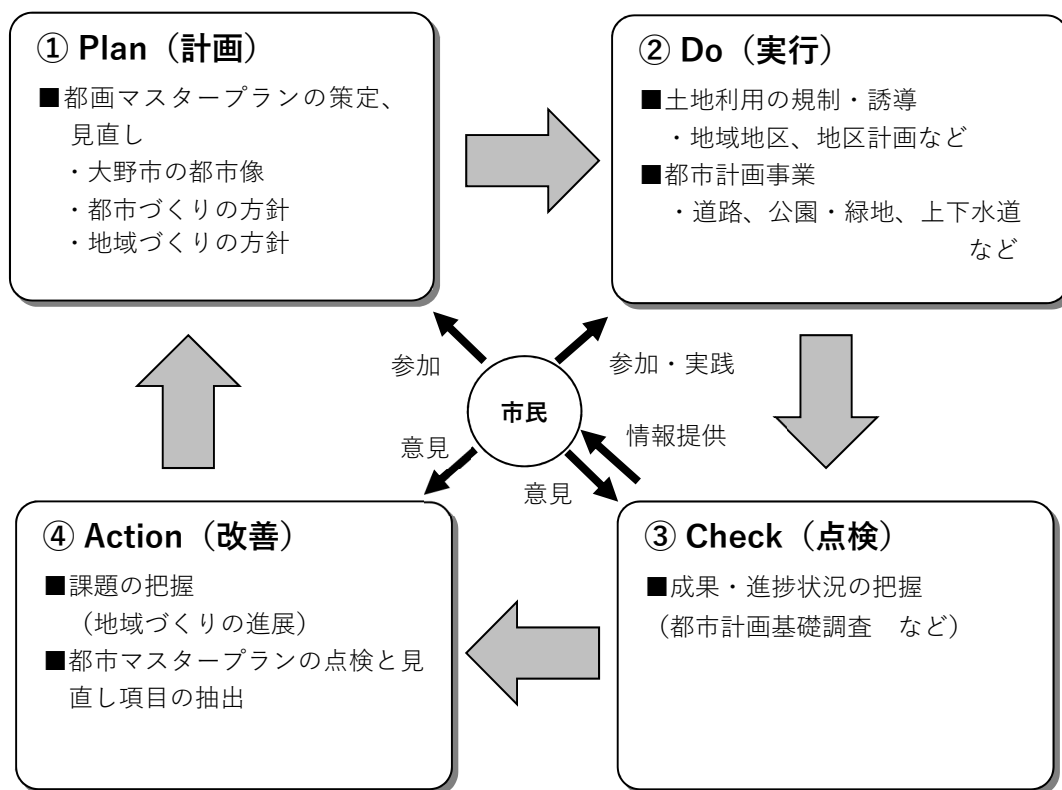


図 PDCA（計画—実行—点検—改善）サイクル

6-2-2 都市づくりの目標の実現に向けた重点的な取り組み (Do)

- 都市マスタープランの都市づくりの目標の実現に向けて、今後5年間（令和5年（2023年）～令和9年（2027年））で重点的に取り組む施策・事業を整理します。
- ここに掲げる施策・事業を市民、事業者、行政の協働、連携によって着実に推進することにより、都市づくり全体を牽引し、都市づくりの目標を実現に結び付けます。

表 今後5年間で重点的に取り組む施策・事業

都市づくりの基本姿勢		重点的に取り組む施策・事業（着手を含む）
連携、協働により地域課題に取り組む都市づくり		・ 地域生活拠点の形成（生活に必要な機能の配置、中心拠点などへの移動手段の確保）
		・ 地域住民主体のまちづくりの促進、支援
		・ 関係人口の創出に向けた滞在施設などの確保
安全、安心、快適な市民生活が実感できる都市づくり	①時代の変化に対応する持続可能な都市づくり	・ 地域の実情に合った持続可能な移動手段の検討
		・ 空き家の利活用促進
	②子育て世代が暮らしやすく、次世代が健やかに育つ都市づくり	・ 利用者の意向を踏まえた子どもの遊び場の充実
		・ 学校、公民館などの長寿命化、バリアフリー化
		・ 橋梁、スノーシェッドなどの長寿命化
	③リスクに備えるしなやかな都市づくり	・ 赤根川、清滝川の河川改修
		・ ハザードマップなどによる災害リスクの周知
		・ 立地適正化計画（防災指針）の作成
	地域資源と新たな強みを生かし交流と活力を生み出す都市づくり	
・ 中部縦貫自動車道大野油坂道路の整備促進		
・ （都）中保中野大橋線（一般県道皿谷大野線）の整備促進		
・ 分かりやすい案内機能の充実		
未来技術でさまざまな地域課題の解消に挑戦する都市づくり		・ 星空保護区の認定に向けた夜景保全
		・ サテライトオフィスなどの整備促進
		・ 和泉地区高速ブロードバンド [※] 整備促進
		・ デジタル実装の検討着手

6-2-3 都市マスタープランの点検、評価 (Check)

- 本都市マスタープランの評価・検証の視点と指標を次の通り定め、施策や事業の進捗状況や指標などに基づいて総合的に評価・検証を行い、その結果、必要と判断される場合は、適切な見直しに取り組みます。

表 都市マスタープランの進捗評価の指標

★：第六次大野市総合計画と共通の指標（現状値は令和元年度（2019年度）、目標値は令和7年度（2025年度））

●：その他の指標（現状値は令和2年度（2020年度）、目標値は令和13年度（2031年度））

都市づくりの基本姿勢	指標	内容	現状	目標	単位
連携、協働により地域課題に取り組む都市づくり	★検討会の開催	地域課題解決に向けた住民主体の検討会を開催した地区	－	9	地区
	★公民館利用回数	市民1人当たりの年間公民館利用回数（他所で行った公民館事業参加者数を含む）	3.61	3.66	回
安全、安心、快適な市民生活が実感できる都市づくり	★大野市内バスの年間乗客数	市内公共交通（まちなか循環バス、乗合タクシー、市営バス、京福バス大矢戸線）の年間乗客数	24,674	30,000	人
	★JR越美北線の年間乗客数	JR越美北線（全駅）の年間乗客数	336,307	346,800	人
	●空き家情報バンクの登録件数（累計）	市が運営する「空き家情報バンク」に登録された件数の累計	58	98 (R8年度)	件
	★定住のための住宅取得など助成件数	定住のための住宅取得およびリフォームに対する助成件数（累計）	－	50 (R3～7年度)	件
	★移住相談件数	IJU*サポートチームが受けた移住相談件数（累計）	－	500 (R3～7年度)	件
	★補修橋梁数	橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施する橋梁補修数（累計）	－	41 (R3～7年度)	橋
②子育て世代が暮らしやすく、次世代が健やかに育つ都市づくり	★総人口に対する20～40代人口の割合	総人口に対する20～40代人口の割合	29.5	29.5	%
	●屋内遊び場の確保	雨天時などに子どもが遊ぶことができる屋内施設の確保	－	1	施設
③リスクに備えるしなやかな都市づくり	●赤根川および清滝川の改修	赤根川および清滝川の河川改修の着工	－	着工	－
	★ハザードマップ説明会の開催	ハザードマップ説明会の開催地区の割合	2.0	100.0	%

第6章 実現化方策 – 都市マスタープランの実現化に向けて –

都市づくりの基本姿勢		指標	内容	現状	目標	単位
安全、安心、快適な都市づくり 市民生活が	③リスクに備えるしなやかな都市づくり	★防災メール登録者数	気象の特別警報などの防災情報を配信する防災メール登録者数	1,471	3,000	人
		★住宅の耐震化率	人が居住している住宅数に対する耐震性を有する住宅数の割合	71.9	79.0	%
		★存在する特定空き家などの件数	存在する特定空き家などの件数	16	0	件
		★消防水利の充足率	消防水利が足りているエリアの割合	58.4	65.0	%
		★自主防災組織の活動	結成した自主防災組織の活動割合	20.0	100.0	%
地域資源と新たな強みを生かし交流と活力を生み出す都市づくり	●中部縦貫自動車道大野油坂道路の開通	中部縦貫自動車道大野油坂道路大野IC～油坂出入口（仮称）間の開通	事業中	開通	-	
	●(都)中保中野大橋線の整備	(都)中保中野大野線（一般県道血谷大野線）の(都)清滝線以東の整備	事業中	開通	-	
	★工場新設などに伴う雇用創出数	企業が大野市民を雇用した数（累計）	-	50	人	
	★宿泊者数	延べ宿泊者数（暦年）	86,100	130,000	人	
	★まちなかの観光入込客数	大野市を訪れる観光客の総数のうち、まちなかへの年間入込客数	82.9	125.0	万人	
	★観光消費額	日帰り観光客1人当たりの消費額	2,945	5,000	円	
	★道の駅年間来場者数	道の駅「越前おおの 荒島の郷」への年間来場者数	-	80	万人	
	★耕作放棄地の面積	増加傾向にある耕作放棄地の面積	3.0	3.6 以下	ha	
	★水質基準を達成した河川の数	11 河川の水質検査結果において、環境基本計画※で設定した水質基準を満たした河川数	11	11	河川	
	★保全目標水位に対する超過日数（過去10年の平均）	基準観測井（春日公園）における保全目標水位 5.5m を超過した日数の過去10年間の平均値	45	36	日	
●星空保護区の認定	南六呂師区の星空が国際ダークスカイ協会により星空保護区に認定	-	令和5年度を目途に認定	-		

第6章 実現化方策 – 都市マスタープランの実現化に向けて –

都市づくりの基本姿勢	指標	内容	現状	目標	単位
未来技術でさまざまな地域課題の解消に挑戦する都市づくり	●サテライトオフィスの活用	サテライトオフィスへ都市部の企業を誘致	－	1以上	社
	●高速ブロードバンドの整備	市域のインターネット環境の光回線化	和泉地区以外の区域	市域(R5年度)	－
	●デジタル技術の活用	リモート窓口、スマート物流、Maas [*] 、オンライン診療、スマート農林業など	着手	本格運用	－

6-2-4 都市マスタープランの見直し (Action)

- 社会情勢の変化に加え、都市計画では 5～10 年の間に現況を調査、解析し、必要に応じて見直しを行うものとされており、人口、産業構造、土地利用動向、行財政など、都市マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合や、上位計画である第六次大野市総合計画や福井県が策定する福井県都市計画区域マスタープラン（大野都市計画区域の整備、開発および保全の方針）が改定された場合は点検を行い、必要性があれば、都市マスタープランの見直しを行います。

○社会情勢の変化

⇒ 5～10 年間で都市計画の前提条件の変化を検証し、必要に応じて見直す

○上位計画の改定

⇒ 大野市の最上位計画である大野市総合計画や広域計画である都市計画区域マスタープランが改定された場合、必要に応じて改定内容に合わせて見直す

資料編

- 用語解説
- 大野市都市マスタープラン見直しのためのアンケート調査結果
- 「分野別の都市づくりの方針」と「地域づくりの方針」の関係一覧表
- 改訂経緯

○用語解説

用語		解説
英 数 字	A I	「Artificial Intelligence」の略。人工知能。
	D X	「Digital Transformation」の略。進化するデジタル技術によって人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。
	I C T	「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術。通信技術を使い、ヒトやモノをつなぎ、情報を交換・伝達すること。またその産業やサービスなどを指す。
	I J U	人口還流現象（Iターン、Jターン、Uターン）のこと。故郷とは別の地域に移住することをIターン、都会へ移住した後、故郷に近い地域に移住することをJターン、都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住することをUターンという。
	M a a s	「Mobility as a Service」の略。電車、バス、タクシーのような従来の交通機関や次世代の交通モードがI C Tで切れ目なくつながり、移動手段・経路の選択から乗り換え、料金決済などを効率よく便利に行えるようにして、都市の移動を快適にしていく概念。
	Society5.0	狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）の次に到来する社会であり、サイバー空間と現実世界を高度に融合することで、経済発展と社会的課題の解決を可能とする人間中心の社会。
	5 G	第5世代の通信システムのこと。「超高速」だけでなく、遠隔地でもロボットなどの操作をスムーズに行える「超低遅延」、多数の機器が同時にネットワークにつながる「多数同時接続」といった特長を持つ。
あ	移動制約者	高齢者・障害者など、移動における様々な場面で安全な移動に困難が生じる人のこと。また、自動車運転免許を持たない人など、移動に関して何らかの制約を伴う人のことをいう。
	ウォークアブルなまちづくり	人中心の豊かな生活を実現する新たな時代のまちづくりの方向性であり、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりのこと。なお、大野市は国から「ウォークアブル推進都市」の採択を受けている。
	大野市屋外広告物条例	大野市の良好な景観の保全を目的とし定められた条例。大野市の特性に合わせたきめ細やかな規制を行うため、大野市独自の基準を定めている。
	大野市景観計画	古くから取り組んできた大野市独自の景観形成に対する考え方を継承し、より発展させるため、景観法に基づいて大野市が策定した景観行政の基本的な計画。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空き地を総称していう。
か	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。

用語	解説
環境基本計画	環境の保全に関する施策の基本的方向を示す計画。 大野市では、良好な環境の保全および創造を目指し、市・市民・事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力し合い、総合的かつ計画的に施策を推進していくことを目的としている。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組み。
景観形成地区	大野市の中でも重点的に景観形成を図る必要があるとして市長が指定した地区。七間通り地区、五番通り地区、寺町通り地区の3地区を指定している。
景観法	景観に関する総合的な法律。良好な景観形成を図るため、基本理念および行政・事業者・住民などの責務が明確化され、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける良好な景観の形成のための規制などを定めている。
健幸	「健康」＋「幸福」の造語で、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れることを意味する。
建築協定	地域の住環境などを維持、向上させるため、地域住民らが自主的に建築物の用途や敷地、形態などに関する基準を協定する、建築基準法に基づく制度のこと。
コワーキングスペース	様々な業種・世代の人たちが同じ空間を共有しながら働くことができる場所。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ サイクルツーリズム	国内外からの旅行者に対する新たな体験型観光として、サイクリングと観光を組み合わせたもの。
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。
持続可能な開発のための2030アジェンダ	2015年9月25日の国連総会で採択された国際社会共通の目標・行動計画のこと。国連が向こう15年間（2030年まで）の新たな持続可能な開発の指針として策定した。
浚渫	河川や沼の底の土砂やヘドロを取り除くこと。洪水などによる災害防止、水質改善を目的とする。
水源涵養	森林などにおいて、土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能。
スノーシェッド	山間部の道路や線路などを覆うように建てられた、雪崩を避けるための設備。

用語		解説				
	スマート農業	ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現を推進する新たな農業のこと。				
	ゼロカーボンシティ	環境省が呼びかけている取り組みで、「2050年にCO2（二酸化炭素）を実質ゼロを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」のこと。				
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。				
た	第六次大野市総合計画	第六次大野市総合計画は、市の将来を展望し、まちづくりの目標と方向性を示すものであり、市民や各種団体などが主体的にまちづくりに取り組む上での指針であるとともに、国や県などとの連携を図るための指針となるもので、「基本構想」と「基本計画」で構成されている。				
	脱炭素型社会	地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素などの温暖化の原因の一つと言われる温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成する社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然・再生可能エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会への実現を目指す。				
	地域地区	土地の自然的条件や土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することによって、都市機能を維持増進するとともに、適正な都市環境を保持するために定める地区。大野市が定めている地域地区には、「用途地域」や「準防火地域」などがある。				
	地区計画	それぞれの地区の特性に応じて、良好な環境の形成を図るために必要なルールを定める地区レベルの都市計画。建築物の用途や敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定め、建築行為や開発行為を規制、誘導することができる。				
	特定用途制限地域	都市計画法に定められた地域地区の一つで、都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域において、大規模な店舗などの建築を制限する。大野市では、用途地域を除く区域において下記に該当する建築物を制限している。 <table border="1" data-bbox="539 1675 1359 1872"> <tbody> <tr> <td>規模</td> <td>床面積 3,000 m²を超える建築物</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>劇場、映画館、演芸場、観覧場（客席のある体育館、スタジアム）、店舗、飲食店、展示場、遊技場（マージャン屋・ぱちんこ屋・ゲームセンター・アミューズメント施設・大規模テーマパーク・カラオケボックスなど）、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</td> </tr> </tbody> </table>	規模	床面積 3,000 m ² を超える建築物	用途	劇場、映画館、演芸場、観覧場（客席のある体育館、スタジアム）、店舗、飲食店、展示場、遊技場（マージャン屋・ぱちんこ屋・ゲームセンター・アミューズメント施設・大規模テーマパーク・カラオケボックスなど）、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの
規模	床面積 3,000 m ² を超える建築物					
用途	劇場、映画館、演芸場、観覧場（客席のある体育館、スタジアム）、店舗、飲食店、展示場、遊技場（マージャン屋・ぱちんこ屋・ゲームセンター・アミューズメント施設・大規模テーマパーク・カラオケボックスなど）、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの					

用語	解説				
特別用途地区	<p>都市計画法に定められた地域地区の一つで、用途地域内の特定の地区を対象に、当該地区の特性に相応しい土地利用の増進や環境の保全を目的として、建築物の建築を制限する。大野市では、工業地域および準工業地域を対象に、下記に該当する建築物を制限している。</p> <table border="1" data-bbox="539 504 1359 696"> <tr> <td data-bbox="539 504 687 539">規模</td> <td data-bbox="687 504 1359 539">床面積 5,000 m²を超える建築物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 539 687 696">用途</td> <td data-bbox="687 539 1359 696">劇場、映画館、演芸場、観覧場（客席のある体育館、スタジアム）、店舗、飲食店、展示場、遊技場（マージャン屋・ぱちんこ屋・ゲームセンター・アミューズメント施設・大規模テーマパーク・カラオケボックスなど）、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</td> </tr> </table>	規模	床面積 5,000 m ² を超える建築物	用途	劇場、映画館、演芸場、観覧場（客席のある体育館、スタジアム）、店舗、飲食店、展示場、遊技場（マージャン屋・ぱちんこ屋・ゲームセンター・アミューズメント施設・大規模テーマパーク・カラオケボックスなど）、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの
規模	床面積 5,000 m ² を超える建築物				
用途	劇場、映画館、演芸場、観覧場（客席のある体育館、スタジアム）、店舗、飲食店、展示場、遊技場（マージャン屋・ぱちんこ屋・ゲームセンター・アミューズメント施設・大規模テーマパーク・カラオケボックスなど）、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの				
都市計画基礎調査	都道府県が都市計画区域においておおむね5年ごとに行う、人口規模、産業分類別の就業人口、市街地の面積、土地利用、交通量などの現況および将来の見通しに関する調査。				
都市計画区域	人口・土地利用・交通量などの動き、都市の発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域のこと。大野市では、5,251haを都市計画区域に指定している。				
都市計画区域マスタープラン	都道府県が広域的な観点から都市計画区域の整備・開発および保全の方針について定めるもので、都市計画区域ごとに、その都市の長期的なビジョンを明確にするとともに、都市計画の基本的な方針を定める。				
都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画として整備することが定められた道路のこと。				
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容およびその決定手続、都市景観制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。				
都市公園	都市計画法に基づき、国や地方公共団体が設置した公園・緑地。良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上など、多様な機能を有する。				
都市施設	都市計画法に定められた、道路、公園、下水道などの、都市生活を営む上で必要となる施設のこと。				
な 二地域居住	都市住民が、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村などにおいて、中長期、定期的・反復的に滞在することにより、複数の生活拠点を持つこと。				
ニューノーマル	「New（新しいこと）」と「Normal（正常、標準、常態）」を合わせた造語で、社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着すること。現在では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、ソーシャルディスタンスを保つこと、テレワークなどの働き方の変化など、With コロナ・After コロナの時代に対応した生活様式が求められている。				

	用語	解説
は	バイオマス	枯渇性資源ではない、生物起源の産業資源のこと。バイオマス・ニッポン総合戦略では「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されている。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
	パブリックコメント	市民の意見を重要な計画や政策の立案に反映させるための一連の手続きのこと。市の基本的な政策や計画などの策定に当たり、その趣旨や目的、案の内容など必要な事項を市民に公表し、意見を募集する。市は提出された意見を参考に意志決定を行った後、意見と意見に対する市の考え方などを公表する。
	バリアフリー	障害者や高齢者などの日常生活や社会生活における物理的、心理的情報に関する障害（バリア）を取り除くこと。
	ヒートアイランド	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。
	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地などの自然条件に応じ適切に配置する。
	ブロードバンド	FTTH、DSL、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線。
ま	真名川水辺の楽校	「ふるさとの川、真名川の魅力ある水辺の復元」を目的として、下流域の南新在家・土布子地系の河川敷に、自然体験や学習ができる場として整備した施設。
	緑の基本計画	市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを位置付けた基本計画。これにより、緑地の保全や緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。
や	ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。
	用途地域	都市計画法に定められた地域地区の一つで、土地の合理的な利用や、市街地の環境の整備、都市機能の向上などを目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制誘導する区域のこと。大野市では、642.4haを用途地域に指定している。
ら	立地適正化計画	市町村が都市全体の観点から、居住や必要な都市機能を適正に誘導することにより、人口減少・高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりと公共交通の再編を図り、持続可能な都市づくりを推進していくための計画。
	流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川などの氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

用語		解説
	緑地	環境の保全や公害の緩和、災害の防止、景観の向上、緑道としての利用などを目的とする、自然的環境を備えた公共空地のこと。
	ロボティクス	ロボットの設計・製作・制御を行うロボット工学のこと。
わ	ワンストップ拠点	様々なサービスを一箇所でまとめて受けることができる環境、場所のこと。

○大野市都市マスタープラン見直しのためのアンケート調査結果

1. アンケート調査の概要

(1) 調査目的

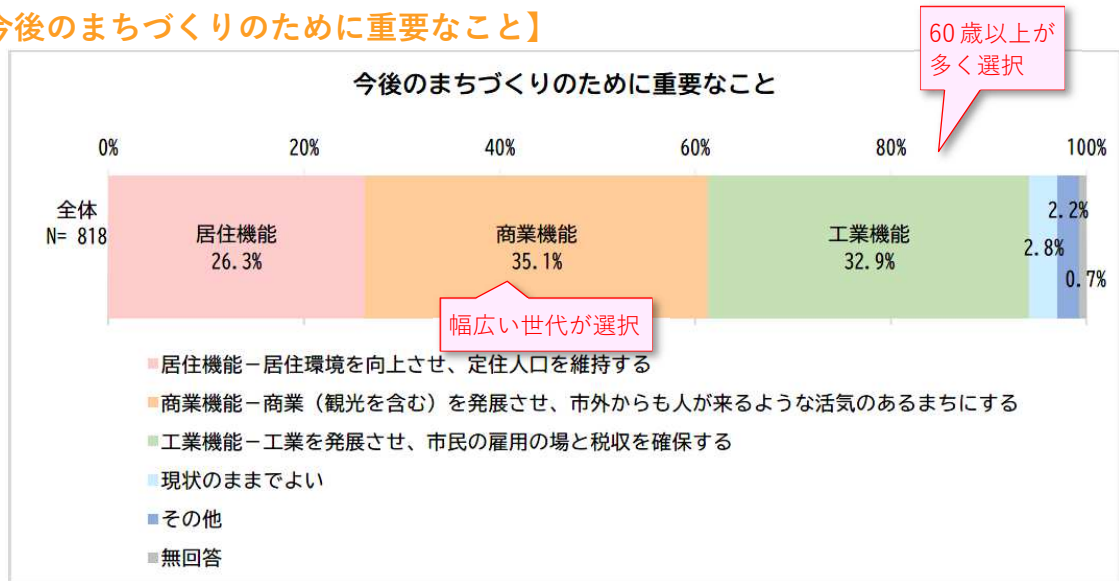
- 大野市域を対象として、大野市の都市づくりに関して「将来のまちづくり」、「インターチェンジ周辺の土地利用」、「まちづくりへの参加」などについての意向把握を目的に実施しました。

(2) 調査方法

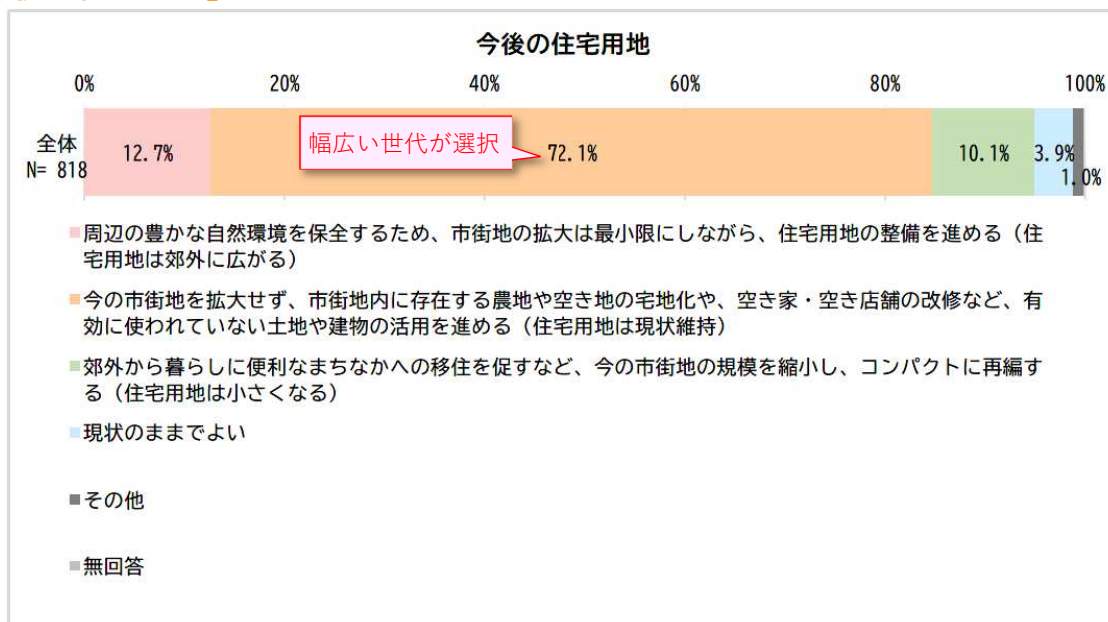
- 調査対象：大野市在住の 19 歳から 75 歳の市民、高校 3 年生
- 調査期間：令和 2 年 8 月 19 日から令和 2 年 9 月 20 日
- 調査主体：大野市 産経建設部 建築営繕課 (当時)
- 調査規模：配付 2,123 部、回収 一般：818 件 (回収率 38% (818/2,123))
学生：260 件 (回収率 99% (260/262))
- 調査精度：得られた調査結果が真の値 (全数調査結果) の ± 5 % にある確率が 95% (100 回調査中 95 回) 以上 (全体集計のみ)

(3) 調査結果

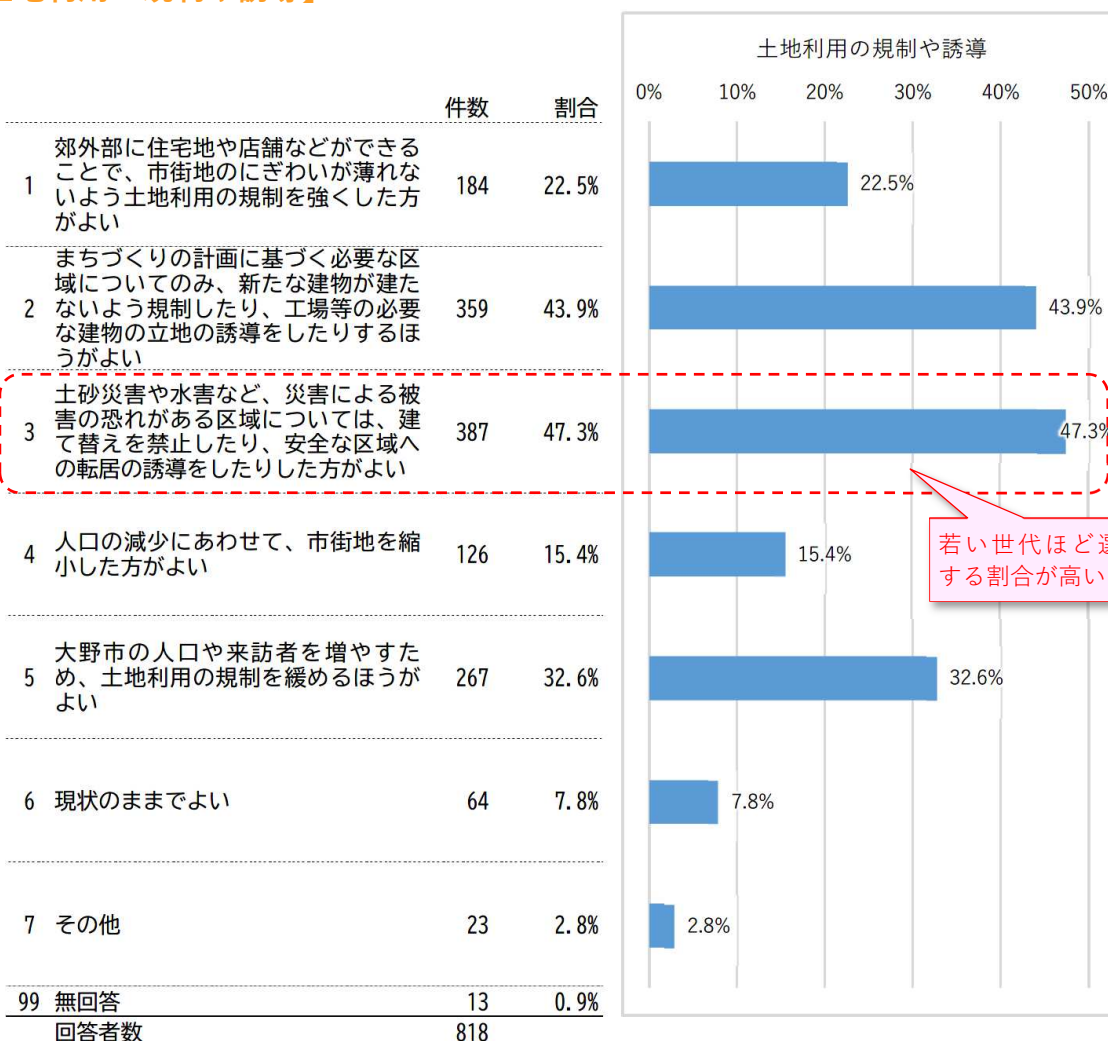
【今後のまちづくりのために重要なこと】



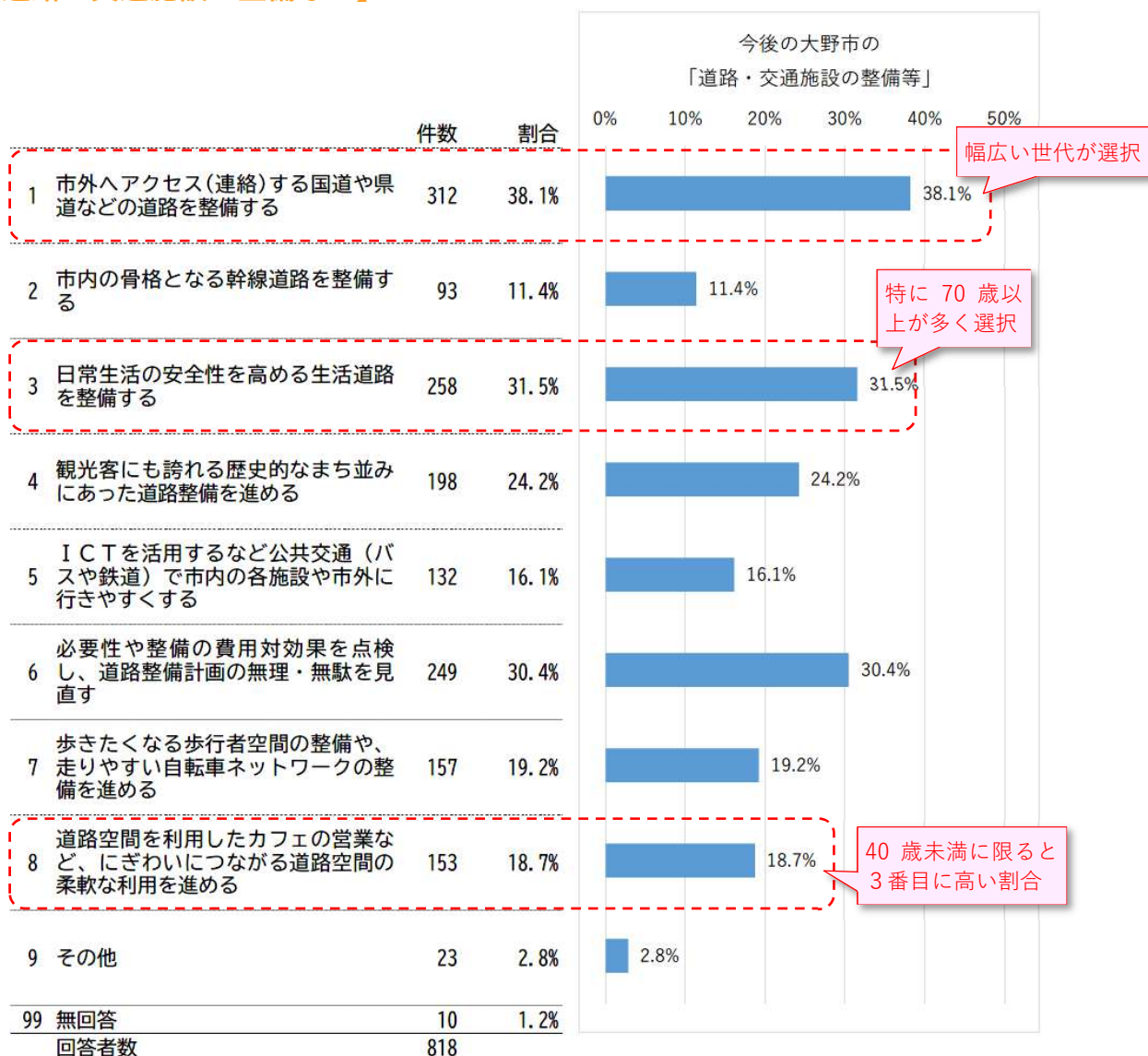
【今後の住宅用地】



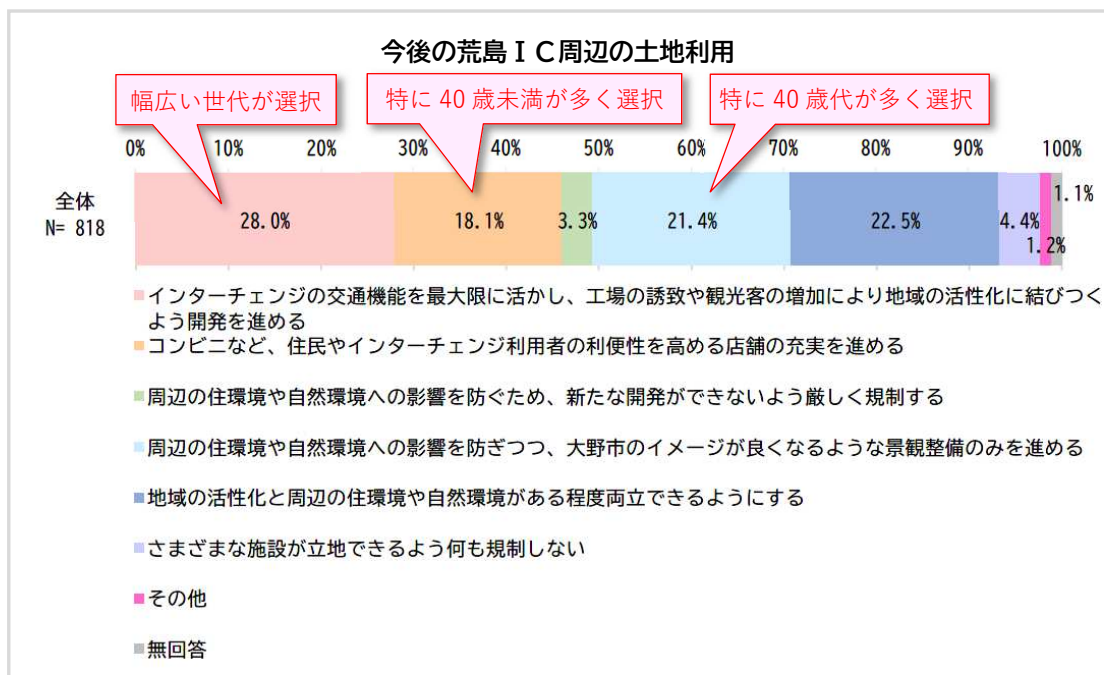
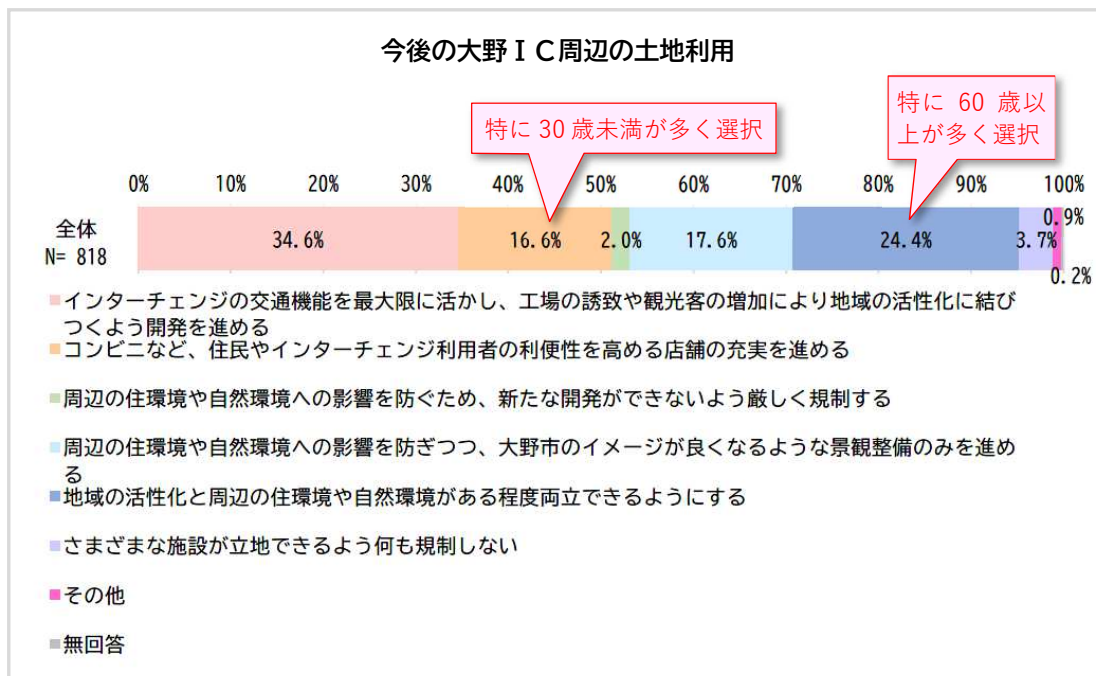
【土地利用の規制や誘導】



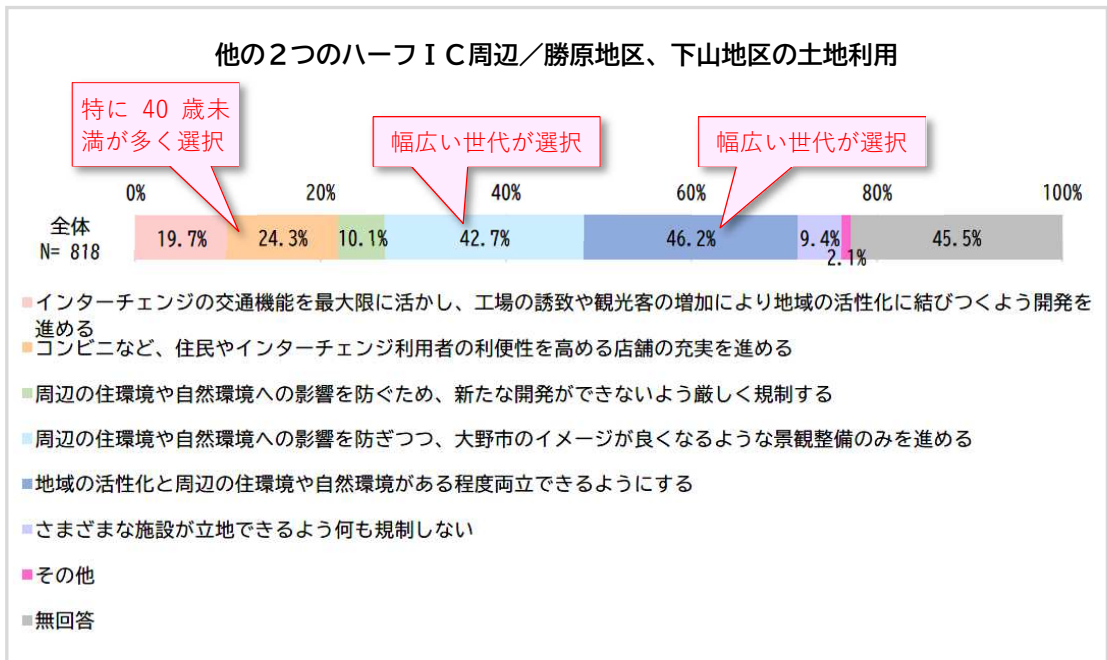
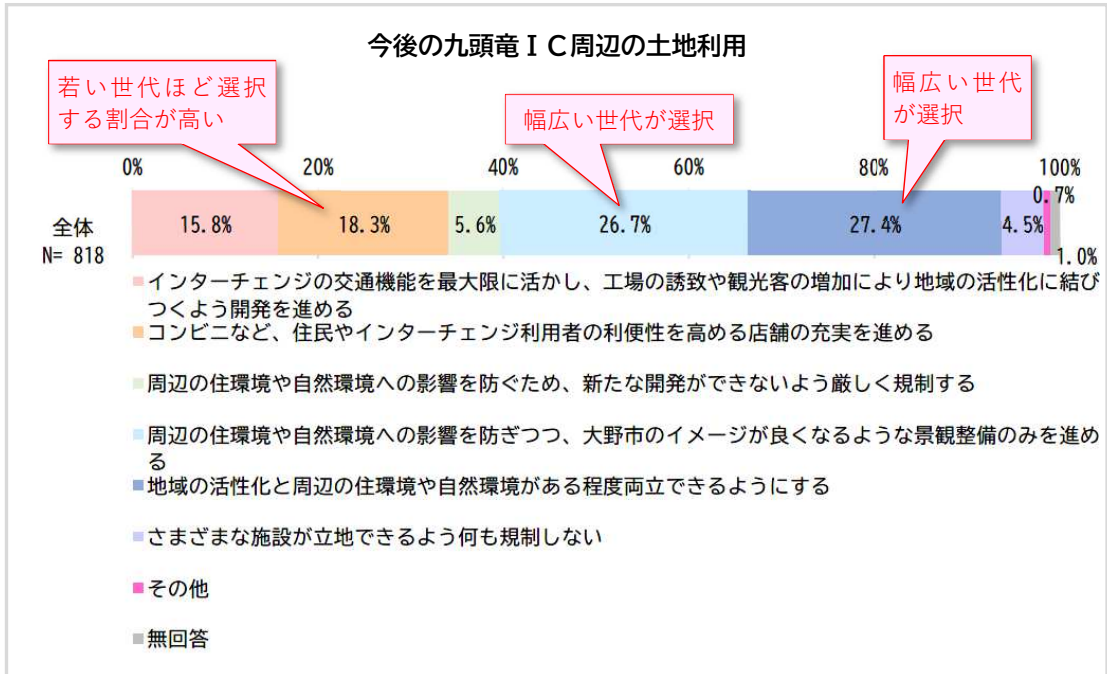
【道路・交通施設の整備など】



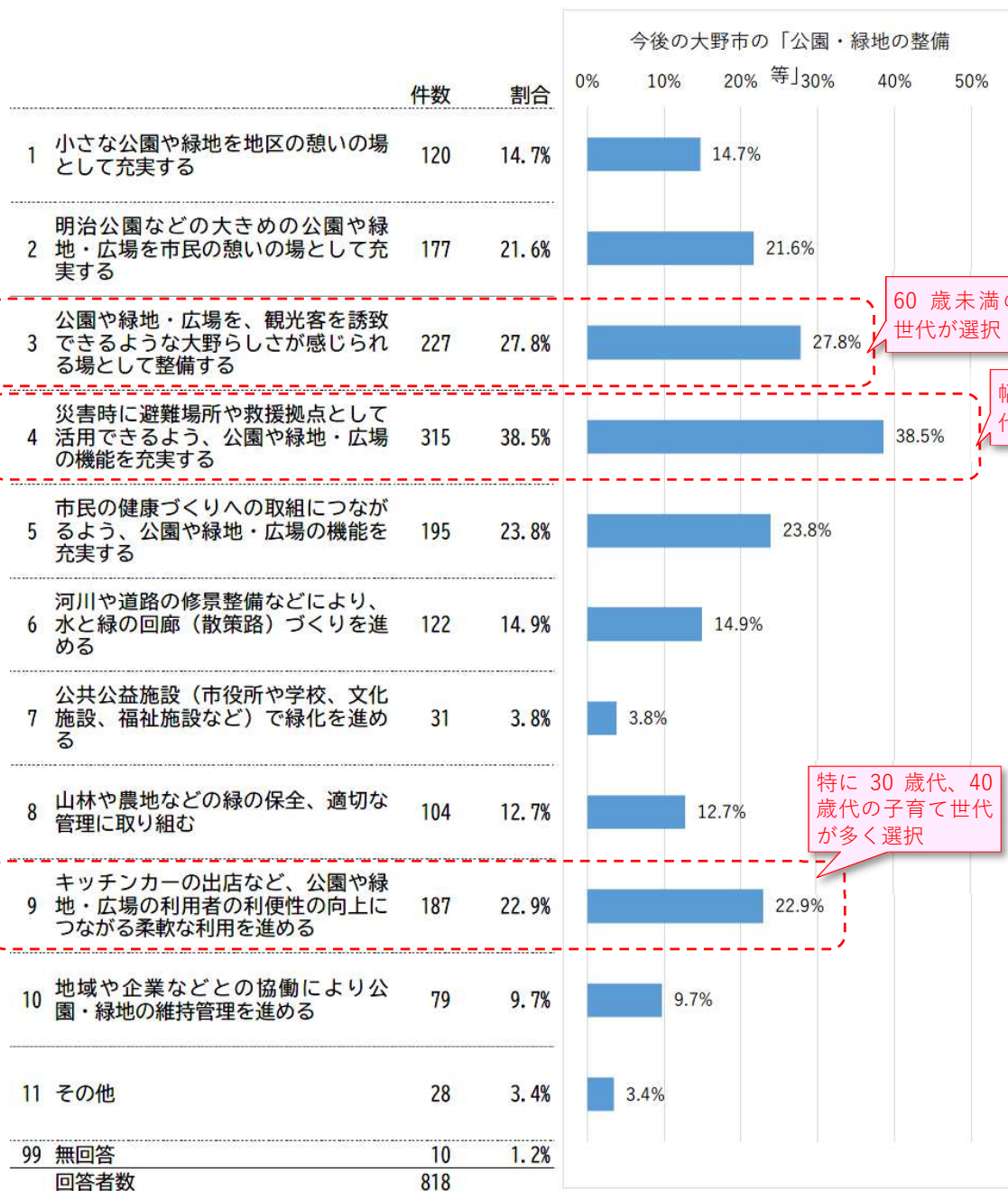
【大野 I C および荒島 I C 周辺の土地利用】



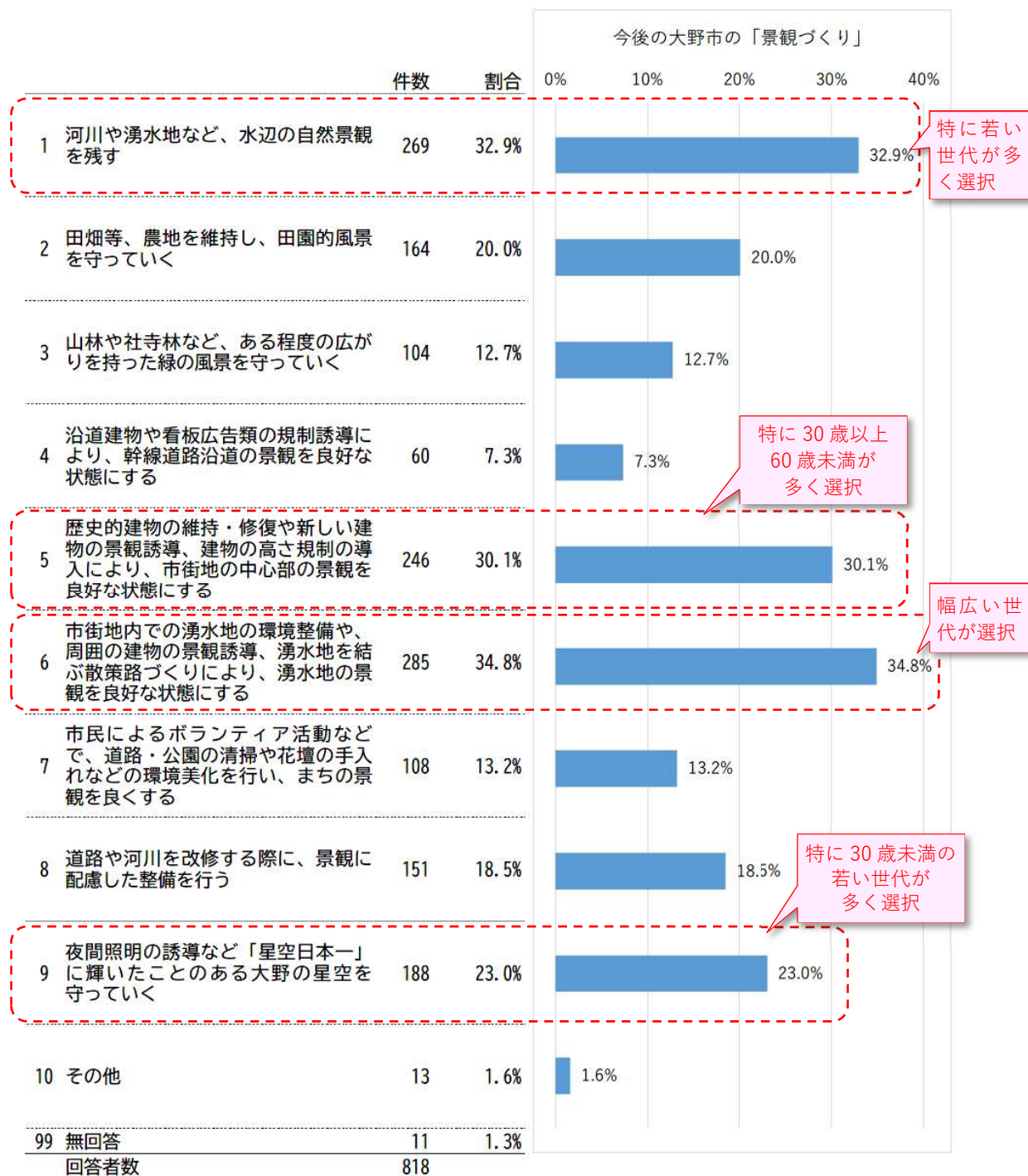
【九頭竜 I C および 2 つのハーフ I C 周辺の土地利用】



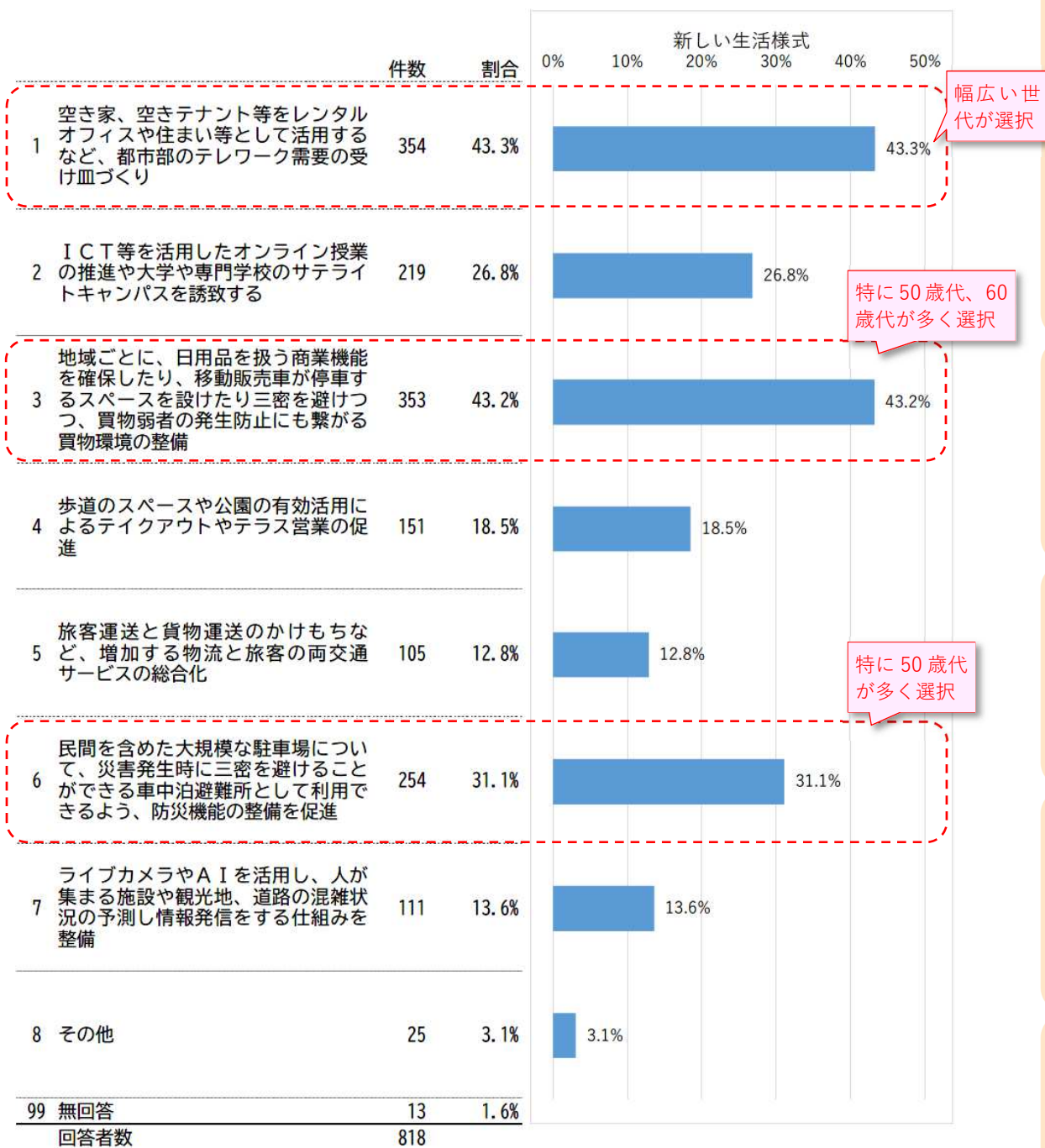
【公園・緑地の整備など】



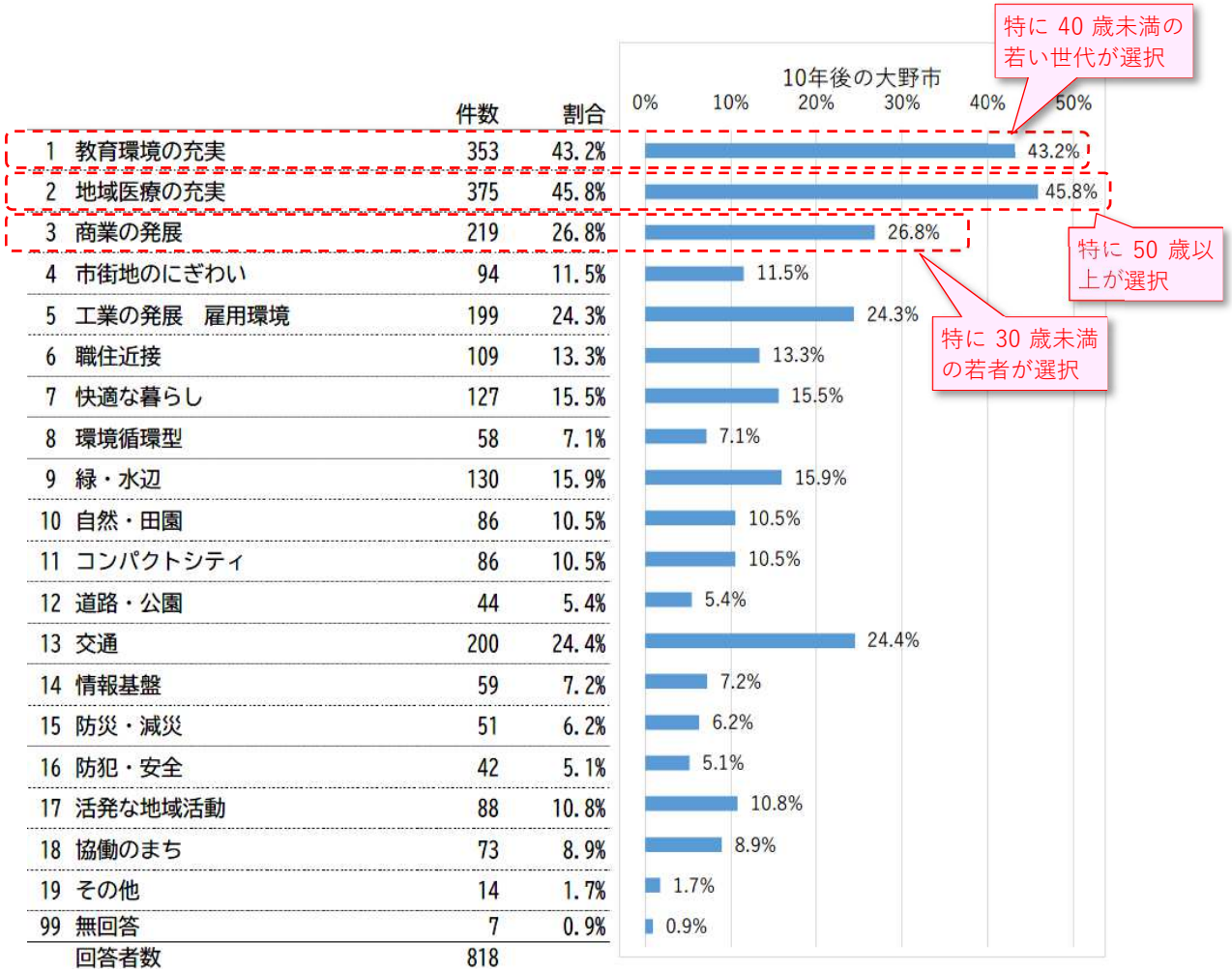
【景観づくり】



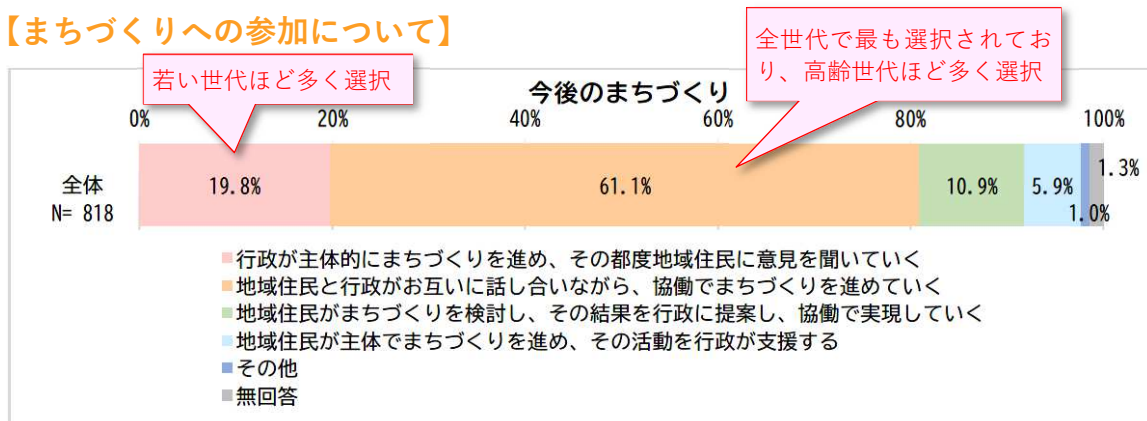
【新しい生活様式】



【10年後の大野市】



【まちづくりへの参加について】



○ 「分野別の都市づくりの方針」と「地域づくりの方針」の関係一覧表

全市的な方針を示す「分野別の都市づくりの方針」と3つの地域における方針を示す「地域づくりの方針」の関係性を表した一覧表です。

表の中の丸(○)は、地域づくりの方針を決める上で、市として優先すべきと考える事項で、丸の着色(●)は各地区との意見交換会で出された地域としても関心があることや重要だと考えている事項を表しています。

なお、「地域づくりの方針」は、「分野別の都市づくりの方針」の記載内容を地域特性に応じた表現に変えて、都市づくりの方針を記載しています。

	地域別			
	市街地	田園集落	山間	
分野別の都市づくりの方針	1. 土地利用の方針			
	・暮らし続けることができるコンパクトなまちづくり	●		
	・田園集落のコミュニティと田園景観の維持		●	○
	・豊かな自然環境の保全とまちづくりへの活用			●
	・中部縦貫自動車道や北陸新幹線の整備をまちの活力につなげる	●	●	●
	・土地や公共施設の有効活用	○	○	○
	2. 交通ネットワークづくりの方針			
	・広域的な連携を強化する幹線道路の整備促進		●	○
	・市街地ゾーンと各拠点を連絡する道路や生活道路の整備、維持		○	○
	・徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの形成	○	○	
	・公共交通の維持と機能強化	●	●	●
	・観光客の回遊性を高める交通システムの構築		●	●
	・長期未着手都市計画道路の見直し	○		
	3. 公園・緑地づくりの方針			
	・大野市の個性、特徴となる公園・緑地の保全、魅力の向上	○	○	●
	・市街地における暮らしを豊かにする公園・緑地の確保、適切な維持管理	○		
	4. 景観づくりの方針			
	・歴史文化が感じられるまち並み景観の保全、整備	●		
	・盆地を縁取る山並み景観、農村景観の保全、演出		○	●
	・美しい星空の保護・保全		○	
	5. 災害に強いまちづくりの方針			
	・自然災害に対応する土地利用の方針	○		
	・防災力の向上	○	●	○
	・自助・共助による取り組みの推進	○	○	○
	6. 健全な水循環によるまちづくりの方針			
	・水循環に配慮した土地利用の方針		●	●
	・水を生かしたまちづくりの推進	○	○	
	・水の安定供給と河川や水路の水質保全	○		
7. 脱炭素型社会に向けたまちづくりの方針				
・都市機能の配置と公共交通の連携、利用促進	○	○		
・公共施設における脱炭素化の推進	○	○		
・都市計画による脱炭素まちづくりの検討		●	○	
・住宅等の脱炭素化の促進	○			
・環境に優しい観光推進の検討	○		○	
8. 「健幸」で住み続けられるまちづくりの方針				
・子育てしやすいまちづくりの推進	○	●		
・すべての人の「健幸」を支える安全で快適な都市空間の形成	○			
・移動制約者が歩いて暮らせる環境づくり		●	●	
・多様な主体の参画と連携による移動手段の確保		●	●	
・未来技術でニューノーマルに対応するまちづくり	○	●	○	

○改訂経緯

1.改訂の経緯

年月日		開催事項	主な議題
令和2年 2020年	7月14日	第1回大野市都市マスタープラン改訂委員会	改訂・市民意向調査について
	8月～9月	市民意向調査（市民アンケート）	
	11月17日	第2回大野市都市マスタープラン改訂委員会	現マスタープランの検証と課題の抽出について
令和3年 2021年	6月24日	第3回大野市都市マスタープラン改訂委員会	将来都市像について 分野別の都市づくりの方針について
	8月4日	令和3年度第1回大野市都市計画審議会	将来都市像について 分野別の都市づくりの方針について
	9月～10月	地区別意見交換会（9地区）	
令和4年 2022年	2月24日	第4回大野市都市マスタープラン改訂委員会	地域別構想について 実現化方策について
	6月6日	第5回大野市都市マスタープラン改訂委員会	改訂大野市都市マスタープラン（素案）について
	7月1日	令和4年度第1回大野市都市計画審議会	改訂大野市都市マスタープラン（素案）について
	9月1日～ 9月30日	パブリックコメント	改訂大野市都市マスタープラン（案）について
	10月28日	第6回大野市都市マスタープラン改訂委員会 （書面による開催）	パブリックコメントの結果について 改訂大野市都市マスタープラン（案）について
	11月22日	令和4年度第2回大野市都市計画審議会	パブリックコメントの結果について 改訂大野市都市マスタープラン（案）について
	12月27日	庁議	改訂大野市都市マスタープランの策定

2.大野市都市マスタープラン改訂委員会委員名簿

選出区分	所属	役職	氏名
学識	福井大学工学部建築建設工学科	教授	野嶋 慎二 (委員長)
学識	福井県立大学経済学部経済学科	教授	堀田 学 (副委員長)
団体	福井建築士会大野支部	会員	横田 憲一
	大野商工会議所	経営指導員	嶋田 優子
	大野市農業委員会	会長	田中 豊実
	大野市文化財保護審議会	委員	加藤 守男 (第1回) 高津 琴博 (第2回～6回)
	大野市景観協議会	委員	宮下 麻衣子
	大野市青年会議所	理事長	松井 孝浩
公募			脇本 正則
			中村 和幸
行政	奥越土木事務所	所長	辻岡 雄樹 (第1回～4回) 増田 幹雄 (第5回～第6回)
オブザーバー	福井県土木部都市計画課	主任	川下 将克 (第1回～2回) 山本 学 (第3回～6回)